

令和4年第3回定例会

東吾妻町議会議録

令和4年 9月6日 開会

令和4年 9月16日 閉会

東吾妻町議会

令和四年第三回〔九月〕定例会

東吾妻町議会議録

令和4年東吾妻町議会第3回定例会会議録目次

第 1 号 (9月6日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	3
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者	3
○議長挨拶	4
○町長挨拶	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○報告第1号の上程、説明、質疑	7
○報告第2号の上程、説明、質疑	8
○認定第1号の上程、説明、監査委員報告、議案調査	8
○認定第2号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	46
○認定第3号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	50
○認定第4号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	52
○認定第5号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	56
○認定第6号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	58
○認定第7号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	61
○認定第8号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	64
○延会について	67
○延会の宣告	68

第 2 号 (9月7日)

○議事日程	69
○本日の会議に付した事件	70
○出席議員	70
○欠席議員	70
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	70
○職務のため出席した者	71
○開議の宣告	72
○議事日程の報告	72
○議案第6号～議案第14号の一括上程、説明、議案調査	72
○議案第15号の上程、説明、議案調査	77
○議案第16号の上程、説明、議案調査	79
○議案第17号の上程、説明、議案調査	82
○議案第18号の上程、説明、議案調査	83
○議案第19号の上程、説明、議案調査	85
○議案第20号の上程、説明、議案調査	87
○議案第1号の上程、説明、議案調査	88
○議案第2号の上程、説明、議案調査	97
○議案第3号の上程、説明、議案調査	98
○議案第4号の上程、説明、議案調査	99
○議案第5号の上程、説明、議案調査	100
○議案第21号の上程、説明、議案調査	101
○議案第22号、議案第23号の一括上程、説明、議案調査	102
○陳情書の処理について	104
○散会の宣告	104

第 3 号 (9月15日)

○議事日程	105
○本日の会議に付した事件	106
○出席議員	106
○欠席議員	107

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	107
○職務のため出席した者	107
○開議の宣告	108
○議事日程の報告	108
○認定第1号の質疑、自由討議、討論、採決	108
○認定第2号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	109
○認定第3号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	110
○認定第4号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	111
○認定第5号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	113
○認定第6号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	114
○認定第7号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	115
○認定第8号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	116
○議案第6号～議案第14号の質疑、自由討議、討論、採決	117
○議案第15号の質疑、自由討議、討論、採決	120
○議案第16号の質疑、自由討議、討論、採決	121
○議案第17号の質疑、自由討議、討論、採決	121
○議案第18号の質疑、自由討議、討論、採決	122
○議案第19号の質疑、自由討議、討論、採決	125
○議案第20号の質疑、自由討議、討論、採決	125
○議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決	126
○議案第2号の質疑、自由討議、討論、採決	127
○議案第3号の質疑、自由討議、討論、採決	127
○議案第4号の質疑、自由討議、討論、採決	128
○議案第5号の質疑、自由討議、討論、採決	129
○議案第21号の質疑、自由討議、討論、採決	130
○議案第22号、議案第23号の質疑、自由討議、討論、採決	130
○陳情書の委員会審査報告	131
○議員派遣の件について	132
○委員会報告について	132
○閉会中の継続審査（調査）事件について	135

○町政一般質問	138
根津光儀君	138
佐藤聡一君	146
井上日出来君	153
○延会について	163
○延会の宣告	164

第 4 号 (9月16日)

○議事日程	165
○本日の会議に付した事件	165
○出席議員	165
○欠席議員	165
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	165
○職務のため出席した者	166
○開議の宣告	167
○議事日程の報告	167
○町政一般質問	167
青柳はるみ君	167
竹渕博行君	174
重野能之君	184
高橋徳樹君	188
○町長挨拶	199
○議長挨拶	200
○閉会の宣告	201
○署名議員	203

令和 4 年 9 月 6 日 (火曜日)

(第 1 号)

令和4年東吾妻町議会第3回定例会

議事日程(第1号)

令和4年9月6日(火)午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報告第 1号 健全化判断比率の報告について
- 第 5 報告第 2号 資金不足比率の報告について
- 第 6 認定第 1号 令和3年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 認定第 2号 令和3年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 認定第 3号 令和3年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 認定第 4号 令和3年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 認定第 5号 令和3年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 認定第 6号 令和3年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 認定第 7号 令和3年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 認定第 8号 令和3年度東吾妻町下水道事業未処分利益剰余金の処分及び決算認定について
- 第14 議案第 6号 東吾妻町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第 7号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第 8号 東吾妻町職員の再任用に関する条例を廃止する条例について
- 第17 議案第 9号 東吾妻町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 第18 議案第10号 東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第19 議案第11号 東吾妻町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 第20 議案第12号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される東吾妻町の職員の処遇等に

関する条例の一部を改正する条例について

- 第21 議案第13号 公益的法人等への東吾妻町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第22 議案第14号 東吾妻町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 第23 議案第15号 東吾妻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第24 議案第16号 東吾妻町税条例等の一部を改正する条例について
- 第25 議案第17号 東吾妻町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 第26 議案第18号 東吾妻町育英条例の全部を改正する条例について
- 第27 議案第19号 東吾妻町立学校給食センターのあり方検討委員会条例について
- 第28 議案第20号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第29 議案第1号 令和4年度東吾妻町一般会計補正予算（第2号）
- 第30 議案第2号 令和4年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第31 議案第3号 令和4年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 第32 議案第4号 令和4年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第33 議案第5号 令和4年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 第34 議案第21号 辺地に係る総合整備計画の変更について
- 第35 議案第22号 町道路線の廃止について
- 第36 議案第23号 町道路線の認定について
- 第37 陳情書の処理について

本日の会議に付した事件

日程第13まで

出席議員（14名）

1番	須崎 幸一 君	2番	渡 一 美 君
3番	井上 日出来 君	4番	高橋 弘 君
5番	茂木 健司 君	6番	高橋 徳樹 君

7番	里見武男君	8番	小林光一君
9番	重野能之君	10番	竹渕博行君
11番	佐藤聡一君	12番	根津光儀君
13番	樹下啓示君	14番	青柳はるみ君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	渡辺三司君
教育長	山野邦明君	代表監査委員	石村文明君
総務課長	水出智明君	企画課長	関和夫君
まちづくり 推進課長	酒井文彰君	保健福祉課長	加藤俊夫君
町民課長	水出悟君	税務課長	谷直樹君
農林課長	角田良信君	建設課長	福原治彦君
上下水道課長	高橋篤君	会計課長兼 会計管理者	武井幸二君
学校教育課長	堀込恒弘君	社会教育課長	丸橋昇君

職務のため出席した者

議会事務局長	水出淳	議会事務局長 係	西巻雅子
議会事務局 主任	田中康夫		

◎議長挨拶

○議長（須崎幸一君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たりご挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、群馬県内の感染確認が8月末には累計で20万人を超え、当町につきましても、現在、高齢者や基礎疾患のある方への4回目の追加接種が行われているところでございます。

さて、本日ここに令和4年第3回定例会が招集されましたところ、議員各位には、極めてご多用の折、ご参集をいただき、開会できますことに対し心から感謝申し上げます。

本定例会には、報告をはじめ、令和3年度の一般会計、特別会計並びに事業会計の決算認定、条例関係、令和4年度の補正予算案、その他の重要案件が提案される予定となっております。どうか議員各位におかれましては、格別なるご精励をもってご審議をお願いしたいと思います。

会期中、町長をはじめ執行部各位におかれましても特段のご協力をお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。

本日は傍聴の申出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受付の際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようよろしくお願いいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料はお帰りの際にはお返しくさせていただきますよう、併せてお願い申し上げます。

なお、今定例会におきましても、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、傍聴者の皆様にもマスクの着用や手指のアルコール消毒等をお願いしておりますが、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

◎町長挨拶

○議長（須崎幸一君） 開会に当たり町長のご挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

令和4年第3回定例会の開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私ともにご多用のところご出席をいただき、ここに開催できますことに心より厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、第7波ということで、県内の感染者数も高い数値で横ばい状況となっております。町では、8月22日より4回目ワクチン接種を開始しております。今月末まで行う予定となっております。

そのような中での議会開催となりますが、感染症対策を図りながら進めたいと思いますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

さて、本定例会では、健全化判断比率の報告など報告関係2件、令和3年度一般会計歳入歳出決算認定など決算関係8件、東吾妻町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例など条例関係15件、令和4年度一般会計補正予算など予算関係5件、その他関係3件を提案させていただきます。予定でございます。

慎重かつ熱心なご審議をいただきまして、全てを原案どおりご議決を承りますようお願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（須崎幸一君） ただいまより令和4年第3回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時04分）

◎議事日程の報告

○議長（須崎幸一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（須崎幸一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第125条の規定により、7番、里見武男議員、8番、小林光一議員、9番、重野能之議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（須崎幸一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日から9月16日までの11日間とし、その日程はお手元に配付の日程表のとおりとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認め、会期は11日間と決定し、日程は日程表のとおりとすることに決定いたしました。

町政一般質問通告書の提出期限は明日9月7日の正午までといたしますので、よろしくお願いたします。

一般質問通告書の内容が具体性に欠け、要旨が明確に分からない場合、または町の事務の範囲外であったり適正を欠く内容の場合は、通告書の修正を求めたり受理しないことがありますので、あらかじめご承知おきください。

なお、執行部におかれましても、誠実、簡明な答弁に努めていただき、活発で能率的な議会運営にご協力くださいますようお願い申し上げます。

◎諸般の報告

○議長（須崎幸一君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

前期定例会に報告以降、議長としての報告事項はお手元に配付のとおりであります。後ほどご覧をいただき、議会活動または議員活動に資していただければと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（須崎幸一君） 日程第4、報告第1号 健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

報告及び説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 報告第1号 健全化判断比率の報告についてご説明申し上げます。

令和3年度決算に基づく健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、別紙監査委員の審査意見書の写しを付して報告いたします。

今回ご報告する健全化判断比率につきましては、令和3年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの財政指標でございます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、共に黒字でございます。

実質公債費比率につきましては、前年度と同様11.4%となりました。将来負担比率につきましては、前年度と比較して17.2ポイント減少し、27.2%となりました。改善した主要因といたしましては、地方債残高の減少や公営企業債の繰入見込額の減少、また、財政調整基金が増加したことでございます。

いずれの指標につきましても、早期健全化比率及び財政再生基準に該当する水準ではございません。今後も引き続き財政の健全化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 報告及び説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で本件の報告を終了いたします。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（須崎幸一君） 日程第5、報告第2号 資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告及び説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 報告第2号 資金不足比率の報告についてご説明いたします。

令和3年度決算に基づく資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、別紙監査委員の審査意見書の写しを付してご報告申し上げます。

該当する公営企業会計につきましては、水道事業会計、簡易水道特別会計、下水道事業特別会計の3会計でございます。いずれの会計におきましても資金不足は発生しておりませんので、資金不足比率は該当ございません。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 報告及び説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で本件の報告を終了いたします。

◎認定第1号の上程、説明、監査委員報告、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第6、認定第1号 令和3年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 認定第1号 令和3年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定につきまして提案理由の説明を申し上げます。

一般会計におきましては、歳入総額91億7,960万3,851円、歳出総額88億4,857万1,175円で、歳入歳出差引額は3億3,103万2,676円となりました。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源が4,366万5,000円でございますので、実質収支額は2億8,736万7,676円となりました。

詳細につきましてはそれぞれの担当課長から説明させますので、ご審議の上、認定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（関 和夫君） お世話になります。

初めに、配付資料の説明をさせていただきます。

まず、印刷物としてお配りいたしました、こちら、令和3年度東吾妻町における施策の実績でございます。こちらは、令和3年度の主な事業実績を各課別にまとめた資料でございます。

それから、お手元のタブレット端末の中にPDFデータとしてお配りをさせていただいた資料が2種類ございます。初めに、「R3決算分析資料」というファイル名のPDFファイルを開いていただきたいと思います。

まず、1ページ目が一般会計の款別決算対前年度比較でございます。

次の2ページ目、こちらにつきましては一般会計の款別執行率の一覧となっております。

続きまして、3ページにつきましては普通会計に係る性質別決算の一覧となります。

続いて、4ページ、こちらにつきましては会計別の決算額の一覧となります。

また、5ページ以降につきましては、一般会計目別決算の前年度比較、それから増減分析となります。後ほどご覧いただきたいと思います。

続きまして、もう1つのPDFファイル、「決算経年比較（グラフ）」というファイル名のPDFファイルをお開きいただきたいと思います。グラフの一覧となっております。

こちらは、合併後の平成18年度から令和3年度までの決算データを経年比較したグラフでございます。

まず、1ページ目をご覧いただきたいと思います。

こちらは一般会計の歳入歳出の決算額の推移でございます。一番左側が平成18年度、合併した最初の年度でございます。そこから、一番右側が令和3年度までの推移となっております。青色の折れ線グラフが歳入総額でございます。また、オレンジ色の折れ線グラフは歳出

総額でございます。

このグラフの一番ピークを迎えている年度が令和2年度、一番山が高くなっております。歳入総額が103.4億円、歳出総額が100.8億円となっております。こちらは、国のほうで、新型コロナ対策としまして国民1人当たり10万円の給付ということで定額給付金事業がございましたので、大きく決算額が上がっております。

また、ちょっと過去、平成21年度もグラフのほうが大きく上がっております。こちらは、その前の年、平成20年にリーマンショックがございまして、世界的な金融危機がありました。これを受けて、国のほうで平成21年度に各種経済対策事業がございましたので、事業費が大きく膨らんでおります。

続きまして、2ページをご覧くださいと思います。こちらは、町税、地方交付税、臨時財政対策債の推移でございます。

一番下の赤の折れ線グラフ、こちらが町税でございます。大体18億円から20億円ぐらいの間で推移しております。

真ん中の青い折れ線グラフ、こちらにつきましては地方交付税の総額となっております。こちら、一番ピークを迎えているのが令和3年度、前年度でございます。交付税総額は35.1億円、それから、一番上の紫色の折れ線グラフにつきましては、先ほどの地方交付税に臨時財政対策債を加えた総額となっております。

続いて、3ページをご覧くださいと思います。こちらは人件費の推移です。普通会計に属する人件費ということで、公営企業会計、それから公営事業会計に係る人件費を除いております。

まず、一番上の赤の折れ線グラフ、こちらにつきましては人件費総額でございます。こちらには、委員の報酬、非常勤職員、それから議員さんの報酬、特別職の給与、それから職員給与、それと、臨時職員の賃金を含む全ての総人件費でございます。

そのすぐ下の青の折れ線グラフは、職員給、こちらは臨時職員の賃金も含んだ職員給となっております。

そのさらに下の緑色の折れ線グラフ、こちらにつきましては職員給ということで、純然たる職員の給与となっております。

それから、一番下の黄色の折れ線グラフにつきましては臨時職員の賃金でございます。令和2年度から賃金がゼロになっております。これは、令和2年度から、これまで臨時職員だった位置づけが、会計年度任用職員ということで位置づけが変わったことによって賃金がゼ

ロとなっております。

続きまして、4ページをご覧くださいと思います。こちらは地方債残高の推移でございます。

まず、縦の棒グラフ、こちらにつきましては、全会計に係る地方債残高でございます。一番上の水色の部分ですね、平成18年度末現在で169億円、全会計の残高がございました。そこから、令和3年度末現在で143億円ということで、約26億円ほど減少しております。

この棒グラフの下の黄色い部分、こちらにつきましては臨時財政対策債を除く地方債残高でございます。

それから、真ん中辺の赤い折れ線グラフ、こちらにつきましては、一般会計に係る地方債残高の推移でございます。平成29年度、平成30年度あたりがちょっと右肩上がりということで、残高が増加しております。この要因としましては、こちらの役場庁舎を改修した費用、それから、統合の保育所ですね、現在のはらまち保育所を建設しております。この辺の事業費がかさみまして地方債残高が増加しております。

それから、一番下の紫色の折れ線グラフ、こちらにつきましては、一般会計以外の会計ですね、公営企業会計並びに公営事業会計に属する地方債残高の推移でございます。

続きまして、5ページをご覧くださいと思います。こちらは、起債、借入額、それから償還額のそれぞれ推移でございます。

まず、赤の折れ線グラフ、こちらにつきましては町債ということで、借入れ、借金の金額でございます。グラフが一番高くなってるのが平成30年度ということで、19.5億円の借入れを行っております。こちらは、先ほどご説明いたしました役場庁舎の改修費、それからのはらまち保育所の建設費用、これに係る起債が増加したことでございます。また、この赤の真ん中辺、平成25年度あたりもちょっと山が高くなっております。12.5億円、こちらは、給食センターを矢倉に建設しました。併せて統合中学校を増築しております。その辺で起債額が多くなっております。

また、水色の折れ線グラフにつきましては公債費ということで、こちらは借金の償還です。返済額の推移でございます。平成22年度がぐっと上がっております。こちらは、平成22年度に繰上償還というのを行いました。約5億円ほど繰上償還を行って地方債残高を減らしております。そんな関係で、ここがぐっと上がっております。

続きまして、6ページをご覧くださいと思います。こちらは基金残高の推移でございます。

一番上の青の折れ線グラフ、こちらは基金合計、全ての基金の合計となっております。平成18年度当時、14.2億円の残高がありましたが、令和3年度末現在では54億円ということで増加しております。

次に、赤の折れ線グラフ、こちらにつきましては財政調整基金の推移でございます。平成18年度が3.6億円でしたが、令和3年度には37.7億円ということで約10倍に増加しております。

また、黄色の折れ線グラフにつきましてはその他の特定目的基金の総額でございます。平成29年度から減少しております。この要因は、庁舎建設基金がございまして、庁舎を改修したときにこの庁舎建設基金を取り崩したことによって全体的に減少しております。

また、一番下の緑色の折れ線グラフにつきましては減債基金の推移でございます。

続きまして、7ページをご覧いただきたいと思っております。こちらは将来負担比率の推移でございます。

この将来負担比率の算定が始まりましたのが平成19年度からということで、算定当時、181.5%ありましたが、令和3年度には27.2%まで改善しております。この主な要因としては、起債残高が減少したこと、それから基金の総額が増加しているということが要因で、比率的には改善しております。

最後、8ページをご覧いただきたいと思っております。こちらは実質公債費比率の推移でございます。

こちらの比率の算定は平成18年度から始まりまして、当時20.8%ありましたが、令和3年度現在では11.4%ということで、こちらでも改善しております。

グラフの右上に参考ということで、早期健全化基準というのが25%、それから財政再生基準35%となっておりますが、いずれの基準よりも大幅に下回っております。参考に、財政再生基準35%を超える団体につきましては再建団体と呼ばれているところなんですけども、全国唯一、夕張市がこちらに該当しております。

以上、資料の説明とさせていただきます。それぞれ決算の参考資料としてご活用いただきたいと思っております。

それでは、一般会計歳入歳出決算書について事項別明細書により説明させていただきます。

初めに、歳入から税務課長より説明させていただきます。

○議長（須崎幸一君） 税務課長。

○税務課長（谷 直樹君） お世話になります。

それでは、決算書によりまして説明をさせていただきます。

15ページの歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。

1 款町税です。

町税の予算総額は18億7,736万4,000円、調定額は19億3,282万6,364円、対予算比は102.95%です。収入済額は18億8,065万1,174円、対予算費は100.18%、前年度収入額と比較しますと3,847万4,948円の減です。不納欠損額は413万8,033円です。前年度比で19万9,232円の増です。収入未済額は4,803万7,157円です。前年度比較で351万6,808円の減です。続きまして、税目別になります。

1 項町民税、収入済額は6億7,833万6,025円です。1目個人町民税の収入済額は5億4,219万3,225円です。1節の現年課税分と2節の滞納繰越分の合計になります。前年度比で428万6,923円の増です。収納率は95.87%です。2目法人町民税は収入済額1億3,614万2,800円です。前年度比で263万7,600円の減です。収納率は100.03%です。

次に、2 項固定資産税です。収入済額10億5,076万963円です。1目の固定資産税は収入済額10億2,345万2,263円です。1節の現年課税分、2節の滞納繰越分の合計となります。前年度比で4,141万9,952円の減です。収納率は97.51%です。収入減の主な要因として、新型コロナウイルス感染症に係る固定資産税の課税標準の特例などによるものと考えております。2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金は収入済額2,730万8,700円です。これは、関東森林管理局、群馬県、杉並区の3団体からの交付金です。前年度比で9万4,800円の増です。

次に、3 項軽自動車税です。収入済額は6,490万1,563円です。1目環境性能割の収入済額は341万9,100円です。2目種別割の収入済額は6,148万2,463円で、1節の現年課税分、2節の滞納繰越分の合計となります。前年度比で70万1,456円の増です。収納率は95.88%です。

続いて、4 項町たばこ税です。収入済額は8,340万9,023円です。前年度比で68万8,075円の減です。

17ページにお移りください。

5 項入湯税です。収入済額は324万3,600円です。前年度比で125万9,100円の増です。

以上が1 款町税の歳入決算です。よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 企画課長。

○企画課長（関 和夫君） 続きまして、2 款地方譲与税でございます。

まず、1項地方揮発油譲与税につきましては収入済額が3,120万6,000円、2項自動車重量譲与税が8,922万7,000円、3項森林環境譲与税が2,380万2,000円でございます。

次に、3款利子割交付金が103万3,000円、4款配当割交付金が830万8,000円、5款株式等譲渡所得割交付金が916万6,000円となります。

次のページに移りまして、6款法人事業税交付金が2,538万8,000円となります。

7款地方消費税交付金につきましては、備考欄をご覧くださいまして、地方消費税交付金が1億5,141万7,000円、社会保障財源交付金が1億8,482万8,000円、合計しまして3億3,624万5,000円となりました。前年度と比較して7.1%の増となりました。

続きまして、8款ゴルフ場利用税交付金が1,517万1,870円、9款環境性能割交付金が1,328万7,000円となりました。

10款地方特例交付金につきましては、まず1項の地方特例交付金が964万円、2項の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が、次のページの備考欄をご覧くださいと思います。2,656万1,000円となりました。

続きまして、11款地方交付税につきましては、普通地方交付税が32億9,731万2,000円、特別地方交付税が2億1,183万5,000円となり、交付税全体では前年度と比較して9.7%増加しております。

続きまして、12款交通安全対策特別交付金が257万6,000円、13款分担金及び負担金が合計で1,214万4,030円となりました。

次に、14款使用料及び手数料が合計で5,910万2,737円となっております。

続きまして、2枚めくっていただきまして、25、26ページをお願いします。

下のほうですけれども、15款国庫支出金につきましては、収入済額の合計が9億7,523万3,995円となります。前年度と比較して57.2%、金額にして約13億円余りの減額となりました。これは、令和2年度に実施いたしました特別定額給付金事業が終了したことが要因となっております。

続きまして、また2枚めくっていただきまして、29、30ページをお願いします。

16款県支出金につきましては、収入済額の合計が3億8,751万2,965円となります。

続きまして、また2枚めくっていただきまして、33、34ページをお願いします。

17款財産収入でございます。収入済額の合計が7,716万332円となります。こちらは、土地・建物の貸付収入や利子運用益、また土地や立木などの売払収入でございます。

次のページをお願いします。

こちらの下のほうの段ですけれども、18款寄附金につきましては収入済額の合計が1,722万9,680円です。こちらは、一般寄附金のほかに、民生費寄附金、また、ふるさと応援寄附金などでございます。

また、次のページ、37、38ページをお願いします。

19款繰入金につきましては、収入済額の合計が1億9,314万4,997円となります。こちらは、各種基金からの繰入金のほかに、地域開発事業特別会計、介護保険特別会計、国民健康保険特別会計からの繰入金となります。

また次のページをお願いします。39、40ページです。

20款繰越金につきましては、前年度繰越金と繰越明許費繰越金を合わせまして合計で2億6,155万5,982円となりました。前年度と比較して43.5%の減となりました。

続きまして、21款諸収入につきましては、収入済額の合計が1億6,756万1,089円となりました。

続きまして、また2枚めくっていただきまして、43、44ページをお願いします。

22款町債でございます。収入済額の合計が10億4,754万9,000円、前年度と比較して19.3%の増となりました。

次のページ、45、46ページをお願いします。

一番下の行でございますが、歳入合計といたしまして、調定額92億3,940万1,137円、収入済額91億7,960万3,851円、不納欠損額413万8,033円、収入未済額5,565万9,253円となりました。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

歳出につきましては各担当課長より説明をさせていただきます。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（水出智明君） お世話になります。

それでは歳出をご説明いたします。

47ページ、48ページをお願いいたします。

まず、1款議会費でございますが、人件費及び経常的な経費でございます。主なものとしたしましては、議会だよりの印刷製本費101万7,500円、委託料では、会議録調製印刷製本委託料、それから会議録音反訳委託料で合わせて264万5,991円の支出となっております。

次ページへいただきまして、2款総務費、1項1目一般管理費でございます。備考欄をご覧ください。職員人件費といたしまして、特別職2名、総務課、企画課、まちづくり

推進課、会計課、町民課の環境部門の職員、合計39名の人件費が主なもので、合計で3億8,385万6,346円でした。

次の一般管理事務費は、主なものといたしまして、4節の会計年度任用職員の社会保険料302万2,864円、11節の郵便料として839万247円、次ページへいっていただきまして、12節の委託料では電話交換業務委託料300万5,244円などでした。

次の人事管理費では、職員健康診断や産業医の委託料など、総額で273万3,742円を支出しております。

続きまして、2目の行政振興費、これは主に行政区に関わるものの支出項目となります。主なものは、12節の行政事務連絡業務委託料1,300万2,857円、ほかに18節の住民センターに関わる補助といたしまして、原町在下区の住民センター建設事業を含めまして各行政区の住民センターの増改築費など、総額で953万2,000円でした。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（須崎幸一君） 企画課長。

○企画課長（関 和夫君） 続きまして、次のページ、53、54ページをお願いします。

3目財政管理費でございます。支出済額の合計が144万8,156円です。こちらは、公会計システム等の委託料、使用料が主なものでございます。

○議長（須崎幸一君） 会計課長。

○会計課長（武井幸二君） お世話になります。

続きまして、4目会計管理費でございます。支出済額は618万2,172円でございます。備考欄をお願いします。会計管理事業では、口座振替手数料やコンビニ収納システム使用料が主な支出でございます。また、事務用品管理事業では、事務用消耗品や文書ファイリング用品の購入が主なものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（水出智明君） 続きまして、5目財産管理費の庁舎管理事業でございます。

この中の主なものとしましては、10節の電気料843万4,121円、11節の電話料195万731円、次ページへいっていただきまして、12節の委託料ではエレベーターの保守点検業務に162万3,600円、そこから少し下にいきまして、建築物環境衛生管理業務委託、これはコンベンションホールも含めました庁舎の清掃ですとか虫・ネズミ駆除など建物内の衛生管理を含めた業務委託ですが、これに503万8,000円、そこからまた少し下にいっていただきまして、E

S P業務委託、これに442万2,000円の支出でございました。13節では、庁舎の土地借上料、ここに158万6,692円、複合機リース、庁舎内で10台分ありますが、それが107万8,272円 でございました。

次に、庁用車管理事業では、15台分の管理費用ということで総額で245万9,227円となりました。

次ページへ行っていただきまして、町有バス運行事業でございます。コロナの影響によりましてバス運行があまりなかったということで、総額で56万1,974円 でございました。

次に、その他財産事業でございます。主なものは、12節の旧岩島第一小学校解体工事積算業務委託料591万8,000円、それから、公共施設等総合管理計画改訂支援業務委託料に149万6,000円、13節にいていただきまして、職員駐車場用地の借上料100万円、14節の工事請負費では、旧東中学校受変電設備更新工事に283万8,000円 でございました。

次ページへ行っていただきまして、地域振興センター事業でございます。10節の庁舎等修繕料では浄化槽修繕などに66万2,200円、14節の工事請負費ではテニスコート進入路造成工事、ここに111万5,400円の支出がございました。

次に、公平委員会費でございます。公平委員会につきましては、群馬県市町村総合事務組合が共同処理を行っておりますので、その負担金ということで4万9,800円のみでございました。

次ページへ行っていただきまして、固定資産評価審査委員会費、消耗品費としまして948円の支出でございました。

よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 企画課長。

○企画課長（関 和夫君） 続きまして、8目財政調整基金費でございます。備考欄をご覧ください。財政調整基金積立金が4億4,654万2,165円、減債基金積立金が8,283万7,191円、それぞれ積み立てております。

続きまして、9目企画費でございます。支出済額の合計が7,543万8,904円となりました。

初めに、企画調整事業につきましては合計で1,645万7,703円です。主な内容といたしましては、18節の一部事務組合負担金1,371万円、こちらは吾妻広域組合への一般経費負担金です。また、ぐんま電子入札共同システム負担金131万7,400円、こちらは令和2年度から導入しております。続きまして、光ケーブル等管理事業につきましては合計で2,403万8,295円です。こちらは、岩島坂上地区における光ケーブルの保守点検委託料や電柱使用料、

また、上信自動車道の建設工事に伴う移設工事が主なものでございます。

次の繰越しによる光ケーブル等管理事業につきましては、上信自動車道吾妻西バイパス事業に伴う光ケーブルの移設工事費137万5,000円でございます。

続きまして、定住促進事業につきましては合計で482万6,523円となりました。次のページをお願いします。備考欄をご覧くださいまして、移住相談業務委託料171万円、こちらは移住コーディネーターと移住相談員2人分の業務委託料でございます。また、一番下の地方創生推進交付金移住支援金100万円につきましては、令和3年度から新たに創設いたしました移住支援制度でございます。

続きまして、ふるさと応援寄附金事業は合計で2,098万9,869円となりました。令和3年度より企業版のふるさと応援寄附金事業を開始いたしまして、寄附金総額では前年度と比較して83.2%の増となっております。

続きまして、人口減少対策事業が5万2,415円、その次の食による町おこし事業は合計で769万9,099円となりました。こちらは、おらがまちづくりプロジェクト委員会の委員報酬のほかに、マイロックタウン東吾妻事業の業務委託料が主なものでございます。

続きまして、10目運輸対策費でございます。支出済額の合計が5,141万8,316円です。初めに、路線バス運行対策事業が合計で5,014万1,059円となりました。次のページの備考欄をお願いします。地域公共交通活性化協議会負担金が609万円、乗合バス運行費補助金が4,236万4,332円などが主なものでございます。

続きまして、鉄道対策事業につきましては事業費の合計で127万7,257円となりました。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（水出智明君） 続きまして、11目支所費でございます。

備考欄をご覧ください。東支所の管理事業ということで総額で3,812万7,605円ございました。主なものは、電気料349万459円、次ページへいっていただきまして、27節の地域開発事業特別会計繰出金に3,070万円ございました。

次に、改善センター管理事業、これにつきましても支所と同じく建物の維持管理に係る費用がほとんどございまして、98万5,686円ございました。

次に、簡易郵便局費、これは植栗、厚田、本宿の3つの局に関わる費用となります。主なものは会計年度任用職員の人件費となります。ページをめくっていただきまして、交通対策費でございます。主なものは、7節の報償費100万2,000円、これは免許返納者への商品券

とバスカード代となります。

それから、12節交通指導員委託料では234万8,317円、14節の工事請負費では、道路反射鏡設置工事に286万円、区画線・ガードレール設置工事に273万9,000円を支出いたしました。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 企画課長。

○企画課長（関 和夫君） 続きまして、14目電算業務費でございます。支出済額の合計が7,116万991円です。こちらは、電算システム全体の保守委託料や回線使用料、システム使用料、また、サーバー、パソコン、プリンターなどの機器リース料が主なものでございます。

次のページをお願いします。15目開発費につきましては合計で9万2,371円となります。

こちらは企画課で保有している公用車の管理費用でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（水出智明君） 次に、広報広聴活動費でございます。広報発行費といたしまして印刷製本費の343万9,084円が主なものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（酒井文彰君） お世話になります。

ページの最下段、2款1項17目地域活性化対策費からになります。総支出済額、4事業合計で5,838万866円でございます。

次のページに移りまして、地域活性化事業では1,734万4,724円の支出でございます。地域おこし協力隊員人件費のほか、18節の地域美化事業補助金に94万円、定住促進住宅取得奨励補助金に749万8,000円、若者起業支援補助金170万8,000円などの交付実績が主な支出の内容でございます。また、定住促進事業補助金の繰越分として549万7,000円を支出しております。

次に、地域おこし協力隊事業ですが、156万5,799円の支出です。協力隊員が使用する住宅借上料及び車両のリース料等が主なもので、隊員の活動を支えるための予算執行となっております。

続いて、次ページに移っていただきまして、萩生地区活性化事業に104万4,401円の支出でございます。こちらは、萩生地区ビジタートイレの消耗品補充や光熱水費等、維持経費が主なものとなっております。

続いて、吾妻溪谷活性化対策事業1,663万84円の支出です。自転車型トロッコ「アガッタン」の運行に係るスタッフの人件費、また光熱水費、保守に係る費用が主なものとなります。

次ページの中ほどになりますが、多人数乗車を可能にするためのトロッコ台車の追加購入などを行いまして利用者の利便性向上を図ってまいりました。また、前年度からの繰越事業といたしまして、滑沢橋梁の安全対策工事、電気設備工事ほか環境整備費用として合計で1,629万8,858円を支出しております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 企画課長。

○企画課長（関 和夫君） 続いて、18目交流事業推進費につきましては合計で4万4,550円となりました。こちらは、昨年、群馬県庁で開催されました台湾フェアに対しての出店経費となります。

次に、19目山村振興対策費につきましては、次のページの備考欄をお願いします。山村振興連盟負担金の4万円でございます。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（水出智明君） 次に、20目の諸費でございます。備考欄をご覧いただきまして、ここでは、顧問弁護士の委託料と一部事務組合や各種協会などの負担金が主なもので、総額81万4,353円ございました。

次の防犯事業では、防犯灯と防犯カメラの電気料389万5,602円と、そのリース料として防犯灯が344万4,840円、防犯カメラが645万6,360円が主なものでございます。このほかに17節の特殊詐欺対策通話録音装置購入88万円を支出しておりますが、これは80台分になります。

次ページへいっていただきまして、自衛隊事業でございますが、コロナにより事業展開ができなかったということで、募集広報用の貼るカイロの費用としての支出だけございました。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明の途中ですが、ここで休憩を取りたいと思います。

再開を11時10分といたします。

(午前11時00分)

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

（午前 11 時 10 分）

○議長（須崎幸一君） 税務課長。

○税務課長（谷 直樹君） 81ページからお願いいたします。

2 款 2 項徴税費は支出済額 1 億 729 万 2, 137 円です。1 目税務総務費は支出済額 7, 258 万 3, 792 円です。一般職員 11 名分の人件費です。

2 目賦課徴収費は支出済額 3, 470 万 8, 345 円です。備考欄をご覧ください。最初に賦課徴収費です。1, 776 万 9, 330 円は賦課徴収全般に係る経費となります。主な支出は、13 節税務情報マスター基本ソフトシステム利用料、地方税申告受付支援サービス業務利用料などのシステム利用料や、84 ページのほうに移りますが、18 節地方税共同機構負担金や 22 節の還付金及び還付加算金などの経費となっております。

続きまして、住民税、軽自動車税です。支出済額 37 万 3, 856 円は町税及び軽自動車税の賦課徴収に要する経費となります。主な支出は、1 節会計年度任用職員の報酬や 12 節軽自動車税環境性能割徴収取扱費などの経費となっております。

続きまして、資産税です。支出済額 1, 611 万 8, 707 円は固定資産税の賦課徴収に要する経費となります。主な支出は、12 節の固定資産税課税客体調査及びシステム更新業務委託料や、13 節家屋評価システムなどの使用料となっております。

続きまして、収税です。支出済額 44 万 6, 452 円は滞納整理や収納事務に要する通常経費となっております。主な支出は、10 節の図書代や、86 ページのほうに移りますが、12 節の差押えしました不動産物件を公売するための不動産鑑定委託料となっております。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 町民課長。

○町民課長（水出 悟君） お世話になります。

そうすれば、85 ページから 90 ページにかけてになります。

3 項 1 目戸籍住民基本台帳費になります。一般職員 6 人と会計年度任用職員 2 名の人件費のほか、戸籍簿や住民基本台帳を維持管理するためのシステムの保守委託料、さらに、そう

いったもののシステムの利用料、証明書コンビニ交付費用、旅券発行事務費用など、合計で5,604万6,013円の支出となりました。繰越明許費の330万円は、住民基本台帳システム改修業務委託料となっております。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（水出智明君） 続きまして、89ページ、90ページをお願いいたします。

選挙費でございます。まず、選挙管理委員会費でございますが、これは委員会に関わる費用ということで74万7,868円ございました。

次に、選挙啓発費、ポスターコンクールに関わる経費でございます。11万6,727円ございました。

次に、衆議院議員選挙費でございます。主なものは人件費になりますが、次ページにいただきまして、10節の消耗品費154万5,331円につきましては、ポスターの掲示板を含めた消耗品費ということでございます。

次に、東吾妻町長選挙費143万5,196円ございました。町長選につきましては無投票となりましたが、昨年度の3月中に準備費用としてかかったものでございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 企画課長。

○企画課長（関 和夫君） 5項統計調査費、1目の統計調査総務費でございます。支出済額の合計が9万918円となります。

次のページにいただきまして、2目の統計調査費につきましては支出済額の合計が75万3,296円となります。こちらは各種統計調査に係る経費でございます。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（水出智明君） 次に、監査委員費でございます。2名の委員報酬が主なものでございまして、48万6,800円の支出でございました。

よろしくをお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 建設課長。

○建設課長（福原治彦君） お世話になります。

続きまして、7項ダム対策費でございます。1目ダム対策総務費は支出済額1,741万1,874円となります。備考欄に記載されているダム対策総務費を説明させていただきます。主なものにつきましては、ダム対策係1名の職員人件費及び横谷駐車場工事請負費でござい

ます。

よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋 昇君） お世話になります。

2款8項1目のコンベンションホール管理費でございます。支出済額が1,057万9,551円でございます。これにつきましては、コンベンションホールの施設の備品の管理、ホールの運営に要した費用でございます。ガス代の179万5,112円につきましては、コンベンションホールの空調機器等はガスヒートポンプによるガス物で運営してはいますが、そちらのガス代でございます。

それから、工事請負費では、ステージのつり物ワイヤーロープの交換工事を行っております。

よろしく願いします。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（酒井文彰君） 97、98ページをお願いいたします。

2款8項2目道の駅管理事業に7,527万1,805円の支出でございます。道の駅あがつま峡、天狗の湯、ふれあい公園の管理費用でございます。金額の大きいものとしたしましては、指定管理料として1,460万円の支出のほか、道の駅としての機能向上のため屋外トイレの増設工事を行いました。14節の工事費にこの費用4,879万6,000円を含んでいるため、例年と比べて全体の支出額が大きくなっております。また、この関連で繰越事業として屋外トイレの設計業務委託費429万円を支出しております。

続いて、3目桔梗館管理費ですが、1,471万603円の支出となっております。指定管理料768万円のほか、記載が次ページにまたがりませんが、施設維持のための浄化槽関連工事や貯水槽塗装工事など、メンテナンスに係る費用が主なものとなっております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋 昇君） 続いて、健康増進センター管理費でございます。100万1,789円かかっておりますが、こちらにつきましては、健康増進センターの管理運営に係る費用でございます。主に、運動器具の維持管理修繕料それから器具の保守点検委託料等でございます。

よろしく願いします。

○議長（須崎幸一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤俊夫君） お世話になります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の社会福祉事業1億57万6,492円でございます。職員人件費8名分、民生委員、児童委員、保護司報償費のほか、次のページをお願いします。社会福祉協議会への補助金が主なものでございます。

非課税世帯臨時特別給付金事業1億2,595万7,586円は、非課税世帯へ1世帯10万円を1,249世帯へ支給した給付金と事務経費でございます。

2目の障害福祉費でございます。障害児者総合支援事業3億8,407万8,494円は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスに要した経費でございます。

次のページをお願いいたします。19節扶助費の障害福祉サービスに係る給付費につきましては、障害福祉サービス介護給付費、障害福祉サービス訓練等給付費、障害者自立支援（療育介護）医療給付費3つを足し合わせた合計額が前年度比4.1%増となりました。このほか、障害者補装具、日常生活用具給付費でございます。

続きまして、障害福祉事業404万8,508円でございます。この事業は、障害児者総合支援事業に基づかない事業に対する経費でございます。主なものは、18節腎臓機能障害者通院交通費補助金、特定疾患等患者見舞金分でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 町民課長。

○町民課長（水出 悟君） 3目国民年金費は、年金の資格の取得・喪失の事務の手續に必要な通信運搬費などのほか、翌ページになりますけれども、法令改正に伴いますシステム改修委託料で、合計で87万2,092円の支出でございました。

○議長（須崎幸一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤俊夫君） お世話になります。

4目の老人福祉費でございます。老人福祉事業3億1,926万4,053円でございます。敬老祝金は490名の方に支給しております。シルバー人材センターの運営委託料、紙おむつ等給付事業委託料は社会福祉協議会へ委託いたしました。

介護保険特別会計繰出金につきましては特別会計で改めてご説明させていただきます。

次に、地域包括支援センター事業2,608万5,942円でございます。保健センター内にあります地域包括支援センターの職員人件費3名分と、予防給付ケアマネジメント委託料でございます。

5目の福祉医療費でございます。次のページをお願いいたします。福祉医療事業8,770万5,804円でございます。福祉医療は、令和3年度から年度末年齢で18歳まで対象者を拡大いたしました。対前年度比10.4%となりました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 町民課長。

○町民課長（水出 悟君） 6目国民健康保険費は、一般職員3人の人件費と国民健康保険特別会計事業勘定への繰出金で1億1,244万293円となりました。

○議長（須崎幸一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤俊夫君） 7目の社会福祉施設管理費274万6,795円でございます。主なものは、指定管理となっておりますいわびつ荘とすこやかセンター福寿草の修繕費、社会福祉協議会漏水工事費でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 町民課長。

○町民課長（水出 悟君） 8目後期高齢者医療費は、群馬県後期高齢者医療広域連合への療養給付費負担金と後期高齢者医療特別会計への繰出金で2億7,480万866円ございました。

○議長（須崎幸一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤俊夫君） 2項1目の児童措置費でございます。子育て支援費1億3,135万7,080円でございます。次のページをお願いいたします。児童手当、出産祝金、子育て支援金が主なものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（堀込恒弘君） よろしくお願いいたします。

同じ目内の子育てひろば148万5,340円は、はらまち保育所2階の子育て支援センターで実施しております子育てにこにこひろばの運営経費でございます。昨年度は148日間開設し、1日平均約15.1人の親子の利用がございました。

よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤俊夫君） 子育て世帯の臨時特別給付金事業1億3,991万1,748円は、ゼロ歳から18歳までの子供を養育している方で、年収960万円以上の世帯を除き、対象児童1人当たり10万円とシステム改修費でございます。

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業524万8,303円は、住民税非課税世帯の独り親世帯以外の方へ児童1人当たり5万円とシステム改修費でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（堀込恒弘君） 続きまして、2目保育所費、保育所運営事業1億6,912万2,413円は、町内2か所の保育所の運営事業費でございます。その多くは人件費となります。運営事業費には、保育料収入のほか、電源立地地域対策交付金2,279万7,000円も充当いたしております。

このページから113、114ページ中段にかけまして備考欄に記載をされておりますが、一般職9名及び会計年度任用職員33名の人件費のほか、主な支出は、10節の賄い材料費819万2,358円や、14節の旧原町保育所駐車場用地原形復旧工事費441万1,000円などでございます。

113、114ページをお願いいたします。

次に、3目学童保育費、学童保育事業3,003万1,810円は、町設置の児童クラブの運営経費や民間設置の2か所の児童クラブへの運営費補助金1,521万7,450円が主な支出でございます。

115、116ページ上段の22節還付金及び還付加算金113万8,000円は、令和2年度事業確定により発生いたしました子ども・子育て支援交付金等の返還金でございます。

2項児童福祉費については以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（水出智明君） 続きまして、災害救助費でございます。

負担金と積立てで3万8,083円の支出でございました。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤俊夫君） 4款衛生費、1項保健衛生費でございます。1目保健衛生総務費の保健総務費1億3,258万4,873円は、保健センター職員11名分の人件費と負担金、補助金などが主な内容でございます。

次のページをお願いいたします。18節中之条病院健全化補助金と原町日赤に対する補助金でございます。国民健康保険特別会計施設勘定繰出金は後ほど特別会計でご説明させていただきます。

2目の予防費でございます。定期予防接種事業1,693万8,535円は、予防接種法に基づく

予防接種の経費でございます。定期外予防接種事業31万2,920円は任意接種に対する補助でございます。インフルエンザ予防事業1,481万7,500円は、子供、妊婦に対するインフルエンザ予防接種で、3,500円を上限に費用負担をしております。

次のページをお願いいたします。狂犬病等予防事業90万7,950円は、狂犬病予防法に基づく犬の登録と注射及び避妊手術の補助金でございます。繰り越しいたしました新型コロナウイルスワクチン接種事業7,349万1,506円は、会計年度任用職員、ワクチン接種委託料、接種券・予診票等発送業務、接種会場設営等委託料、予約管理システム使用料などが主なものでございます。

次のページをお願いいたします。

3目の母子保健費、次世代育成支援事業94万7,540円は、妊産婦新生児訪問や思春期講演会などの経費でございます。教育相談事業105万4,759円は、離乳食講習会やラッコクラブ、ピヨピヨクラブなどの運営経費でございます。妊婦支援事業558万9,258円は、妊婦健診の委託料や不妊治療費12件分の助成金でございます。健康診査事業241万5,063円は、乳幼児の定期健診にかかった経費でございます。歯科健康診査事業84万8,500円は乳幼児の歯科検診に係った経費でございます。

次のページをお願いいたします。母子医療給付事業59万3,336円は、未熟児療育医療と育成医療に係る経費でございます。

続きまして、4目の健康増進事業費でございます。健康増進法に位置づけられた各種がん検診や健康診査、健康教育、健康相談等に要した経費でございます。健康審査事業969万9,501円は健康診査等委託料となります。がん検診事業1,854万718円は各種がん検診の経費でございます。生活習慣病予防対策事業43万1,872円は、糖尿病予防教室や特定保健指導などに要した経費でございます。自殺対策事業16万1,013円は、ゲートキーパーの講師謝金、テキスト代でございます。高齢者介護予防事業19万1,056円は、ダンベル、サロンの講師謝金が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。

5目の健康推進費34万2,990円は、食生活改善推進協議会の業務委託料などでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 町民課長。

○町民課長（水出 悟君） 6目環境衛生費は、畜産関連の排水処理状況を把握するための河川水質検査委託料、ハチ駆除用の防護服の購入代金のほか、吾妻広域火葬場の負担金、太陽

光発電システム設置費補助金など、合計で1,790万404円でした。繰越明許費の93万円は、太陽光発電システムの設置補助金事業となっております。

続いて7目になります。公害対策事業費は、群馬県内14か所に設置してあります大気観測装置の1つが東吾妻中学校にあり、この機器の電気料を負担しているほか、産業廃棄物等の不法投棄に係る環境検査委託料など、合計で65万5,255円の支出でした。

○議長（須崎幸一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤俊夫君） 8目の保健センター管理費203万9,616円は、保健センターの管理運営に要した経費でございます。

次のページをお願いいたします。12節自動ドア保守点検委託料、警備委託料が主なものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 町民課長。

○町民課長（水出 悟君） 9目霊園管理費は、あがつま共同霊園内を6区画増設したほか、共同霊園と集会所の維持管理費用で212万781円の支出でした。集会所につきましては、令和3年度末をもって用途廃止としております。

続きまして、2項1目清掃総務費でございます。環境美化運動のほか、ごみ収集委託料ですとか、吾妻東部衛生施設組合負担金、吾妻環境施設組合負担金、生ごみ処理機等購入費補助金など、合計で2億1,339万9,759円の支出でした。

○議長（須崎幸一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） お世話になります。

3項1目の簡易水道費でございます。備考欄をお願いいたします。18節の建設事業補助金ですが、こちらは町営以外の簡易水道組合や小水道組合に対する建設事業補助金として7万3,000円を令和3年度につきましては4つの組合に交付してございます。それから、27節繰出金は簡易水道特別会計繰出金として1,921万5,000円でございます。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（酒井文彰君） 5款1項1目労働諸費、備考欄、労働管理費に123万7,700円の支出です。吾妻職業安定協会負担金3万7,700円のほか、勤労者住宅建設資金利子補給金として12件分の120万円を交付し、住宅建設の促進と人口の定着を図りました。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 農林課長。

○農林課長（角田良信君） お世話になります。

129ページをお願いします。

6款農林水産業費、支出済額は3億3,436万9,882円でございます。1目農業委員会費は支出済額3,256万659円でございます。農業委員会費につきましては、報酬、職員人件費などの農業委員会運営に係る諸経費と電算処理業務委託料でございます。

131ページをお願いします。

2目農業総務費でございますが、支出済額は8,872万6,440円でございます。農業総務費につきましては、2節給料から4節共済費までの職員人件費でございます。農政対策事業につきましては、各農業振興協議会への活動補助金が主なものでございます。

3目農業振興費でございますが、支出済額4,019万205円でございます。経営所得安定対策事業につきましては、郵便料及び経営所得安定対策等推進事業補助金が主なものでございます。農業次世代人材投資事業につきましては、新規就農者3名に対し給付金を給付しました。農業振興地域整備促進事業につきましては整備計画策定業務委託料が主なものでございます。農業近代化資金等利子補給事業につきましては、4件に対して利子補給を行いました。

135ページをお願いします。農業振興対策事業につきましては、人・農地プラン実質化に伴う業務委託料及び農業機械導入事業補助金が主ものでございます。また、野生動物による農作物災害対策事業につきましては、電気柵設置等の経費の一部を補助いたしました。

はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業につきましては、認定農業者1名と新規就農者2名への補助金でございます。園芸用廃プラスチック処理事業につきましては、キロ当たり10円の補助を行い約52トン进行处理いたしました。中山間地域等直接支払事業につきましては、17集落への交付と事務的経費でございます。環境保全型農業直接支払事業につきましては、環境保全効果の高い営農活動の実施のための交付金で、1件に対し交付いたしました。直売施設管理事業、いわびつ体験農園事業につきましては施設管理のための経費でございます。

137ページをお願いします。

4目農業経営基盤強化対策事業費でございますが、支出済額83万5,640円でございます。認定農業者農用地利用集積促進奨励金でございます。

5目畜産振興費でございますが、支出済額は244万5,473円で、豚熱対策への消耗品、畜産協議会への補助金が主なものでございます。ぐんまの肉牛応援事業はICT機器の導入の補助でございます。

6目農地費でございますが、支出済額6,382万6,045円でございます。繰越しで行いました農村地域防災・減災事業は、岡崎地区ため池耐震診断、豪雨調査委託料でございます。

140ページをお願いします。群馬県中山間地域農業農村整備事業につきましては、上の原地区の県営事業負担金が主なものでございます。県単小規模土地改良事業につきましては、本宿川原地区調査設計委託及び箱島中貝戸地区調査設計委託と用排水路工事でございます。鳥獣害防止対策事業では、町内5地区に電気柵設置の補助を行いました。町単小規模土地改良事業では、農道、用水路等の補修・修繕を行いました。多面的機能支払交付金事業につきましては、農地維持支払交付金を14組織、資源向上支払交付金を13組織に交付いたしました。

141ページをお願いします。

7目地籍調査費でございますが、支出済額628万525円でございます。調査区につきましては岩下の1部2でございます。

2項1目林業振興費でございますが、支出済額5,837万6,553円でございます。林業振興費につきましては、緑の県民基金伐採事業を5地区、緑の県民基金管理事業を21地区、森林整備担い手対策事業、木材流通促進事業と森林環境譲与税基金積立てを行いました。

144ページをお願いします。有害鳥獣捕獲事業につきましては、イノシシ、鹿、猿等の捕獲に対し補助金を交付しております。3年度の実績では、イノシシ159頭、ニホンジカ239頭、猿7頭、熊18頭でございます。地域おこし協力隊事業では、隊員の住居借上料、自動車リース料及び燃料費でございます。

2目林業基盤整備費でございますが、支出済額2,933万2,005円でございます。広域林道開設事業につきましては、林道吾嬭山線の用地測量委託料と用地購入費でございます。治山事業につきましては県単治山事業への負担金でございます。

146ページをお願いします。県単林道改良事業につきましては北榛名山線の舗装工事でございます。町単林道整備事業につきましては、倒木、流出土砂撤去等の維持修繕と4路線の除草委託でございます。林道作業道総合整備事業補助金につきましては作業道開設に係る補助金でございます。

3目町有林管理費でございますが、支出済額は1,164万7,337円で、森林国営保険と岡崎地区間伐作業委託などが主なものでございます。

3項1目水産振興費でございますが、支出済額は14万9,000円、漁業協同組合等への補助金でございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（酒井文彰君） 続きまして、7款1項1目商工費、総支出済額3億9,022万6,655円の支出でございます。商工総務費では3,085万5,945円の支出となります。次ページに移っていただきまして、総務費では、商工観光職員5名についての人件費及び庁用車の維持管理費用が主な支出となっております。

次に、2目商工振興費は支出済額3億634万6,790円でございます。まず、商工業対策事業では1億5,832万8,489円の支出となっております。18節の商工対策に係る様々な補助金交付が主な内容となります。金額の大きいものとしたしましては、住宅新築改修補助金1,388万4,000円、企業立地促進条例関連奨励金に7件7,000万円、その他、新型コロナ対応としたしまして小規模事業者持続化補助金に2,734万9,000円、事業継続支援補助金に2,257万8,000円などがございます。

また、ページ最下段になりますが、緊急経済対策、くらし応援商品券支給事業といたしまして、合計で1億4,632万3,301円の経済支援を行っております。

次ページに移りまして、3目観光費、支出済額5,161万1,166円となっております。備考欄、観光管理費は2,153万1,988円の支出でございます。18節の観光協会補助金1,850万円のほか、各種団体等への負担金が主なものとなります。また、前年度繰越事業であるG o T o 東吾妻泊まってお得キャンペーン事業に1,098万7,000円を観光協会の事業として補助金交付をしております。続いて、観光宣伝事業に417万6,097円の支出でございます。観光PRのためのパンフレット製作、またホームページ運営、雑誌や新聞等への広告掲載料などの観光PRに係る経費でございます。

次のページに移りまして、キャンプ場関係ですが、温川キャンプ場管理事業に92万9,363円の支出とあづま森林公園キャンプ場に269万7,422円の支出でございます。2つのキャンプ場ともに、運営に係る光熱水費、消耗品購入、保守点検及び施設修繕料などが主な支出となっております。コロナの影響によりまして営業日数等が制限される中での営業となりました。

続いて次ページに移っていただきまして、公園等管理事業に336万6,891円の支出でございます。各公園施設の光熱水費、また保守点検費用のほか、改修工事といたしましては、おかのぼり公園のトイレ洋式化工事を行っております。続いて、都市公園管理事業に235万6,105円の支出でございます。1号、2号、3号街区公園並びにコミュニティ広場の維持管

理に係る清掃管理委託料、光熱水費等の支出が主なものとなります。また、老朽化した原町駅北のコミュニティ広場トイレの解体撤去工事を行っております。

ページ最下段から次ページに記載がまたがりませんが、溪谷自然公園事業に353万6,038円の支出でございます。吾妻溪谷内の観光トイレに係る光熱水費、保守点検等の費用のほか、道陸神トンネル内のイルミネーション取付工事、旧熊の茶屋トイレ水道引込みに伴う上水道の加入分担金等が主な支出の内容でございます。次の日本ロマンチック街道事業につきましては協会負担金等に3万4,000円の支出でございます。

続いて、忍びの町ひがしあがつま推進事業に199万6,262円の支出でございますが、こちらは、ガイドマップやのぼり旗製作のほか、歴史的資源の横谷氏屋敷跡整備に係る観光振興事業補助金の交付などが主なものとなっております。

次に、4目消費者行政推進費といたしまして141万2,754円の支出でございます。こちらは、バイテック文化ホール内に設置されております消費生活センターの運営に係る町村分担金となっております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 建設課長。

○建設課長（福原治彦君） 続きまして155ページになります。

8款土木費でございますが、支出済額7億1,570万189円、繰越明許費は道路の工事費及び委託料、事故繰越は群馬原町駅南地区まちづくり計画に係る策定業務でございます。

1項1目道路橋りょう総務費は支出済額1億404万7,740円でございます。備考欄をご覧ください。15名の職員人件費、1名の会計年度任用職員及び原材料支給事業、春・秋の道路愛護事業等の保険料、また道路台帳補正業務、橋梁照明工事、関係機関の負担金が主なものでございます。

次に、157ページ、2目道路維持費は支出済額1億2,829万4,326円です。道路維持費の主なものは、町道、河川の維持管理及び測量設計業務委託料や工事費、業者や行政区に依頼している除雪、砂まき委託料や原材料支給の機械借り上げ等が主なものです。県営事業に対する町の負担金等もでございます。

次に、3目道路改良費は支出総額1億8,945万8,685円でございます。道路改良費は、支出済額7,884万6,702円で、町道1047号線道路改良工事以下2路線の工事請負費及び用地補償金が主なものでございます。次に、道路改良事業長寿園線は工事請負費が主なものでございます。次に、町道改良事業8054号線は土地購入補償金が主なものでございます。町道改

良事業、新井・横谷・松谷線は群馬県への工事負担金が主です。次に、上信自動車道関連事業は支出済額3,994万4,213円で、上信自動車道計画による町道の拡幅計画の業務委託料や土地購入費補償金が主なものです。次に、上信自動車道関連繰越は、支出済額4,401万7,559円で、上信自動車道計画による町道の拡幅計画の業務委託、土地購入費や補償金となります。

次に、4目橋りょう維持費は支出済額7,916万7,611円です。橋りょう維持費は、支出済額3,876万2,211円で、委託料につきましては、国庫補助事業の道路メンテナンス事業交付金により、道路橋梁点検業務と橋梁補修設計業務、橋梁維持工事を行っております。

次に、橋りょう維持事業繰越は、支出済額4,040万5,400円で、国庫補助事業による道路メンテナンス事業の大沢橋補修工事となっております。

次に、2項1目の都市計画総務費の支出済額は114万5,880円です。都市計画総務費は62万475円で、都市施設台帳作成業務が主なものです。続きまして、広場管理費の支出済額52万5,405円は、群馬原町駅北口にあるコミュニティ広場及びびふくし・ふれあいロード関連の花植えや電気料が主なものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） お世話になります。

2項2目の下水道費でございます。1枚はぐっていただきまして、166ページの備考欄をお願いしたいと思います。18節榛名湖周辺特定環境保全公共下水道事業関係市町負担金で298万3,000円でございます。27節の繰出金は、下水道事業特別会計繰出金で、1億7,678万5,000円でございます。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 建設課長。

○建設課長（福原治彦君） 続きまして、165ページ、3項住宅費は支出済額3,381万7,947円でございます。1目の公営住宅管理費は、支出済額2,729万187円で、町営住宅の修繕等の維持管理及び町営住宅用地の借地料、建物解体工事費、町営住宅積立金が主なものでございます。

次に、2目定住促進住宅管理費は、支出済額61万110円で、箱島地区にある4戸の住宅管理費でございます。

次に、3目住宅管理費は、支出済額591万7,650円で、耐震改修促進計画策定業務と空家

除却費補助金が主なものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（水出智明君） 続きます、9款消防費でございます。

消防団の運営費、広域消防の負担金、それから消防施設の整備費に伴う経費でございます。主なものは、1節の消防団員295名分の報酬1,068万3,000円、それから8節の同じく消防団員の出動旅費216万4,000円、10節下段にいていただきまして、庁舎等修繕料、この中には防火水槽やホース乾燥塔の修繕が入っているため313万4,230円の支出となっております。

次ページへいていただきまして、14節の工事請負費、ここでは3地区の防火水槽の設置工事、それから1地区で修繕工事などを行っております。17節の備品購入費では制服・活動服等購入ということで、主には防火服の購入ということでございます。18節では吾妻広域消防の負担金2億9,291万8,805円がございました。

次ページへいていただきまして、水防費でございます。消耗品費として8,970円の支出でございました。

続いて、防災費でございます。この中で大きく占めるのは防災行政無線固定系デジタル化工事、最終年度になりましたが、2億65万1,000円がございました。それから、国土強靱化計画の策定業務ということで273万9,000円、そのほかにつきましては防災行政無線の維持管理費が主なものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明の途中でございますが、ここで休憩を取りたいと思います。

再開を午後1時といたします。

(午前 11時58分)

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

(午後 1時00分)

○議長（須崎幸一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（堀込恒弘君） 10款教育費についてご説明させていただきます。

10款教育費全体の支出済額は13億6,916万3,914円で、執行率は96.7%でございます。予算現額のうち、継続費及び繰越事業費繰越額2億5,112万1,000円は、太田小学校校舎改修工事と小・中学校の自動水栓化工事に伴う繰越額でございます。また、予備費支出及び流用増減140万円は、太田こども園の園児29名と職員11名に対するPCR検査手数料として予備費を充用したものでございます。

続けて各項目ごとの説明をさせていただきます。

1項教育総務費、1目教育委員会費でございますが、こちらは教育委員会の運営経費でございます。委員の報酬及び経常経費として172万2,349円の支出がございました。

173、174ページをお願いいたします。

2目事務局費のうち、備考欄、事務局費分、支出済額9,677万4,285円は、特別職1名及び一般職8名等の人件費や経常経費のほか、7節の入学祝金905万円などが主な支出でございます。

次ページの21節中学校修学旅行企画キャンセル料22万2,831円は、新型コロナウイルス感染症の影響により、中学校の修学旅行先を関西方面から東北方面に変更したことに対する生徒81名分のキャンセル料でございます。また、24節積立金のうち学校施設整備基金積立金326万2,651円は、東中学校と岩島中学校に係る財産処分による積立金でございます。

次の中学生海外派遣事業1万2,400円は、昨年度も中学生を台湾基隆市に派遣することができなかったため、基隆市立建徳国民中学校に「水仙ちゃん」グッズなどを送付した経費でございます。

続きまして、3目教育研究会費29万4,568円は、教育関係職員の研修及び研究紀要等の印刷に要した経費でございます。

177、178ページをお願いいたします。

4目通学バス運営管理費は支出済額1億1,781万5,807円でございます。12節スクールバス運行業務委託料1億1,083万522円や、13節の校外活動等に係りますスクールバス目的外使用料493万475円などが主な支出でございます。

次に、5目給食センター運営管理費は支出済額1億8,544万5,245円でございます。このページから181、182ページ上段にかけて備考欄に記載がございますけれども、一般職9名及び会計年度任用職員12名の人件費と給食センター運営に係る経常的な経費や、10節の

賄い材料費6,506万9,651円、12節の給食運搬車運転業務委託料728万900円などが主な支出となっております。

181、182ページをお願いいたします。

6目外国青年招致事業費、支出済額1,779万7,399円は、外国語指導助手4名分の報酬と経常的な経費でございます。昨年度、2名のALTが任期満了を迎えましたので、新たに2名を任用いたしました。

続きまして、2項小学校費、1目小学校学校管理費でございます。支出済額1億1,211万1,256円は、町内小学校の学校管理運営に要した経費でございます。備考欄をお願いいたします。学校管理費事務局分では支出済額が9,638万4,372円でございます。一般職1名及び会計年度任用職員19名の人件費や、各小学校の光熱水費、修繕料、工事請負費などが主な支出となっております。14節の岩島小学校プール補修工事1,017万5,000円では合併特例債を960万円充当いたしました。

187、188ページをお願いいたします。中段にございます繰越事業の小学校自動水栓化工事、支出済額が199万1,195円でございます。東小学校、太田小学校、坂上小学校で合計53か所の水道を自働水栓化いたしました。次の原町小学校から193、194ページ中段までは各小学校ごとの経費でございます。こちらにつきましては併せて後ほどご覧をいただきたいと存じます。

193、194ページをお願いいたします。

2目小学校教育振興費でございます。支出済額2,704万76円は、各小学校の教材教具、就学援助関係の費用でございます。教育振興費事務局分では支出済額が1,758万65円でございます。19節扶助費73万4,597円は、要保護・準要保護就学援助費17名分と特別支援教育就学奨励費20名分でございます。

以下、各小学校ごとの教育振興に係る消耗品や備品購入等に要した経費が次ページにかけて記載されております。そちらにつきましても併せて後ほどご覧いただきたいと存じます。

195、196ページをお願いいたします。

3目小学校施設整備費では、繰越事業の太田小学校改修工事に2億4,496万7,360円の支出がございました。この工事には、国庫補助金5,181万1,000円と合併特例債1億7,250万円を充当いたしました。

続きまして、3項中学校費、1目中学校学校管理費でございます。支出済額4,510万475円は中学校の管理運営に要した経費でございます。学校管理費事務局分では支出済額が

3,844万9,163円でございます。一般職1名及び会計年度任用職員10名の人件費や光熱水費、修繕料、工事請負費などが主な支出となっております。14節の屋上防水工事726万円には合併特例債680万円を充当いたしております。

199、200ページをお願いいたします。繰越事業の中学校自動水栓化工事、支出済額が108万5,805円でございます。27か所の水道を自動水栓化いたしました。

次の東吾妻中学校、支出済額556万5,507円につきましては、中学校の管理運営に要した経費でございます。後ほどご覧いただきたいと思っております。

続きまして、最下段からの2目中学校教育振興費、支出済額1,420万1,419円は中学校の教材教具、就学援助関係の費用でございます。教育振興費事務局分では支出済額が1,019万4,727円でございます。10節の消耗品費239万6,626円は教科書改訂に伴う教師用指導図書購入費などがございます。19節扶助費139万3,038円は、要保護・準要保護就学援助費14名分と特別支援教育就学奨励費10名分でございます。

201、202ページをお願いいたします。

東吾妻中学校、支出済額400万6,692円は、中学校の教育振興に係る消耗品や備品購入等に要した経費でございます。

続きまして、4項こども園費、1目こども園管理費でございます。支出済額2億5,536万2,799円はこども園の管理運営に要した経費でございます。こども園管理費事務局分では支出済額が2億4,840万4,086円でございます。一般職19名及び会計年度任用職員35名の人件費のほか、205、206ページ最上段にかけまして記載がございますとおり、光熱水費や保守点検委託料、工事請負費などが主な支出でございます。11節役務費のうちPCR検査手数料140万円は、先ほどご説明申し上げましたが、おおたこども園の園児29名と職員11名に対する検査手数料でございます。

205、206ページのはらまちこども園から209、210ページの下段まで、各こども園ごとの経費が記載されております。そちらにつきましては併せてご覧いただきたいと存じます。

続きまして、209、210ページ下段をお願いいたします。

2目こども園教育振興費でございます。支出済額237万8,141円は、各こども園ごとの教育振興に係る消耗品や備品購入等に要する経費でございます。こちらにつきましても後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋 昇君） それでは、10款5項1目の社会教育総務費から説明をさせていただきます。

社会教育総務費ですけれども、備考欄をご覧いただきたいと思います。社会教育費1億4,960万9,481円は、社会教育委員の委員報酬ほか社会教育課の職員の人件費が主なものでございます。

それから、社会教育全般に係る費用でございまして、次ページの備考欄であります。負担金として、郡の社会教育振興会の負担金で107万6,227円を支出しております。その他補助金では、文化協会の補助金ですとかPTAセミナー事業の補助金、婦人会等への補助金がございます。それから、成人式事業44万6,374円につきましては成人式の運営にかかった費用でございます。対象者が120名、出席者が95名でございました。

続きまして、2目の公民館費でございます。備考欄をお願いいたします。中央公民館の運営費につきましては中央公民館の管理運営に係る費用でございます。特徴的なところとしましては、庁舎等の修繕料でシャンデリア等の撤去をしたり壁のクラック等の補修、それから玄関の強化ガラスの修繕等を行いました。次ページをお願いいたします。215、216ページですが、工事請負費につきましては中央公民館の屋根の改修工事を行っております。

続きまして、読書推進事業につきましては、公民館図書室の図書購入費、それから図書の整理に係る消耗品が主なものでございます。

備考欄の下の段ですが、太田公民館運営費につきましては太田公民館運営に係る費用でございます。次ページになりますが、庁舎等修繕料につきましては太田公民館の雨どいの補修工事を行っております。

続きまして、岩島公民館運営費でございますが、岩島公民館の管理運営に関する費用でございます。剪定料として14万8,500円がございますが、岩島公民館の庭にあったケヤキの木が大分老木になりまして、枝が落ちてきて危ないということで、伐採をいたしました。また、西側の軒下にクヌギの木があったんですけれども、こちらも屋根を傷める可能性が出てきたということで伐採をしております。

続きまして、219、220ページをお願いいたします。坂上公民館の運営費でございます。こちらにつきましては坂上公民館の管理運営に係る費用でございます。続きまして、東公民館運営費でございますが、こちらも東公民館運営に関わる費用でございます。

続きまして、3目の文化財保護費でございます。文化財保護費では、文化財調査員9名の報酬をはじめ文化財保護の全般に関わる費用でございました。次ページをお願いいたします。

文化財の修繕費でございますが、展示ケース2台を修繕したものでございます。今のところ、この展示ケースを使って2階のホールのところミニ展示会をやっております。

町文化財保護団体の補助金17万2,000は10団体に対しての活動補助金、伝統芸能保存団体補助金12万円につきましては11団体への補助金でございます。岩櫃城跡保存整備事業につきましては、専門員6名の報酬のほか岩櫃城保存整備に係る費用でございます。

続きまして、4目の青少年対策費でございますが、青少年対策に関する費用でございます。子ども会育成団体連絡協議会等の補助金が主なものでございます。

次ページをお願いいたします。5目発掘調査費でございますが、主に発掘調査、その他、発掘された資料等の管理費等でございます。委託料は、発掘された鉄製品の遺物の保存処理にかかった費用、それから、植栗下泉B遺跡の発掘調査の委託費用でございます。

続きまして、6項1目の保健体育総務費でございます。備考欄をお願いしたいと思います。保健体育総務費につきましては、スポーツ推進審議会委員の報酬のほかスポーツ振興全般に要する費用でございます。大きいものとしては負担金、補助及び交付金でございますが、スポーツ少年団、スポーツ協会などの団体補助金が主な内容となっております。

続きまして、スポーツ推進委員事業でございますが、こちらにつきましては、スポーツ推進委員の活動に要した費用、スポーツ振興に関する費用でございます。次ページをお願いいたします。スポーツフェスティバル事業でございますが、スポーツフェスティバルの運営に関する費用でございます。令和3年度につきましてはコロナ禍のため実施はできませんでした。

○議長（須崎幸一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（堀込恒弘君） 同じ目内にございます健康管理対策事業費372万5,370円につきましては、管内の園児・児童・生徒及び教職員の健康診断等に要した経費でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋昇君） 続きまして、備考欄の郡民スポーツ大会事業でございますが、こちらは郡民スポーツ大会に参加するための費用でございます。3年度につきましては、コロナ禍のため秋季大会、スキー大会は実施されませんでした。

続きまして、2目の学校開放事業費でございますが、学校開放施設費用につきましては、主に学校の体育施設を借りて社会体育事業に開放しているわけなんですけれども、屋外の照明の電気料の支払いが主なものでございます。ただ、コロナ禍のため施設利用が大分制限さ

れておりましたので、支出としてはあまりありませんでした。

次ページをお願いします。3目の施設管理費でございますが、社会体育施設管理費につきましては社会体育施設の管理運営に要する費用でございます。使用料及び賃借料のLEDリース料につきましては奥田社会体育館の照明施設リース料でございます。工事用請負費では、町民体育館のケヤキの木が大きくなりまして大分枯れ枝が目立って落ちてきて、こちらも危ないということで危険なため伐採をさせていただきました。それから、温川のテニスコートなんですけれども、災害でフェンスの基礎が洗われてしまっていたんですけれども、護岸工事が進みましたのでフェンスの設置工事を行っております。

続きまして、公園管理事業でございますが、こちらにつきましては原町のスポーツ広場のテニスコート西側の公園遊具の点検費用でございます。年に一度、点検を行っております。社会教育施設整備事業でございますが、4,164万6,000円につきましては、奥田社会体育館の屋根の改修工事でございます。雨漏り対策として屋根の塗装等の工事を行っております。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長（須崎幸一君） 農林課長。

○農林課長（角田良信君） 11款災害復旧費ですが、全体で16万3,404円の支出済額があります。農林課関係の支出はありませんでした。

○議長（須崎幸一君） 建設課長。

○建設課長（福原治彦君） 続きまして、229ページをお願いいたします。

次に、2項土木施設災害復旧費、支出済額16万3,404円でございます。1目河川復旧費は支出はございませんでした。2目道路復旧費は、台風19号関係の町道災害復旧工事の土地購入費、補償金等でございます。3目道路復旧費は支出はございませんでした。

よろしくをお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 企画課長。

○企画課長（関 和夫君） 続きまして、12款公債費です。支出済額の合計が12億499万6,393円となりまして、前年度と比較して4.8%の増となりました。1目の元金が11億4,957万5,987円、2目の利子が5,542万406円でございます。

続きまして、13款の諸支出金につきましては、次のページの備考欄をお願いします。水道事業会計補助金2,000万円でございます。

次に、14款の予備費につきましては合計で188万4,000円を充用させていただいております。

次のページ、233ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額91億7,960万3,851円、歳出総額88億4,857万1,175円、歳入歳出差引額が3億3,103万2,676円となりました。このうち、翌年度に繰り越すべき財源として繰越明許費繰越額が3,666万5,000円、事故繰越繰越額が700万円、合計で4,366万5,000円ございますので、実質収支額は2億8,736万7,676円となりました。

234ページからは財産に関する調書でございます。

以上、令和3年度一般会計歳入歳出決算書の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

石村代表監査委員、ご登壇願います。

（代表監査委員 石村文明君 登壇）

○代表監査委員（石村文明君） では、監査報告をさせていただきます。

決算審査につきましては、7月12日から8月15日までの実質19日間、審査をいたしました。職員の方々には、私ども監査委員からの質疑や資料要求に対しまして素早くかつ的確に対応していただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、全体的な審査の結果について報告をいたします。

まず、計数については正確でありました。予算の執行についてはおおむね適正かつ効率的に執行されました。会計事務及び財産事務につきましても適正に処理されておりました。それから、事業の執行状況につきまして11件の現地調査を行いました。おおむね順調に施行されており、特に非違の点は認められませんでした。

なお、決算審査をした中で考究改善を求める事項を次のとおり申し上げます。

1つ目、東地区ケーブルテレビ事業でございます。この設備機器の更新に多額の費用を投じている状況を見ますと、地域住民の意見も聞きながら経営改善を図っていただきたいと考えます。

次に、企業誘致奨励金でございます。この補助金は、地域の産業振興と雇用創出を目的としていることから、雇用の状況を数年間にわたり捕捉し続ける必要があり、交付決定指令の際に雇用状況に変更が生じた場合の報告を義務づける条件を付すなどの対応を求めるものでございます。

次に、町営キャンプ場でございます。慢性的な赤字運営の施設経営の脱却を視座に、指定

管理等の外部化を含めた多角的視点での改善検討を求めるものでございます。

次に、いわびつ体験農園でございます。使用実績がほぼゼロになってしまった指定管理施設の打開策を求めるものですが、補助金適正化法のクリアなど難しい面があるかと思いますが、あらゆる情報を収集、分析して改善へのステップをお願いします。

次に、住宅行政でございます。公営住宅については、長寿命化計画に基づいて、住民ニーズの把握をしつつ適正な管理運営と集約建て替えを計画しているとのことですが、収入超過者の存在や政策的空き家が多数ある一方で、他団地の転居先としての団地が用意されている状況に鑑み、団地を集約する方法・手段についても一つ進めて、集約に向けての転居の意向聴取や交渉を試みるなど、難しい面があるかと思いますが、検討をお願いいたします。

なお、令和3年度決算を施策面から俯瞰いたしますと、町の経営・財務活動に大きく影響した3つの事象が挙げられます。その1つはまずコロナ、それと上信自動車道、そして選挙であります。各部局による各分野の聞き取りを通しての特徴的な事象など、ここで振り返り共有したいと思います。

まず総務課でございます。

秘書人事、組織、管財、職員研修など円滑な町政推進のため、あらゆる面から働きやすい能率的な職場環境づくりに取り組まれました。その上で、令和3年度は、10月の衆議院選挙と、本年4月に予定されていた町長選挙の準備に忙殺され、かなりの労力と時間を費やされたことがうかがえますが、円滑に完了できたことを高く評価いたします。

次に、昨年監査で指摘のあった土地開発基金の旧東村の塩漬け土地については、状況分析を進めていただき感謝しております。利活用につきましては、サウンディング調査の手法を職員が習得してきているとのことですので、頼もしく思うとともにその取組に期待するものであります。

また、本年3月、公共施設等管理計画の改定に取り組まれましたが、上位計画、下位計画との整合性や職員間のごとのない意思統一に意を注いでいるという旨を聴取しました。公共インフラ施設の維持や更新にあつては、長期の視点で周到に取り組んでいただくことを願うものであります。

次に企画課でございます。

町の基本計画4年目に当たり、進行管理についてはその実施計画を閲覧しましたが、新型コロナの影響下で住民参加の不足はあったものの、具体的な政策評価手続、作業を進め、政

策形成が進展していることが認められます。また、事務事業の評価の作業を夏の期間中からボトムアップ方式により着手するとのことであり、OJTによる人材育成と政策形成に期待いたします。

また、財政担当課として予算編成を所掌し、経費の節減と有利な財源の検索、配分・充当により、基金は4億円を積み増して、3年度末で54億7,000万円に造成されて上積みされているところであり、さらに、3年度決算では実質収支2億8,000万円の整理がなされているところでもあります。住民が誇りを持って暮らすまちの実現に向けてさらなる牽引力に期待いたします。

次にまちづくり推進課です。

地域振興、観光・商工業の振興を所掌しておりますが、新型コロナの影響を大きく受けつつ事業を推進されました。コロナで観光イベントの多くが中止になる一方で、コロナ対策として、商工業事業者に寄り添い、事業継続支援補助金126件や小規模事業者持続化補助金68件など、この対応にかなりの労力を投入したことが察せられます。

また、八ッ場ダム関連の観光事業である自転車トロッコ「アガッタン」のオープンに向けては、年度末の多忙な中、担当課長のリーダーシップの下に総力を結集して、地域資源の磨き上げの象徴的所産として高く評価されるものであります。

なお、八ッ場ダム対策協議会は、建設課所管であります。その役割を終え、3年度中に解散に至ったとのことではありますが、関係の皆様には改めて敬意と感謝を申し上げます。

次に保健福祉課です。

新型コロナ禍で、人の命と健康に関わるソフトのサービスを通じて安全と安心を提供していただきました。多岐にわたる福祉、介護、健康増進業務に加え、新型コロナ禍での町民のワクチン接種に取り組み、さらには、症例発生時の緊急対応や保健所との連携に尽力いただきました。また、福祉・介護の業務は、介護認定、措置入所、障害者相談支援など、その専門性やスケールメリットから郡内のネットワークが多いことから、関連の資料を閲覧させていただきました。

また、我が町は福祉医療における対象者年齢拡大を先駆けて実施しているものであり、その状況を郡内で共有するとのことでありました。先導的役割を果たしているものと思いますが、自治体間の切磋琢磨にも期待いたします。

次に町民課です。

円滑な窓口行政、戸籍、住基ネット、医療保険、環境施策に携わられました。我が町の高

齢化率は毎年1%ずつ上昇し、本年3月で42%、5,400名余であります。うち後期高齢者医療の対象者は2,900名、また国保の対象者は3,300名、合わせて6,200名、町民の約半数、事業規模で30億円を超える医療サービス事業を担われました。高齢化の進展に伴い、保健福祉課とともにその役割はますます増大してまいります。関係機関と連携して保険制度の適正な運用をお願いいたします。

また、昨年指摘のあった利用ニーズのない霊園の集会施設の用途廃止については迅速な対応をしていただきました。令和2年に設立された吾妻環境施設組合については、出向兼務による支援をしていただいておりますが、年々その責務は増していきますので適切な執行管理をお願いするものです。

次に税務課です。

町税収入18億8,000万円、収納率97.3%、対前年度比0.11ポイントアップ、町民税計6億7,800万円、収納率96.68%、対前年度比0.17ポイントアップ、固定資産税10億5,000万円、収納率97.58%、対前年度比0.12ポイントアップの収納成果を高く評価します。

次に農林課です。

様々な補助金による農林業振興、土地改良、林業基盤整備を所掌されました。また、町有林1,000ヘクタールを所管しております。3年度、岡崎地区の伐採作業委託支出766万円に対し、伐採した樹木売払い収入としてその2倍を上げられました。町有林の台帳との図面照合、巡視管理委託の状況などを聞き取りいたしました。町土の適切な管理と資源の利活用をお願いいたします。

次に建設課です。

町民の生活に密着した公共インフラ施設の整備と管理を通じて、住民の安心・安全の生活をハード面から支えていただきました。道路における倒竹木の除去や除雪など日夜対応していただきました。

上信自動車の整備が佳境を迎える中、そのアクセス道の整備には多額の投資費用を必要とします。町に有利な財源の誘引など、情報収集や関係機関との交渉に活力ある取組を今後ともお願いいたします。

次に上下水道課でございます。

町内の水循環をコントロールしていただいております。標高差による水圧の調整や水道管破裂の緊急対応など、安定した水サービスを高く評価いたします。水道設備の復旧など、昼夜の別ない活動が時間外勤務命令簿等に表れております。

上信自動車道関連で移設業務も多くなっておりますが、安全・安心の飲料水の供給と汚水処理対応にご注力いただきたく思います。公共下水に比較し浄化槽はコストパフォーマンスがよいということなので、引き続き汚水処理の普及促進をお願いいたします。

次に会計課でございます。

この決算書を調製していただきました。現金出納における賦課権限と収納権限との完全な分離・牽制の態勢によって運営していただき、また、入念なチェックと誤りのない会計処理をしていただいております。

なお、昨年、監査で指摘しました簡易郵便局切手購入基金については改善の対応をしていただき、感謝しております。今後とも、誤りや不便を極小化する取組をお願いいたします。

次に学校教育課です。

生徒・児童の知育・体育・徳育・食育等、未来社会を担う子供の育成に専心されました。令和3年度は、太田小学校の整備改良や、英語教育コーディネーターの配置など教育環境整備に弾みをつけ、また、奨学基金の貸付時期の前倒しに取り組んでいただいております。

また、教育現場での新型コロナに際しては、かつて経験したことのない、目に見えないウイルスに対峙するケーススタディであったものと察します。

次に社会教育課です。

町民の生涯学習や生涯スポーツの振興を通じて活力あるまちづくりをしていただきました。令和3年度は、コロナ禍にあつて所管施設のオープンの可否を常に見定め、また、多くのイベントの開催可否を見極めなければならない環境にあつて、団体の補助金額を事業費ベースで変更処理したり、また入場チケットの払戻しなど、ウイズコロナでのきめの細かい配慮に心労も大きかったものと思います。今後とも町民の生涯学習や体力づくりの環境整備をお願いいたします。

以上、建制順にコメントをさせていただきましたが、各部局にあつては、我が町を縦断する上信自動車道の整備が佳境を迎えている中、コロナを乗り越え、チャンスを見出し、逃さず、果敢にチャレンジをしていただきたく願うものであります。

これより令和3年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算審査結果について報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、別冊決算書に基づいて会計書類、それから証書類と照合等をしたところ、別冊決算書は関係法に基づき正確に調製されており、財務の処理は適正であると認められました。

なお、決算審査に併せて、地方自治法第241条第5項の規定により基金運用の調査を実施

いたしましたところ、適正に行われ、誤りなきものと認められました。

令和4年8月16日、監査委員、石村文明、同じく青柳はるみ。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 監査委員報告が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎認定第2号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（須崎幸一君） 日程第7、認定第2号 令和3年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 認定第2号 令和3年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

事業勘定につきましては、歳入総額16億2,964万3,017円、歳出総額15億6,731万5,474円、歳入歳出差引額6,232万7,543円となりました。実質収支額は6,232万7,543円となり、そのうち4,000万円を国民健康保険基金に積み立て、残りの2,232万7,543円を翌年度に繰越ししております。

次に、施設勘定につきましては、歳入総額7,256万1,514円、歳出総額6,693万8,100円、歳入歳出差引額562万3,414円となりました。実質収支額は562万3,414円となり、これを翌年度に繰越ししております。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご認定くださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（水出 悟君） 決算書の9ページ、10ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税は、一般被保険者及び退職費被保険者等の医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、滞納繰越分を合わせまして、収入済額2億9,626万609円、不納

欠損額401万3,844円、収入未済額4,500万3,970円となりました。

2款使用料及び手数料は、保険税特促手数料の500円でした。

11、12ページをお願いいたします。

3款国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う減免措置に対する財政支援の災害時臨時特例補助金8万4,000円でした。

4款療養給付費交付金の執行はありませんでした。

5款県支出金は、保険給付費等交付金の医療費分の普通交付金と医療費適正化の取組分の特別交付金で11億7,373万1,355円となりました。

6款財産収入は、国民健康保険基金積立金の利子で2,511円でした。

13ページ、14ページをお願いいたします。

7款繰入金は、保険基盤安定繰入金の保険料軽減分及び保険者支援分、出産育児一時金等繰入金、財政安定支援事業繰入金、福祉医療の波及分繰入金、国民健康保険基金からの繰入金の合計で1億1,593万3,643円となりました。

8款繰越金は、前年度からの繰越金で3,516万1,440円でした。

9款諸収入は、一般被保険者の延滞金や第三者納付金などの収入済額211万5,220円、収入未済額は1万4,542円でした。

15ページ、16ページをお願いいたします。

10款余剰金精算金は、国民健康保険団体連合会の保険給付費等交付金の余剰金精算金635万3,739円でした。

以上、歳入合計は16億2,964万3,017円となりました。

続きまして歳出になります。

17、18ページをお願いいたします。

1款総務費は、国民健康保険事業を維持管理するための一般管理費用のほか、保険税の賦課徴収費用、国保運営協議会の費用など、合計で500万6,677円でした。

続きまして、19ページから22ページにかけてになります。

2款保険給付費は、1項の療養諸費10億631万4,893円、2項の高額療養費1億4,112万4,078円、21、22ページになります。3項の移送費の執行はございませんでした。4項、出産育児諸費でございます。126万630円。5項の葬祭費は155万円となりました。

3款になります。国民健康保険事業費納付金は、一般被保険者医療給付費分、次のページをお願いいたします。一般被保険者後期高齢者支援金等分、介護保険納付金分を合わせまして3

億7,642万8,316円となりました。

4款財政安定化基金拠出金の執行はありませんでした。

5款保健事業費は、特定健康診査等事業費用、保健指導事業委託料、人間ドック委託料などを合わせまして1,912万9,630円となりました。

25、26ページをお願いいたします。

6款基金積立金は2,511円でした。

7款諸支出金は、償還金及び還付加算金1,058万6,739円のほか、国民健康保険の特別会計施設勘定への繰入金として591万2,000円でした。

8款の予備費の執行はありませんでした。

以上、歳出合計は15億6,731万5,474円となりました。

29ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。事業勘定における実質収支額は6,232万7,543円でございます。実質収支額のうち国民健康保険基金への繰入金は4,000万円としております。

30ページには財産に関する調書がございます。年度末の基金残高で7,873万1,507円となっております。

続きまして、施設勘定に移りたいと思います。

施設勘定の歳入になります。

5ページ、6ページをお願いいたします。

1款診療収入は、外来収入と健康診断等収入で4,451万1,357円となりました。

2款使用料及び手数料は、往診に使用した車両台と診断書等の作成手数料で19万8,900円でした。

3款県支出金は、僻地診療施設運営費補助金などで614万円でした。

7ページ、8ページをお願いいたします。

4款繰入金は、一般会計と国民健康保険特別会計事業勘定からの繰入金で1,639万6,000円となりました。

5款繰越金は、前年度繰越金と繰越明許費繰越金を合わせまして436万1,859円でした。

6款諸収入は、特定健康診査等収入、衛生材料等の売却などで95万3,398円でした。

以上、歳入合計は7,256万1,514円となりました。

続いて歳出でございます。

9ページ、10ページになります。お願いいたします。

1款総務費は、職員人件費のほか、診療所電子カルテシステムの更新業務や、繰越分の自動水栓化工事などを含む施設管理費用で4,222万2,217円となりました。

11、12ページをお願いいたします。

2款医業費は、往診車の賠償責任保険料、医療用酸素機器のリース料、医療用消耗品、医薬品の購入代金、血液検査等の委託料などで、合計で2,206万5,489円でした。

13、14ページをお願いいたします。

3款公債費は、償還金元金、利子を合わせまして265万394円の支出でした。

以上、歳出合計は6,693万8,100円となりました。

15ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。施設勘定における実質収支額は562万3,414円でした。

16ページには財産に関する調書がございますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

石村代表監査委員ご登壇願います。

（代表監査委員 石村文明君 登壇）

○代表監査委員（石村文明君） 令和3年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算審査の結果について報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、別添決算書に基づいて会計書類、証書類との照合等を行ったところ、別添決算書は関係法令に基づき正確に調製されており、財務の処理は適正なものと認められました。

引き続き、保険税滞納の縮減に留意するとともに、財政運営の主体である群馬県との連携に協力していただき、健全な運営に努めていただきたいと思います。

なお、担当の町民課長から、町民の健康増進及び医療費の節減等の観点で、被保険者の健康診査や保健指導などのアフターケアに一層注力したいとの思いを聞き取りいたしましたので、その活動に期待いたします。

令和4月8月16日、監査委員、石村文明、同じく青柳はるみ。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては9月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

ここで休憩を取ります。

再開を2時5分といたします。

（午後 1時55分）

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

（午後 2時05分）

◎認定第3号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（須崎幸一君） 日程第8、認定第3号 令和3年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 認定第3号 令和3年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

歳入総額2億723万2,347円、歳出総額2億691万909円、歳入歳出差引額32万1,438円とな

りました。実質収支額は32万1,438円となり、これを翌年度に繰り越してまいります。

詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご認定くださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（水出 悟君） 5ページ、6ページをお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料は、特別徴収と普通徴収を合わせて収入済額1億4,573万9,600円、収入未済額、マイナス48万5,800円となりました。

2款繰入金は、事務費繰入金、保険基盤安定繰入金の合計で5,958万8,000円となりました。

3款諸収入は、後期高齢者医療広域連合の人間ドック助成金、保険料還付金など、合わせまして187万413円ございました。

7ページ、8ページをお願いいたします。

4款繰越金は、前年度からの繰越金3万4,334円でした。

以上、歳入合計は2億723万2,347円となりました。

続いて歳出でございます。

10ページをお願いいたします。

1款総務費は、後期高齢者医療事務を管理するための一般管理費用のほか、保険料徴収の関連費用で156万9,385円でした。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、事務費負担金、保険料負担金、保険基盤安定負担金を合わせまして2億446万1,524円となりました。

3款保険給付費事業は、人間ドックの委託料として88万円の支出でございました。

4款予備費の執行はありませんでした。

以上、歳出合計は2億691万909円となりました。

11ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。実質収支額は32万1,438円ございました。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

石村代表監査委員、ご登壇願います。

(代表監査委員 石村文明君 登壇)

○代表監査委員(石村文明君) では、令和3年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の結果につきまして報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、別添決算書に基づいて会計書類、証書類との照合等をしたところ、別添決算書は関係法令に基づき正確に調製されており、財務の処理は適正なものと認められました。

引き続き、制度運営の主体である群馬県後期高齢者広域連合と連携し、健全な運営に努めていただきたいと思います。

令和4月8月16日、監査委員、石村文明、同じく青柳はるみ。

以上です。

○議長(須崎幸一君) 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎幸一君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては9月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎認定第4号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長(須崎幸一君) 日程第9、認定第4号 令和3年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 認定第4号 令和3年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定

について提案理由の説明を申し上げます。

歳入総額は18億6,478万9,236円、歳出総額は17億3,755万4,812円で、歳入歳出差引額は1億2,723万4,424円となり、翌年度へ繰越しとなりました。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご認定賜りますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて担当課長の説明をお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤俊夫君） お世話になります。

それでは、9ページ、10ページの事項別明細書をお願いいたします。

歳入、1款の保険料は、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料でございます。保険料の収入済額は前年度比4.5%増となりました。不納欠損額は75万3,000円となりました。

2款分担金及び負担金、1項1目負担金は、養護老人ホームへ短期宿泊利用した個人負担金でございます。

3款国庫支出金の1項1目介護給付費負担金は、介護給付費に対する法定負担分となります。

2項国庫補助金、1目の調整交付金は、保険給付費総額の7.92%の交付となりました。

2目、3目の地域支援事業交付金も補助割合が定められております。

11、12ページをお願いいたします。

4目の介護保険事業費補助金は、介護報酬改定に伴うシステム改修補助金でございます。

5目の保険者機能強化推進交付金、6目介護保険保険者努力者支援交付金は、介護予防等を取組強化した保険者に交付されたものでございます。

4款支払基金交付金、1項1目の介護給付費交付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料で、保険料負担割合は27%です。2目の地域支援事業交付金も同様でございます。

5款県支出金、1項県負担金、1目の介護給付費負担金も、介護給付費に対する県の法定負担分でございます。

2項の県補助金の地域支援事業交付金もそれぞれの補助割合に応じた交付となり、13、14ページの2目までとなっております。

6款の財産収入は、介護給付費準備基金積立金利子でございます。

7款繰入金、1項の一般会計繰入金は、保険給付費に対する法定負担分17.5%と、介護

認定審査経費など事務費分でございます。

15、16ページをお願いします。

8款諸収入は被保険者延滞金と返納金、9款の繰越金は前年度繰越金でございます。

歳入合計は、対前年度比で2.7%増の18億6,478万9,236円となりました。

次の17、18ページの歳出をお願いいたします。

1款の総務費は事務的経費でございます。

1項1目一般管理費の総務管理費は一般事務費、2項の介護認定審査会費は、認定調査、審査に要する経費でございます。

4項の徴収費は、保険料の賦課徴収経費でございます。

次ページをお願いいたします。

2款の保険給付費でございますが、会計全体の96.2%を占めております。

1項の介護サービス等諸費は、要介護者が利用したサービス費で、その内訳が1目から6目までとなります。

2項の介護予防サービス等諸費は、要支援者が利用したサービス費であり、その内訳が1目から、21、22ページの5目までとなります。

3項その他諸費は支払審査手数料、4項の高額介護サービス等費、5項の高額医療合算介護サービス等費となります。

23、24ページをお願いいたします。

6項の特定入所者介護サービス費は、低所得者対策の一環として、施設入所者の食費と居住費の軽減負担分となります。

3款の基金積立金は、介護給付費準備基金へ積立しております。

4款の地域支援事業費は、介護予防に関する事業が主で、地域包括支援センターで実施しております。25ページから28ページまでが各事業となります。

29、30ページをお願いします。

5款の諸支出金、1項の償還金及び還付加算金でございますが、前年度死亡等に伴う保険料の還付金と、前年度精算に伴う県及び支払基金への返還金でございます。

2項の繰出金は、前年度分の地域支援事業に係る精算分として一般会計に繰り出すものでございます。

歳出合計は、対前年度比1.8%減の17億3,755万4,812円となります。

31ページをお願いします。

実質収支額は1億2,723万4,424円となります。

32ページの財産に関する調書は介護給付費準備基金の状況でございます。年度末基金残高は9,759万3,562円となりました。

以上、説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

石村代表監査委員、ご登壇願います。

（代表監査委員 石村文明君 登壇）

○代表監査委員（石村文明君） では、令和3年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算審査の結果について報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、別添決算書に基づいて会計書類、証書類との照合等を行ったところ、別添決算書は関係法令に基づき正確に調製されており、財務の処理は適正なものと認められました。

なお、本制度は、町民の介護ニーズに対応する町主体の社会保険制度であります。担当の保健福祉課長から、適正な介護サービスの確保と給付を維持するという観点で事業者に対する指導にも注力していきたいとの思いを聞き取りましたので、その活動に期待いたします。

令和4月8月16日、監査委員、石村文明、同じく青柳はるみ。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては9月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎認定第5号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（須崎幸一君） 日程第10、認定第5号 令和3年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 認定第5号 令和3年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

歳入の総額は1億2,385万938円、歳出の総額は1億736万2,777円でございます。歳入歳出差引額は1,648万8,161円となりました。そのうち、翌年度へ繰り越すべき財源が1,633万6,000円ありますので、実質収支額15万2,161円は翌年度へ繰越しいたします。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご認定くださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（水出智明君） お世話になります。

それでは、5ページの事項別明細書で説明をさせていただきます。

歳入の部の1款分担金及び負担金ですが、3件分の加入負担金ということで15万円の収入でございました。

2款使用料及び手数料ですが、ケーブルテレビの使用料、月額500円となりますけれども、繰越分を含めまして412万3,000円の収入済額となりました。収入未済については6万3,000円、そして7万9,500円は不納欠損といたしました。

3款財産収入ですが、地域開発積立金利子で241円、水力発電施設貸付収入で1,320万円でございました。

4款繰入金は、地域開発基金からの繰入れは970万円、基金から繰り入れまして一般会計に繰り出すというもので、箱島地区の町道改良事業へ充当いたしました。

次ページへいただきまして、一般会計からの繰入金は、宅地造成事業で2,060万円、情報通信事業で1,010万円でございました。

5款の繰越金ですが、収入済額として181万1,385円でございます。

6 款の諸収入は、上信自動車道建設によります光ファイバーケーブルの移設工事の補償費として1,987万7,700円、光ファイバー芯線の貸付収入として216万3,612円でございます。

7 款の県支出金は、造成宅地第2次スクリーニング事業に対する宅地耐震化推進事業補助金ということで、事業費の2分の1になります552万5,000円の収入でございます。

8 款町債につきましては、過疎債として、地上波デジタル放送再送信装置の更新工事3,660万円に充当したところでございます。

次ページにいていただきまして、歳出になります。

1 項の宅地造成事業では、植栗と岡崎にあります造成宅地第2次スクリーニング調査委託料、この事業につきましては今年度に繰り越しておりますので、昨年度の事業分ということで1,105万円を支出いたしました。

2 項の情報通信施設事業では、12節のケーブルテレビ施設の保守管理として271万9,200円、14節の工事請負費では、地デジ放送再送信装置の更新工事ということで3,668万5,000円、また、上信自動車道建設によるケーブル移設工事に2,327万7,100円、それから、新規加入引込工事ということで508万5,300円となりました。

3 項の発電事業費でございますが、合計で2,290万241円でございますが、次ページにいていただきまして、積立金に1,257万5,692円、これにつきましては、発電施設の貸付収入分から事業に関わる分を差し引いた分を積み立てているということでございます。

また、一般会計の繰出金につきましては、歳入のところでも説明いたしましたが、箱島地区の町道改良事業に充当した970万円ということでございます。

次ページにいていただきまして、実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が1億2,385万938円、歳出総額が1億736万2,777円、差引額が1,648万8,161円となりまして、翌年度へ繰り越すべき財源、これが1,633万6,000円ほどありますので、実質収支が15万2,161円となるということでございます。

14ページは財産に関する調書でございます。

以上ですが、よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

石村代表監査委員、ご登壇願います。

（代表監査委員 石村文明君 登壇）

○代表監査委員（石村文明君） では、地域開発事業特別会計の報告をいたします。

令和3年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算審査の結果について報告をいたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、別添決算書に基づいて会計書類、証書類との照合等を行ったところ、別添決算書は関係法令に基づき正確に調製されており、財務の処理は適正なものと認められました。

令和4月8月16日、監査委員、石村文明、同じく青柳はるみ。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては9月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎認定第6号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（須崎幸一君） 日程第11、認定第6号 令和3年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 認定第6号 令和3年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

歳入の総額は5億3,658万7,703円、歳出の総額は5億3,408万9,481円でございます。歳入歳出差引額は249万8,222円となり、翌年度へ繰越しいたします。

詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご認定くださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） お世話になります。

では、決算書の5ページ、6ページをお願いいたします。

初めに歳入です。

1款分担金及び負担金ですけれども、収入済額が513万6,000円となりました。農業集落排水、岩下矢倉地区分担金と公共下水道の分担金でございます。

2款使用料及び手数料ですが、収入済額1億7,731万8,331円となりました。公共下水道、浄化槽、農業集落排水の使用料となります。

3款国庫支出金ですが、7ページ、8ページをお願いします。浄化槽市町村整備事業国庫補助金で2,473万円ございました。

4款県支出金ですが、浄化槽市町村整備事業費県費補助金として574万2,000円です。

5款繰入金ですが、1億9,263万4,311円で、一般会計繰入金と浄化槽市町村整備事業減債基金繰入金でございます。

次に6款繰越金ですが、前年度繰越金となります。

7款諸収入ですが、2,613万2,569円となります。公共下水道、浄化槽整備、農業集落排水の各事業の雑入及び浄化槽整備事業の駐車場附帯工事費などでございます。

次に8款町債です。下水道事業債、過疎債、資本費平準化債、公営企業会計適用債、合わせまして9,320万円でございます。

以上、歳入合計は5億3,658万7,703円となりました。

続きまして歳出でございます。

11ページ、12ページをご覧ください。

1款総務費、1項1目の一般管理費は、職員4名分の人件費と事務的経費でございます。

次に、2款建設費、1項1目建設事業費ですが、8,786万8,334円となりました。これ以降につきましては、各事業ごとにまとめてありますので備考欄をご覧いただきたいと思ます。

最初に公共下水道事業費ですが、143万6,016円です。新規取付管の設置、公共ます設置工事、マンホールかさ上げ工事等でございます。

浄化槽整備事業費ですが、支出額は7,093万249円でございます。主な支出としましては、設置工事に係る設計委託料、浄化槽設置工事費等でございます。令和3年度につきましては、46基の設置をしてございます。

次ページをお願いいたします。浄化槽排水設備設置工事補助金として335万7,000円、24件分を支出しております。それから、浄化槽市町村整備推進事業減債基金積立金として319万8,369円を積立ていたしました。

次に、農業集落排水箱島岡崎地区ですが、1,537万7,016円で、上水道工事に伴う下水道本管の移設設計業務委託料、それから下水道本管の移設工事費等になります。岩下矢倉地区につきましては12万5,053円の支出をしております。

続いて、3款の施設費でございます。ここでは、それぞれの施設の維持管理に要した修繕費や保守点検、管理業務委託料などを計上しております。支出済額は1億8,784万8,595円となりました。

最初に公共下水道事業費ですが、4,218万4,163円でございます。主な支出としまして、処理場の電気料、処理場管路施設管理委託料、それから下水道管路管理データ更新業務委託、脱水汚泥の運搬処分業務委託料、公営企業会計法適用支援業務委託料等でございます。

次に浄化槽の整備事業ですが、9,806万8,369円となりました。主な支出としましては、浄化槽の本体、部品等の修繕料、検査手数料、保守点検業務委託料、清掃業務委託料、それから公営企業会計法適用支援業務委託料等でございます。

次に、農業集落排水箱島岡崎地区の2,570万857円ですけれども、こちらにつきましては、処理場の電気料、マンホール周辺の補修工事、処理場管路維持管理業務委託、マンホールポンプの通報装置管理委託、公営企業法適用支援業務委託などがございます。

次ページをお願いします。工事請負費として、処理場の監視装置の更新工事、汚泥引き抜きポンプの交換工事などがございます。

続いて、農業集落排水岩下矢倉地区でございますが、2,186万5,206円でございます。主な支出としまして、処理場の電気料、処理場及び管路維持管理業務委託料、それから公営企業会計法適用支援業務委託料などになります。

続いて4款の公債費です。1項1目負担金、次ページの1項2目の利子を合わせまして2億3,446万234円ございました。備考欄に元金、利子別に各事業ごとに計上させております。

5款の予備費につきましては執行はございませんでした。

以上、歳出合計で5億3,408万9,481円でございます。執行率は98.78%となりました。

21ページに実質収支に関する調書、22ページ、23ページに財産に関する調書が記載されておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

石村代表監査委員。

（代表監査委員 石村文明君 登壇）

○代表監査委員（石村文明君） では、令和3年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算審査の結果について報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、別添決算書に基づいて会計書類、証書類との照合等を行ったところ、別添決算書は関係法令に基づき正確に調製されており、財務の処理は適正なものと認められました。

令和4月8月16日、監査委員、石村文明、同じく青柳はるみ。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては9月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎認定第7号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（須崎幸一君） 日程第12、認定第7号 令和3年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳

出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 認定第7号 令和3年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

歳入の総額は8,440万4,906円、歳出の総額は8,335万1,368円でございます。歳入歳出差引額は105万3,538円となり、翌年度へ繰越しいたします。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご認定くださいますようお願いいたします。

○議長(須崎幸一君) 続いて担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長(高橋 篤君) それでは、決算書の5ページ、6ページをお願いいたします。

初めに歳入でございます。

1款1項1目簡易水道分担金として22万円です。2件の収入がございました。

次に、2款の使用料及び手数料ですが、3,216万8,729円で、簡易水道使用料、メーター使用料の現年分と過年度分になります。

3款繰入金は一般会計繰入金でございます。

4款繰越金は前年度繰越金です。

5款諸収入につきましては雑入でございます。内訳としまして、上水道建設に伴う水道管移設補償金と水道メーターのスクラップの売却代になります。

6款町債ですが、簡易水道事業債、過疎債、公営企業会計適用債、合わせまして2,020万円ございました。

以上、歳入合計で8,440万4,906円となりました。

続きまして歳出でございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

1款1項1目維持管理費、支出済額が6,229万1,387円ございました。施設全体の維持管理に係る費用でございます。

備考欄をご覧ください。主なものとしましては、職員の給料や職員手当、10節需用費の施設電気料、配水設備等修繕料、それから11節の役務費の水質検査手数料等になります。それ

から、12節委託料の上水道建設に伴う配水管布設替え工事設計業務委託料、水道検針委託料、公益企業法適用支援業務委託料などがございます。

それから、工事費としまして、上水道吾妻東バイパス2期工事に伴う配水管布設替え工事や、新巻配水池水位計及び配水流量計の更新工事、上水道箱島3号函渠工事に伴う配水管の布設替え工事などがございます。

続いて、公債費ですけれども、元金、利子を合わせまして2,105万9,981円でございます。

以上、歳出合計8,335万1,368円となりまして、98.14%の執行率となりました。

13ページに実質収支に係る調書、14ページには財産に関する調書が記載をされておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

石村代表監査委員、ご登壇願います。

（代表監査委員 石村文明君 登壇）

○代表監査委員（石村文明君） では、令和3年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算審査の結果について報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、別添決算書に基づいて会計書類、証書類との照合等をしたところ、別添決算書は関係法令に基づき正確に調製されており、財務の処理は適正なものと認められました。

令和4月8月16日、監査委員、石村文明、同じく青柳はるみ。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては9月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎認定第8号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（須崎幸一君） 日程第13、認定第8号 令和3年度東吾妻町水道事業未処分利益剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 認定第8号 令和3年度東吾妻町水道事業未処分利益剰余金の処分及び決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

収益的収入では、営業収益1億6,223万6,285円、営業外収益3,089万9,733円で、水道事業収益が1億9,313万6,018円となります。収益的支出では、営業費用1億4,641万9,451円、営業外費用2,019万2,652円でございます。特別損失はございませんので、水道事業費用は1億6,661万2,103円でございます。

営業活動から生ずる未処分利益剰余金2,213万934円は減債積立金へ積立てをいたします。

資本的収入では、企業債4,840万円、負担金1億3,332万885円、補助金830万円で、資本的収入は1億9,002万885円となります。資本的支出では、建設改良費1億6,648万9,430円、企業債償還金8,661万5,654円で、支出総額は2億5,310万5,084円となり、不足する額6,308万4,199円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額261万6,042円、当年度分損益勘定留保資金6,046万8,157円で補填をいたしました。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご認定くださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） お世話になります。

それでは、令和3年度東吾妻町水道事業決算報告書の2ページ、3ページをお願いしたいと思います。

(1) 収益的収入及び支出でございますが、収入の第1款水道事業収益の決算額は1億9,313万6,018円、支出の第1款水道事業費用の決算額は1億6,661万2,103円となりました。

ちょっと飛びますが、7ページをお願いしたいと思います。

水道事業損益計算書でございます。この損益計算書におきまして、当年度の利益は下から4行目になりますが、2,213万934円となりました。

次に、1枚戻っていただきまして、4ページ、5ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出でございます。収入の第1款資本的収入の決算額は1億9,002万885円で、支出の第1款資本的支出の決算額は2億5,310万5,084円となりました。

なお、4ページの欄外に記載しましたとおり、資本的収入が資本的支出に対して不足する額6,308万4,199円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額261万6,042円、当年度分損益勘定留保資金6,046万8,157円で補填するものとしたしました。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

水道事業剰余金計算書になります。利益剰余金の処分についてでございますが、決算の認定に併せ、未処分利益剰余金の処分について、8ページ下段の表、水道事業剰余金処分計算書(案)にありますとおり、当年度末の未処分利益剰余金2億4,022万7,675円について、剰余金の中に含まれる当年度純利益の2,213万934円につきましては減債積立金へ積み立てるものいたします。よろしくをお願いいたします。

次に、10ページ、11ページの貸借対照表をご覧ください。

10ページの最下段の資産合計は年度末における保有資産の額を表しております。

11ページの負債及び資本でございますが、これは資産を取得するための資金の調達元を表しております。負債は将来返済するもの、資本は返済不要のものになります。負債と資本の合計額は資産の額と同額になります。

次に、東吾妻町水道事業報告書をご覧ください。

1 概要、(1) 総括の営業状況ですが、加入戸数は令和3年度は、2年度と比べて52戸増加しておりますが、給水戸数、給水人口が減少し、休止戸数も増加しております。有収水量が減少したために有収率は2.8%減少し、80.1%でございました。

建設改良の状況につきましては、県道道路改良工事に伴う水道本管の布設替え工事が3件、上水道建設工事に伴う配水本管布設替え工事が4件、配水本管新設工事が1件、消火栓設置工事が2件、遠隔監視装置更新工事が12施設完了しております。

次の経理状況ですけれども、収益的収支では2,213万934円の利益が生じ、資本的収支で

は6,308万4,199円の不足額となりました。

次に、給水収益の収納状況を記載してありますが、収納率は98.96%でございました。

(2)の議会議決事項、13ページの(3)行政官庁認可事項及び(4)職員に関する事項につきましてはご覧のとおりでございます。

次に、14ページの2の工事でございますが、これは令和3年度に実施した工事、先ほど申し上げました建設改良工事の内容でございますので、ご覧いただきたいと思います。

次に、15ページの3の業務、(1)の業務量でございます。12ページの営業状況とほぼ同じではございますが、前年度との比較となっております。

16ページをお願いいたします。

(2)事業収入に関する事項及び(3)事業費に関する事項につきましては、対前年度との比較となっておりますので、ご覧をいただきたいと思います。

次の17ページの4、会計ですが、ここには企業債、補助金、負担金の概要をそれぞれ掲載しております。

18ページをお願いいたします。

水道事業のキャッシュ・フロー計算書になります。こちらにつきましては資金の流れを明記してございます。年度末の現金及び現金同等物の期末残高は5,365万4,341円となりました。

次に、19ページからの水道事業収益費用明細書をご覧ください。こちらは税抜きで表示をしておりますが、水道事業収益としてその明細を掲載してございます。

それから、次の20ページから21ページまでは水道事業費用の明細になります。この明細につきましては7ページの損益計算書にも連動してございます。

続きまして、22ページの資本的収支明細書をご覧ください。こちらは税込みの金額となっております。4ページ、5ページの資本的収入及び支出の明細書になります。

それから、23ページには固定資産の明細書、24ページ以降は、先ほど申し上げました企業債の明細書がございましたので、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

石村代表監査委員、ご登壇願います。

（代表監査委員 石村文明君 登壇）

○代表監査委員（石村文明君） では、令和3年度東吾妻町水道事業決算審査の結果について報告いたします。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、別添決算報告書に基づいて会計書類、証書類と照合等をしたところ、別添決算報告書は関係法令に基づき正確に調製されており、財務の処理は適正なものと認められました。

令和4月8月16日、監査委員、石村文明、同じく青柳はるみ。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては9月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎延会について

○議長（須崎幸一君） お諮りいたします。本日の会議はこれをもって延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次の本会議は明日9月7日午前10時から会議を開きますからご出席をお願いいたします。

◎延会の宣告

○議長（須崎幸一君） 本日はこれをもって延会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 2時59分）

令和 4 年 9 月 7 日 (水曜日)

(第 2 号)

令和4年東吾妻町議会第3回定例会

議事日程(第2号)

令和4年9月7日(水)午前10時開議

- 第1 議案第6号 東吾妻町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第2 議案第7号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第3 議案第8号 東吾妻町職員の再任用に関する条例を廃止する条例について
- 第4 議案第9号 東吾妻町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 第5 議案第10号 東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第6 議案第11号 東吾妻町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 第7 議案第12号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される東吾妻町の職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第8 議案第13号 公益的法人等への東吾妻町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第9 議案第14号 東吾妻町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第15号 東吾妻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第16号 東吾妻町税条例等の一部を改正する条例について
- 第12 議案第17号 東吾妻町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第18号 東吾妻町育英条例の全部を改正する条例について
- 第14 議案第19号 東吾妻町立学校給食センターのあり方検討委員会条例について
- 第15 議案第20号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第1号 令和4年度東吾妻町一般会計補正予算(第2号)
- 第17 議案第2号 令和4年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算(第1号)

- 第18 議案第 3号 令和4年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）
 第19 議案第 4号 令和4年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
 第20 議案第 5号 令和4年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
 第21 議案第21号 辺地に係る総合整備計画の変更について
 第22 議案第22号 町道路線の廃止について
 第23 議案第23号 町道路線の認定について
 第24 陳情書の処理について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	須崎 幸一 君	2番	渡 一 美 君
3番	井上 日出来 君	4番	高橋 弘 君
5番	茂木 健司 君	6番	高橋 徳樹 君
7番	里見 武男 君	8番	小林 光一 君
9番	重野 能之 君	10番	竹 淵 博行 君
11番	佐藤 聡一 君	12番	根津 光儀 君
13番	樹下 啓示 君	14番	青柳 はるみ 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中澤 恒喜 君	副 町 長	渡 辺 三 司 君
教 育 長	山 野 邦 明 君	総 務 課 長	水 出 智 明 君
企 画 課 長	関 和 夫 君	まちづくり 推 進 課 長	酒 井 文 彰 君
保健福祉課長	加 藤 俊 夫 君	町 民 課 長	水 出 悟 君
税 務 課 長	谷 直 樹 君	農 林 課 長	角 田 良 信 君
建 設 課 長	福 原 治 彦 君	上 下 水 道 課 長	高 橋 篤 君
会 計 課 長 兼 会 計 管 理 者	武 井 幸 二 君	学 校 教 育 課 長	堀 込 恒 弘 君

社会教育課長 丸 橋 昇 君

職務のため出席した者

議会事務局長 水 出 淳

議会事務局
主 任 田 中 康 夫

議会事務局長 西 卷 雅 子
議係

◎開議の宣告

○議長（須崎幸一君） おはようございます。

連日お疲れさまでございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

本日は傍聴の申出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受付の際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようよろしくお願いいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料はお帰りの際にはお返しくさせていただきますよう、併せてお願い申し上げます。

なお、今定例会におきましても、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、傍聴者の皆様にもマスクの着用や手指のアルコール消毒等をお願いしておりますが、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（須崎幸一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎議案第6号～議案第14号の一括上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第1、議案第6号 東吾妻町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第2、議案第7号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第3、議案第8号 東吾妻町職員の再任用に関する条例を廃止する条例について、日程第4、議案第9号 東吾妻町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について、日程第5、議案第10号 東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第6、議案第11号 東吾妻町人事

行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について、日程第7、議案第12号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される東吾妻町の職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第8、議案第13号 公益的法人等への東吾妻町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第9、議案第14号 東吾妻町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例についての計9件を一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) おはようございます。

議案第6号 東吾妻町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第7号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第8号 東吾妻町職員の再任用に関する条例を廃止する条例について、議案第9号 東吾妻町職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について、議案第10号 東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第11号 東吾妻町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について、議案第12号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される東吾妻町の職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第13号 公益的法人等への東吾妻町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第14号 東吾妻町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例については関連がありますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例改正案は、地方公務員の定年の引き上げ及びこれに伴う地方公務員法の一部を改正する法律を踏まえ、職員の定年延長に関連する条例を改正するものであります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決をくださいますようお願い申し上げます。

○議長(須崎幸一君) 続いて担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長(水出智明君) お世話になります。

そうすれば、定年延長に係る条例改正ということで一括提案をさせていただきましたが、最初に、今回の定年延長の概要を説明したいと思います。

お手元にカラー刷りの1枚物があると思いますが、こちらをご覧いただきたいと思います。

今回の改正につきましては、現在60歳定年であるものを、来年4月以降、65歳に段階的に引き上げていくというものでございます。2年ごとに1歳ずつ引き上げていきまして、令和13年4月に65歳にしていくというものでございます。

この資料の上の段の定年年齢の引上げというところをご覧いただきたいと思います。

今回の改正で定年延長が該当になるのは、その表の中の上から3段目の、1963年、昭和38年度生まれの職員からとなります。この年代は定年が61歳ということになります。次の年代が62歳、63歳といきまして、昭和42年度生まれ以降が65歳の定年になるというものでございます。

今回の改正によりまして現行の再任用制度は廃止されます。定年の段階的な引上げの期間中は現行の再任用制度と同じような制度がありまして、暫定的な再任用制度が設けられます。それが表の中にあります暫定再任用、青い部分がそこに当たることとなります。1966年生まれ、昭和41年度生まれですけれども、そこまでが経過措置の年代ということになります。

一番下の1967年、昭和42年度生まれのところは制度完成となりますので、この欄で65歳定年制を説明いたしますと、まず、60歳になる前年度に60歳以降どうするのかという意思確認をするのが、緑の59歳の部分になります。60歳で管理職である人は管理職の上限年齢、それから、管理職でない職員については、現行での定年年齢60歳のところがオレンジ色の部分になります。

管理職であった職員は、60歳で管理職を解かれますので、管理職以外で勤務することになります。また、管理職でなかった職員はそのままの職で勤務するという部分が、黄色の部分になります。そして、65歳で定年退職という流れになります。

資料のその下の段、定年前再任用短時間勤務制の導入というところをご覧ください。ここでは、65歳定年が完成した後の想定で見ただけだと思います。

65歳の定年前に退職しまして、現在の再任用と同じように任用される場合の例ということで幾つか挙げました。

一番上は、60歳で退職いたしまして引き続き再任用で勤務する場合です。2番目につきましては、60歳で役職定年となりまして、課長、次長から補佐となつて、61歳から補佐として64歳まで勤務して、退職、その後65歳までは1年間、再任用で勤務する場合というパターンです。3番目が、60歳で退職しまして1年空けて再任用勤務を65歳までする場合、この3つの勤務形態につきましては可能ということで丸がついております。

4番目が、60歳で退職しまして再任用で63歳まで勤務して、その後、正職員として勤務する場合、これは不可ということになります。一番下ですが、59歳で退職して1年空けて61歳から65歳まで再任用で勤務するという場合、これも認められないということになります。現行の再任用制度ですとこういう場合はオーケーとなっていますが、新しいものはだめだということでございます。

退職後の再任用につきましては、フルタイムはないということになります。フルタイムで勤務するのであれば退職せずに定年まで勤務すれば済むということですので、退職後の再任用については短時間勤務しかないという考え方でございます。

裏面にいっていただきまして、役職定年制の導入ということで、60歳に達した管理職につきましては、管理職以外、当町の場合ですと補佐の職に降任するということになります。管理職以外の職で、できるだけ上位の職に降任するという考え方でございます。

その図を見ていただきますと、60歳の誕生日から最初の4月1日までを異動期間と言っておりますが、この間に管理職からほかの職に異動させる期間という意味合いでございます。実際には、この期間のうち3月31日までは管理職、4月1日からは補佐というようなことで、4月1日が異動日になります。

その下の図のほうですが、給料に関することになります。

60歳に達した職員の給料月額、誕生日じゃなくて誕生日を過ぎた最初の4月1日となりますけれども、60歳前の7割水準ということになります。その図を見ていただきますと、管理職で仮に6の55号給、40万2,000円の職員の方は7割の28万1,400円となりまして、管理職でなかった職員は、オレンジの部分になりますけれども、39万3,000円だったとすれば7割の27万5,100円になるというものでございます。

この図でいきますと、管理職の異動日、赤い矢印が真ん中あたりにありますけれども、当町で言えばその異動日は4月1日になるということでご理解いただきたいと思っております。

概要としますと以上のようなことになります。

次に、各議案について簡単にご説明したいと思います。

まず、議案第6号、定年等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、これについては、先ほど申し上げました概要の部分を改正していくということになります。ただ、給料に関しては定年の条例の中には入っておりません。

続きまして、議案第7号 東吾妻町職員の給料に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、これは、先ほど説明しました60歳以後、給料が7割になる部分、この改

正が中心になってきます。

次の議案第8号でございますが、再任用に関する条例を廃止する条例ですが、今回の改正によりまして現行の再任用制度が廃止になりますので、この条例を廃止するというものでございます。

次に議案第9号ですが、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例ですが、役職定年60歳になると管理職から一般職になりますけれども、そうしますと給料が下がりますので、降給になります。その給料が下がる降給というものの種類に役職定年で下がった場合を加えていくという改正が議案第9号になります。

続いて、議案第10号の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、現行の再任用制度の廃止に伴いまして「再任用短時間勤務職員」という語句がなくなりますので、その語句を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるというのが今回の主な改正内容になっています。

続きまして、議案第11号、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

定年延長によりまして地方公務員法の改正がありましたので、法の条項を引用している部分、その箇所を改正するというものが議案第11号になります。

続きまして議案第12号です。外国の地方公共団体の機関等に派遣される東吾妻町の職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。これは、外国に派遣する対象外の職員について役職定年で特例として延長するという場合があります。特例として延長された職員についてはこの対象から外しますよという規定を追加するという内容でございます。

続きまして、議案第13号 公益的法人等への東吾妻町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。これにつきましても、先ほどの議案第12号と同じく、派遣対象外の職員に役職定年を特例として延長された職員を対象外の職員の中に追加するという改正でございます。

続きまして、最後ですが、議案第14号 東吾妻町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、減給という処分によりまして給料が下げられている職員は60歳になったときに7割になりますので、そうなった場合には、その最初から減給されている額を減らすという規定に改めるものでございます。

以上ですが、よろしくお願いたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本9件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第15号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第10、議案第15号 東吾妻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第15号 東吾妻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例改正案は、人事院規則の改正に基づき、職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援に関し、育児休業の取得要件緩和など、国家公務員との権衡を踏まえ条例を改正するものであります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決をくださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 続いて担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（水出智明君） それでは説明させていただきます。

今回の改正につきましては、職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援ということで、育児休業の取得緩和をするために人事院規則に基づき改正するものでございます。

今回の改正につきましては2条立てになっておりまして、第1条が育児と仕事の両立支援の部分になります。第2条については、先ほど申し上げました定年延長に関わる改正の部分となります。全体的には育児と仕事の両立部分がメインの改正になりますので、定年延長に関わるものとしての一括提案の中には含めなかったということをご理解いただきたいと思います。

それでは新旧対照表をご覧ください。

第1条は、育児と仕事の両立部分で、施行日がこの10月1日になります。

改正内容ですが、枠の中の第2条ですけれども、その部分は非常勤職員の育児休業の取得要件、それを緩和する内容になっております。

次のページへいっていただきまして、第2条の3ですが、非常勤職員が育児休業を取得できる対象期間の上限を子供が1歳6か月までとする取得要件がありますが、そこについて、夫婦交代での取得や特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を今回整備するというものでございます。

次ページへいっていただきまして、第2条の4になります。

特に認められる場合は、非常勤職員の育児休業対象期間の上限を子供が2歳になるまでとする要件がありますが、先ほどの第2条の3と同様に、夫婦交代での取得の可能性や特殊な事情がある場合ということで規定を整備するというものです。

次ページへいっていただきまして、第3条になりますが、再度の育児休業を取得する場合には、育児休業等計画書というものによりまして申出をする必要があったんですが、この項目を削除して緩和するという内容でございます。

次の第3条の2ですが、今回の法律のほうの改正で、一般の職員ですけれども、正職員は、子供が3歳までの間、基本2回、育児休業が取れるようになりますが、条例で定めた期間内に取った育児休業の最初と2回目はその回数に含めないという規定があります。その条例で定める期間は57日間ですというものがこの第3条の2でございます。

次の第10条ですが、育児短時間勤務の再取得については育児休業計画書を出す必要がありましたが、これを育児短時間勤務計画書に変えるものでございます。

次ページへいっていただきまして、第2条になりますが、この部分は定年延長に関わる改正部分ですので、施行日は来年4月1日ということになります。

改正内容は、現在の再任用制度が廃止になりますので、その部分を定年前再任用短時間勤務職員に改正するところと、役職定年を延長された管理職については育児休業を取ることができないという規定を追加するというものでございます。

以上ですが、よろしくお願いたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第16号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第11、議案第16号 東吾妻町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第16号 東吾妻町税条例等の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

今回の税条例改正は、令和4年度の地方税法等の一部改正が行われたことに伴いまして税条例等の一部改正を行うものでございます。主な改正内容は個人町民税や固定資産税等を改めるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて担当課長の説明をお願いします。

税務課長。

○税務課長（谷 直樹君） お世話になります。

今回の改正は、令和4年度地方税法の一部改正に伴い東吾妻町税条例等の一部を改正するものでございます。

お手元の新旧対照表をご覧くださいと思います。

まず最初に第1条改正になります。

最初に、18条の4「納税証明書の交付手数料」です。

地方税法第382条の4の固定資産税課税台帳の閲覧等の特例の新設に伴う改正となります。

施行日は令和6年4月1日です。

その下、第33条「所得割の課税標準」です。

第4項は、法第313条「所得割の課税標準」第13項の改正に伴う改正となります。個人住民税において上場株式等の配当所得等の関係となっております。第6項は、法第313条「所得割の課税標準」第15項の改正に伴う改正です。こちらも、個人住民税において上場株式等の譲渡所得等の関係となっております。

施行日はどちらも令和6年1月1日です。

次に、第34条の9「配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除」です。

法第314条の9「配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除」第1項の改正に伴う改正とな

ります。第1項、第2項とも、上場株式等の配当所得等の関係となっております。

施行日は令和6年1月1日です。

次に、36条の2「町民税の申告」です。

法第317条の2「市町村民税の申告等」第1項の改正に伴う改正となります。

第1項は、公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定の整備となります。第2項は、地方税法施行規則の改正による条文中の項ずれを反映したものでございます。

施行日は令和6年1月1日です。

次に、第36条の3の2「個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書」です。

法第317条の3の2「個人の市町村民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書」第1項の改正に伴う改正となっております。見出しの改正及び配偶者控除等の適用を受ける者の氏名を追加するものでございます。

施行日は令和5年1月1日です。

次に、第36条の3の3「個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書」です。

法第317条の3の3「個人の市町村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書」第1項の改正に伴う改正となります。見出しの改正と、公的年金受給者の扶養親族等申告書の提出義務者に「配偶者又は扶養親族を有する者」を追加するものです。また、同申告書の記載事項に「特定配偶者の氏名」を追加するものです。

施行日は令和5年1月1日です。

次に、第73条の2「固定資産課税台帳の閲覧の手数料」及び第73条の3「固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料」です。

共に、法382条の4「固定資産税課税台帳の閲覧」等の特例の改正に伴う改正となります。

施行日は令和6年4月1日です。

次に、第83条「種別割の賦課期日及び納期」です。

こちらは、軽自動車税の種別割の納期を県の自動車税の種別割の納期と同じに改正するものです。

施行日は令和5年1月1日です。

次に、附則になります。

附則第7条の3の2は、法附則第5条の4の2第5項の改正に伴う改正です。個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の延長によるものでございます。

施行日は令和5年1月1日です。

次に、附則第16条の3「上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例」です。
法附則第33条の2第6項の改正に伴う改正です。上場株式等に係る配当所得等の関係とな
っております。

施行日は令和6年1月1日です。

次に、附則第17条の2「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所
得に係る町民税の課税の特例」です。

法附則第34条の2第6項の改正に伴う改正となります。引用条項の削除に伴う規定の整備
となります。

施行日は令和5年1月1日です。

次に、附則第20条の2「特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の
特例」です。

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第10
項の改正に伴う改正となります。申告方式の選択に係る規定の整備となります。

施行日は令和6年1月1日です。

次に、附則第20条の3「条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の
特例」です。

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条の
2第13項及び第15項の改正に伴う改正となります。こちらも申告方式の選択に係る規定の
整備となっております。

施行日は令和6年1月1日です。

次に、附則第25条「新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例」です。

附則第26条の削除に伴う改正となります。

施行日は令和5年1月1日です。

次に、附則第26条「新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例」
です。

法附則第61条「新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例」第
3項及び第4項の改正に伴う改正です。住宅借入金等特別控除の見直しによるものです。

施行日は令和5年1月1日です。

続きまして第2条改正となります。

東吾妻町税条例の一部を改正する条例（令和3年東吾妻町条例第26号）の一部の改正とな

ります。

第36条の3の3「個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書」について、令和4年改正、地方税法附則第27条による改正があり、町税条例の一部を改正する条例（令和4年東吾妻町条例第7号）1条にて改正しましたが、扶養親族申告書の改正に伴う規定の整備のためさらに改正するものとなります。

施行日は令和6年1月1日です。

以上で説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第17号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第12、議案第17号 東吾妻町町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第17号 東吾妻町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

今回の提案は、上信自動車道吾妻東2期事業により、小泉団地が事業区域になることから廃止し、上河原団地1につきましては、老朽化した建物を取り壊したため、戸数に変更になり、条例の一部の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて担当課長の説明を願います。

建設課長。

○建設課長（福原治彦君） お世話になります。

それでは、東吾妻町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例は、先ほど町長が提案理由の説明で申し上げましたが、小泉団地の一部が上信自動車道吾妻東2期事業による事業区域となり、土地・建物が補償対象になり、残った土地につきましては普通財産といたしました。これにより廃止を行うものであります。

上河原団地1につきましては、築57年経過した老朽化した建物2棟2戸を取り壊し、戸数が減少したため、変更するものであります。

新旧対照表をご覧ください。

上河原団地1につきましては、戸数「15戸」を「13戸」に変更します。そして、小泉団地につきましては、廃止のため削除するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第18号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第13、議案第18号 東吾妻町育英条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第18号 東吾妻町育英条例の全部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、従来の育英貸与金に加え、育英資金貸付基金を活用して新たに入学準備金の制度を創設するものでございます。この改正により、東吾妻町第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプランの一つである子育て応援推進事業をより充実させ、子育て世代への経済的支援をさらに進めてまいります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて担当課長の説明を願います。

学校教育課長。

○学校教育課長（堀込恒弘君） よろしくお願ひいたします。

詳細についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、町長の提案説明にもありましたとおり、現在の育英貸与金に加え新たに入学準備金制度を創設するために、現行条例の全部改正をお願い申し上げます。

それでは、改め文をご覧ください。

本条例案は、目次でございますとおり、第1章の総則から第5章の雑則まで5章立てとなっております。

第1章「総則」の第1条では、この条例の目的として、「進学の意欲を有する者で経済的な理由により修学困難な者のために、育英事業として入学準備金又は奨学金の貸付けを行い、有用な人材を育成する」ことを規定いたしております。

第2条は、この条例で用いる用語の意義を定義し、第3条では、入学準備金及び奨学金の貸付けを受ける者の選定等を審議するため、東吾妻町育英審議会を設置することを規定しております。

第2章「育英資金貸付基金」の第4条及び第5条では、現行条例同様に、基金額を8,000万円とする育英資金貸付基金の設置を規定いたしております。

次の第3章は、新たに創設いたします入学準備金についての規定でございます。

第6条では、入学準備金の貸付けの対象を規定いたしております。第1項第2号にございますように、入学準備金の貸付対象者は、高等学校等又は大学等への入学を予定している者の保護者でございます。

第7条は、入学準備金の貸付条件を規定しております。第1項第1号にございますとおり、入学準備金の貸付額は、高等学校等では20万円以内の額、大学等では50万円以内の額といたします。

少し飛びまして、第4章「奨学金」の規定についてご説明させていただきます。

今回の改正によりまして、現行条例の「育英貸与金」の名称を「奨学金」に改めております。

第11条では、奨学金の貸付けの対象を規定しております。第1項第3号にございますように、奨学金の貸付対象者は高等学校等または大学等に入学を予定している者とし、奨学生本人に貸付けを行います。

第12条は、奨学金の貸付条件を規定しており、第1項第1号にございますとおり、奨学金

の貸付額は高等学校等では月額1万5,000円以内の額、大学等では月額5万円以内の額で、
現行の貸与額と同額でございます。

少し飛びまして、第5章「雑則」の第19条では、規則への委任を規定いたしております。

附則にございますとおり、本条例は本年10月1日からの施行を予定いたしております。本
議案のご議決をいただければ、早目に広報等を通じまして入学金制度、奨学金制度を広く周
知し、多くの方にご利用いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第19号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第14、議案第19号 東吾妻町立学校給食センターのあり方検討
委員会条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第19号 東吾妻町立学校給食センターのあり方検討委員会条例に
ついて提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例案は、安心・安全な学校給食を引き続き安定的に提供できるよう、学校給食セ
ンターの運営や施設整備等について協議・検討するためのあり方検討委員会を設置するもの
でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださ
いますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて担当課長の説明を願います。

学校教育課長。

○学校教育課長（堀込恒弘君） 詳細についてご説明させていただきます。

本議案につきましては、町長の提案説明にありましてとおり、引き続き安心・安全な学校
給食を安定的に提供していくために、学校給食センターの運営や施設整備等について組織的

に検討・協議するために条例の新規制定をお願いするものでございます。

それでは条例案をご覧ください。

第1条では、学校給食センターの今後のあり方を検討するため、東吾妻町立学校給食センターのあり方検討委員会を設置することを規定いたしております。

第2条の所掌事務でございますが、第1項各号にございますとおり、委員会は、給食センターの運営に関する事項や施設整備等に関する事項などについて協議・検討を行います。

また、第2項にございますとおり、委員会は、その協議・検討に基づき、町長及び教育委員会に建議または提言することができることを規定いたしております。

第3条は、委員会を構成する委員の規定でございます。

第1項各号にございますとおり、委員会は、教育長、教育長職務代理者、子ども・子育て会議の代表者、小学校校長及び中学校校長の代表者、認定こども園園長の代表者、給食センター所長、各小学校及び中学校の保護者代表、各認定こども園の保護者代表、東吾妻町職員組合が推薦する者、その他町長が必要と認める者により構成いたします。

第4条は、委員長及び副委員長の規定でございます。委員長には教育長を充て、副委員長は委員の互選により選出いたします。

第5条は、会議に関する規定でございます。

第2項では、会議の原則公開を規定し、第3項では、委員が委員長に対し会議の招集を求めることができることを規定しております。第4項では、会議は委員の過半数以上の出席がなければ開くことができないことを、第5項では、会議の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによることを規定しております。

第6条は会議に参加する者に対する秘密保持の規定でございます。

第7条は、委員の報酬及び費用弁償に関しまして、東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例に基づき支給することの規定でございます。

第8条では、委員会の庶務を学校教育課が処理すること。第9条では、委任について規定いたしております。

附則にございますとおり、本条例につきましても、公布の日からの施行を予定いたしております。

説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第20号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第15、議案第20号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第20号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、条例第1条で規定する特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員に学校給食センターのあり方検討委員会委員を追加するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて担当課長の説明を願います。

学校教育課長。

○学校教育課長（堀込恒弘君） 詳細についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例に、先ほどの議案第19号 東吾妻町立学校給食センターのあり方検討委員会条例についてによりお願い申し上げました学校給食センターのあり方検討委員会委員を追加するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

改正後のほうになります。第1条関係の別表に学校給食センターのあり方検討委員会委員を追加し、その報酬額を月額7,700円とするものでございます。

改め文附則にございますとおり、本条例は公布の日からの施行を予定いたしております。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第1号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第16、議案第1号 令和4年度東吾妻町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第1号 令和4年度東吾妻町一般会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに8,194万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を86億5,223万5,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、オミクロン株に対応した新型コロナウイルスワクチン接種費用のほかに、電気料の値上げに伴う追加補正が主な内容でございます。

詳細につきまして、それぞれの担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（関 和夫君） それでは、補正予算書の1ページ目をお願いいたします。

一般会計補正予算（第2号）でございます。

初めに第1条です。今回補正をお願いする額は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,194万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ86億5,223万5,000円とするものでございます。

第2条は地方債の補正です。

続きまして4ページをお願いします。

第2表につきましては地方債補正となります。道路整備事業（辺地債）の限度額を「930万円」から「740万円」に減額変更、また、道路改良事業（過疎債）の限度額を「2億

1,940万円」から「2億2,140万円」に増額変更するものでございます。

続きまして8ページをお願いします。

事項別明細書により歳入から説明させていただきます。

15款1項2目衛生費国庫負担金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金1,281万1,000円の追加と、2項3目の衛生費国庫補助金といたしまして、新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保事業費国庫補助金517万6,000円の追加でございます。共にオミクロン株に対応したワクチン接種に係る国の負担金、補助金となります。

次に、16款2項4目農林水産業費県補助金につきましては、はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業補助金を200万円、中山間地域等直接支払交付金を20万7,000円、農地耕作条件改善事業補助金を320万円、県単松くい虫倒木災害防止事業補助金を7万6,000円、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金を260万円、それぞれ追加となります。

続きまして、18款1項2目民生費寄附金につきましては、福祉指定寄附金10万円の追加でございます。

次のページ、19款1項2目財政調整基金繰入金につきましては2,172万6,000円の減額となります。

20款1項1目繰越金につきましては、前年度決算の確定に伴いまして前年度繰越金が8,736万7,000円の追加、繰越明許費繰越金が1,000万円の減額となりました。

21款4項6目雑入につきましては、多面的機能支払交付金過年度返還金が3万8,000円の追加でございます。

次のページ、10ページをお願いします。

22款1項4目土木債につきましては、道路整備事業債（辺地債）が190万円の減額、道路整備事業債（過疎債）が200万円の追加となります。

歳入は以上となります。

歳出につきましては各担当課長より説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（水出智明君） それでは歳出の説明をいたします。

11ページをお願いいたします。

2款1項5目財産管理費でございます。説明欄をご覧ください。

庁舎管理事業では、電気料の値上がりによりまして405万7,000円の追加、工事請負費で

は、原町バイパスの電線地中化に伴う役場案内看板の移設工事費ということで300万円の追加でございます。

なお、これ以降に出てきます電気料につきましては、6月の全員協議会で説明申し上げたとおり、新電力の契約をしている施設につきましては割引率がなくなったことによる電気料金の上昇、そうでない施設につきましても電気料金の値上げが追加補正の理由となっておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、その他財産管理事業でございますが、旧坂上小学校の体育館給食調理場公仕室の解体に関わる設計業務委託を予定しておりますが、立木、遊具、倉庫、焼却炉ということで追加がありますので、その分の設計範囲の増ですとか調査分析費用の追加があり、107万8,000円の追加でございます。

次に、地域振興センター事業では電気料72万円の追加となります。

続きまして、11目の支所費でございます。支所管理事業として電気料200万円の追加でございます。

続きまして、13目交通対策費、コロナによる交通指導員の県外研修の中止に伴いまして、旅費と補助金を合わせて71万9,000円の減額でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（酒井文彰君） お世話になります。

17目地域活性化対策費、地域活性化事業、18節に若者起業支援補助金400万円を追加するものでございます。

今年度の当初予算におきまして、新規の申請分につきましては2件分200万円の申請を見込み予算措置していたところですが、今年度8月末時点での新規申請が既に5件上がってきており、現状の予算では3件分の300万円が不足する状況であります。

また、そのほかにも新規起業の相談を受けているため、今後の新たな申請も見越した上で合計4件分の400万円を追加し、新規若者起業者の支援に結びつけていきたいという内容でございます。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（水出智明君） 続きまして、20目諸費の防犯事業でございます。電気料と備品購入費の追加でございます。備品につきましては、特殊詐欺対策用の電話機の購入として50台

分44万円の追加でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 税務課長。

○税務課長（谷 直樹君） 続きまして12ページをお開きください。

2款2項2目賦課徴収費の資産税717万5,000円の追加のお願いです。令和6年度評価替えのための土地鑑定評価業務137か所分の鑑定委託料になります。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 町民課長。

○町民課長（水出 悟君） 3項1目戸籍住民基本台帳費ですが、デジタル手続法などの改正に基づきまして戸籍附票と個人番号制度を連携させることになり、これまでシステム改修作業を実施してきたところがございます。実際に連携作業を運用するのに当たりまして、住民基本台帳ネットワークシステムのハードウェアの領域が不足するため、メモリーを増設する必要が生じたことから、業務委託料など21万4,000円を補正するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（水出智明君） 続きまして、2款4項3目東吾妻町長選挙費でございます。

無投票となったことから、投票に係る人件費など、総額で858万1,000円を減額するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋 昇君） 続きまして、2款8項1目のコンベンションホール管理費でございます。

燃料費7万2,000円の追加のお願いでございます。灯油高騰による追加のお願いでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（酒井文彰君） 2目道の駅管理事業、庁舎等修繕料に76万6,000円の追加でございます。内容といたしましては3点ございます。

1点目は、屋外トイレの洗面台更新工事に30万円の追加でございます。ふれあい公園建設当初に設置した公園用トイレの洗面台自体が小さく、深さも浅いものであるため水が飛び散りやすく、床面もぬらしてしまう状況であります。そのため、大きめの洗面器と非接触型の水栓に更新を行うことで感染症対策を図るものでございます。

2点目は、浄化槽流量調整ポンプ交換に16万6,000円の追加でございます。こちらは、浄

化槽点検時に能力低下が確認され、交換の必要性を指摘されているものでございます。天狗の湯の営業、それから、屋外トイレの使用に支障を来さないよう早めの交換対応を行うものでございます。

3点目は、緊急時対応の施設修繕料として30万円を追加するものです。当初予算措置をしていた修繕費が8月末時点で残り3万円ほどになっている状況です。そのため、現時点で用途が決まっているものではありませんが、今後の緊急修繕対応のために予算確保が必要という観点から、今回、追加をお願いするものでございます。

次ページをお願いいたします。

3目桔梗館管理費、工事請負費に60万円の追加でございます。内容としましては、桔梗館の玄関入り口の上にかかるエントランス屋根の雨漏り修繕を行うものです。経年の劣化により雨漏りする状況となっております、現在は応急的に防水シートで仮修繕して対応していますが、台風や積雪等に耐えられるものではないため、早急に本修繕を行って対応していきたいという内容でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤俊夫君） お世話になります。

3款民生費、1項4目老人福祉費、老人福祉事業の介護保険特別会計繰出金15万4,000円の追加は、介護保険制度改正に伴うシステム改修費のお願いでございます。よろしく申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（堀込恒弘君） 2項2目保育所費では、保育所運営事業に102万4,000円の追加のお願いでございます。10節需用費では電気料や備品・庁舎等修繕料に102万円の追加のほか、13節土地、建物等借上料2万4,000円の追加は、上信自動車道建設工事に伴いまして、あづま保育所駐車場の一部が買収される予定であるため、あづまこども園北側の民地を代替用地として借り上げるための費用でございます。

次に、3目学童保育費では、学童保育事業に105万5,000円の追加のお願いでございます。8節費用弁償6万5,000円の追加のほか、14節工事請負費では、いわしま児童クラブエアコン取替え工事として99万円の追加をお願いいたしております。このエアコンにつきましては、夏休み直前に壊れてしまいまして、エアコンがない状態ですと夏休み中の預かりに大きな支障が生じるため、予算を流用して緊急的に取替え工事を実施させていただいております。ご

理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤俊夫君） お世話になります。

4款衛生費、1項2目予防費、定期予防接種事業30万円の追加は、前年度の感染症対策事業費等国庫補助金の返還金でございます。

インフルエンザ予防事業10万7,000円の追加は、協屋主三様の寄附金を活用して、新型コロナウイルス感染症対応のため、CO₂モニター、二酸化炭素濃度測定器の購入でございます。

新型コロナウイルスワクチン接種事業1,873万6,000円の追加のお願いは、新型コロナウイルスワクチン集団接種業務に係る管理職員特別勤務手当と、厚生労働省より、オミクロン株対応ワクチンの接種を初回接種完了者全員に対して接種を実施することを想定しての準備指示がありましたので、接種券郵送料、ワクチン接種委託料、接種会場設営等委託料、接種券作成委託料追加のお願いでございます。

備品購入費は、無停電電源装置購入費80万円の追加のお願いでございます。現在、停電時に使用していますのは発電機のため、停電になったときに保健センターへ行って接続しなければならないため、停電時自動切替えになる装置の購入でございます。

22節は、前年度の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の返還金202万1,000円の追加のお願いでございます。よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） お世話になります。

3項1目の簡易水道費でございます。18節簡易水道等整備事業補助金に100万円の追加のお願いでございます。これは、今年度中に施設整備予定の組合があるということで予算の追加のお願いになります。

それから、27節繰出金、簡易水道特別会計への繰出金639万7,000円の追加のお願いでございます。これにつきましては簡易水道特別会計補正予算のほうで触れさせていただきます。よろしく願いします。

○議長（須崎幸一君） 農林課長。

○農林課長（角田良信君） お世話になります。

16ページをお願いします。

6款1項3目農業振興費では、農業振興対策事業500万円、飼料購入支援補助金の追加の

お願いでございます。畜産農家に対する飼料高騰に対する補助金でございます。はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業に275万円の追加のお願いでございます。中山間地域等直接支払事業に27万7,000円の追加のお願いでございます。

続きまして、6目農地費では、多面的機能支払交付金事業2万9,000円、国庫補助金及び県補助金返還の追加のお願いでございます。令和3年度で活動が終了した地区の残金を国及び県に返還するためでございます。続きまして、農地耕作条件改善事業に400万円の追加のお願いでございます。これにつきましては烏帽子地区でございます。

次に、2項1目の林業振興費では、松くい虫倒木災害防止委託料122万円、緑の県民基金伐採事業委託料260万円の追加のお願いでございます。よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 建設課長。

○建設課長（福原治彦君） 17ページをお願いいたします。

8款1項2目道路維持費16万6,000円の追加のお願いでございます。町道への雨による倒木処理のため、職員の時間外手当の増額でございます。

3目道路改良費330万円の追加のお願いでございます。町道馬場・手子丸線改良工事の工事費の減額及び町営水道仮設工事の補償金の増額となります。また、町道1047号線を現地精査した結果、工事費の増額が見込まれるための増額、そして、町道矢倉・沢尻線岩島橋右岸側の部分の道路拡幅による用地費の増額でございます。

4目橋りょう維持費550万円の追加のお願いでございます。橋梁補修設計業務を入札したことによる実績見込みによる減額、橋梁補修工事の工法見込みによる工事費の増額、そして橋梁維持工事の追加による工事費の増額でございます。よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） 2項都市計画費、2目下水道費でございます。27節の繰出金でございますが、下水道事業特別会計への繰出金522万2,000円の減額のお願いでございます。これにつきましては下水道特別会計補正予算のほうで触れさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（水出智明君） 続きまして、18ページをお願いいたします。

9款1項1目消防費でございます。コロナによりまして、ポンプ操法大会、それから消防団の幹部の県外研修が中止になりましたので、それに伴います減額でございます。

10節の需用費では、消防団詰所の電気料9万円の追加、12節の委託料では、設置した防

火水槽において測量分筆ができていないものがありまして、早急に対応が必要ということから、2か所の防火水槽の測量委託料として140万円を追加するものでございます。

続きまして3目の防災費です。防災無線施設の電気料ということで2万7,000円の追加です。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（堀込恒弘君） 10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費では、事務局費に26万2,000円の追加のお願いでございます。

議案第19号、20号でお願いをいたしております学校給食センターのあり方検討委員会委員の報酬と費用弁償の追加でございます。

5目給食センター運営管理費では594万円の追加のお願いでございます。電気料の追加のほか、12節委託料では外調空調機修繕業務委託料110万円の追加と、17節備品購入費では業務用冷蔵庫購入費として50万6,000円の追加をお願いいたしております。外調空調機、業務用冷蔵庫ともに7月中旬から下旬にそれぞれ壊れてしまいまして、その修繕、購入については緊急を要したため、予算を流用して対応させていただいております。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、2項小学校費、1目小学校学校管理費では、学校管理費（事務局）分に731万5,000円の追加でございます。電気料の追加のほか、12節委託料211万2000円の追加は、坂上小学校体育館におけるシロアリ防除業務委託料でございます。17節備品購入費17万9,000円の追加は、東小学校と岩島小学校にアクセスルーター各1台を購入するものでございます。

続きまして、3項中学校費、1目中学校学校管理費では、学校管理費（事務局）分に電気料190万8,000円の追加でございます。

次のページをお願いいたします。

4項こども園費、1目こども園管理費では、こども園管理費（事務局）分に庁舎等修繕料84万3,000円の追加のお願いでございます。いわしまこども園の屋外時計改修や、さかうえこども園の物置修繕、門扉修繕等を予定いたしております。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋昇君） 続きまして、10款5項2目の公民館費、中央公民館運営費に155万5,000円の追加のお願いでございます。10節需用費では電気料の高騰による補正でございます。13節の使用料及び賃借料につきましては下水道使用料3万円の追加のお願いでございます。

14節工事請負費92万2,000円の追加のお願いでございますが、中央公民館事務室のエアコンが故障したため、急遽、工事をする必要があり、流用にて工事を行いました。そのための追加のお願いでございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、備考欄にあります、太田公民館運営費で18万4,000円の追加のお願いでございます。これにつきましては、AEDのリース料とAEDの収納の壁掛けボックスを併せて設置するための費用でございます。収納ボックスにつきましては建物の外側に設置する予定でございます。同じように、岩島公民館費、坂上公民館費につきましてもAEDのリース料と外付けの収納ボックス費用の追加をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

それから、21ページ、10款6項3目施設管理費、社会体育施設管理事業で102万3,000円の追加をお願いするものでございます。14節の工事請負費でございますが、原町のスポーツ広場の防犯灯LED化工事費として36万3,000円の追加になりますが、資材の高騰によるものでございます。

それから、あづま総合運動場のモニュメントクロック設置工事でございますが、こちらにつきましましては、当初予算で時計の費用は見込んでおりましたが、それを設置する台というかポールが計上していなかったものですから、そちらのほうを追加するお願いでございます。

それから、原町のスポーツ広場にAEDが設置されているわけなんです、そちらにやはり外付けのボックスを設置してそこに収納するにしたいということで、その費用の追加のお願いでございます。

それから、17節の備品購入費につきましては、モニュメントクロックの購入費用ですが、こちらは工事費のほうに移しましたので、減額の補正ということでお願いするものでございます。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 建設課長。

○建設課長（福原治彦君） 11款2項2目道路復旧費9万4,000円の追加のお願いでございます。町道広野線災害復旧工事の工法再検討による測量設計費の増額、そして、それに伴う工事費の減額、また、7月豪雨による町道2か所の災害復旧工事の増額でございます。よろしくお願いいたします。

以上で一般会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

ここで休憩を取りたいと思います。

再開を11時30分といたします。

(午前11時18分)

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

(午前11時30分)

◎議案第2号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第17、議案第2号 令和4年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第2号 令和4年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、令和3年度分の国庫・県支出金及び支払基金交付金の精算と前年度繰越金の確定に伴うものが主なものでございます。1億678万円を追加し、歳入歳出それぞれ19億8,421万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤俊夫君） お世話になります。

事項別明細書の5ページの歳入をお願いいたします。

3款国庫支出金、2項4目介護保険事業費補助金は、介護保険制度改正に伴うシステム改

修費補助金26万4,000円の追加でございます。

7款繰入金、1項5目事務費繰入金も、介護保険制度改正に伴いますシステム改修費事務費繰入金15万4,000円の追加でございます。

9款繰越金、1項1目繰越金は、前年度決算額確定による1億636万2,000円の追加でございます。

6ページの歳出をお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費は、介護保険制度改正によるシステム改修の電算処理業務委託料41万8,000円の追加のお願いでございます。

3款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金は、基金積立てによる6,972万2,000円の追加のお願いでございます。

5款諸支出金、1項2目償還金は、令和3年度の介護給付費、地域支援事業等の精算確定に伴う国庫・県費と支払基金の償還金3,664万円の追加のお願いでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第3号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第18、議案第3号 令和4年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第3号 令和4年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに220万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,381万円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（水出智明君） それでは4ページをお願いいたします。

歳入では、地域開発基金より繰入金として220万円を補正するものでございます。

次に歳出でございますが、発電事業費として賠償金で7万円の追加、消費税納付金として213万円の追加となります。

これは、地域開発事業特別会計においては、収入として小水力発電施設の貸付け収入がありますけれども、売上げが1,000万円を超えるというところから課税事業者となります。今までその消費税分を納めるはずであったものがあるということが分かりましたので、延滞金が7万円、納付金が213万円ということでございます。特別会計ということで課税事業者となりますので、来年度以降につきましては、この事業の部分につきましては一般会計に組み入れる方向で考えているところでございます。

以上ですが、よろしくをお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第4号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第19、議案第4号 令和4年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第4号 令和4年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いするものは、令和3年度決算により繰越金の額が確定したものと、施設管理費の追加に伴うものでございます。歳入歳出それぞれ287万6,000円を追加して、総額をそれぞれ5億5,993万円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決ください

ますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） それでは、予算書の5ページをお願いいたします。

歳入でございますが、5款繰入金、1項1目の一般会計繰入金522万2,000円の減額をお願いでございます。これは、令和3年度決算により繰入金の額が確定したことによる減額でございます。

次に6款の繰越金でございますが、3年度の決算により繰越金の額が確定したことにより50万2,000円の減額になります。

続きまして、8款の町債でございます。合計で都合860万円の追加のお願いでございます。これにつきましては、国の補助事業の令和3年度繰越事業分の追加によるものや、過疎債から下水道事業債への借入れの変更、公営企業適用債の変更によるものでございます。

続きまして7ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

1款総務費、2款建設費につきましては財源変更でございます。

3款の施設費、1目の施設管理費ですが、10節の需用費に287万6,000円の追加のお願いでございます。これは、各下水処理施設に係る電気料金の値上げに伴う追加補正及び公営企業会計システム構築業務委託料の変更になります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第5号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第20、議案第5号 令和4年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第5号 令和4年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
について提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いするものは、令和3年度決算により繰越金の額が確定したものと維持管理費の追加に伴うものでございます。歳入歳出それぞれ645万円を追加して、総額をそれぞれ1億4,104万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 篤君） それでは、予算書の4ページをお願いいたします。

歳入でございますが、3款1項1目の繰入金、一般会計繰入金639万7,000円の追加のお願いでございます。3年度決算による増額分でございます。

それから、4款1項1目繰越金、前年度繰越金5万3,000円の追加のお願いでございます。3年度決算による増額分でございます。

続きまして3の歳出でございます。

1款簡易水道費、1項1目維持管理費、10節の需用費、その中の電気料等に318万円の追加のお願いでございます。これは、電気料金の値上げ等に伴う増額分になります。

それから、修繕料に327万円の追加のお願いです。これは、水道配水管等漏水等に伴う修繕料の追加のお願いでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第21号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第21、議案第21号 辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案21号 辺地に係る総合整備計画の変更についてご説明申し上げます。

辺地総合整備計画につきましては、令和3年度から令和7年度までの5か年計画を令和3年3月定例会においてご議決をいただいたところでございますが、町道元ノ宿栗平峠線に係る事業費に追加が生じたので、今回、計画変更をお願いするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長(須崎幸一君) 続いて担当課長の説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長(福原治彦君) それでは、辺地に係る総合計画の変更について説明させていただきます。

今回の変更につきましては飯米場辺地の計画変更となります。

1枚めくっていただきまして、変更の内容につきましては、元ノ宿栗平峠線の舗装事業であった事業に橋梁1か所の補修を加えまして舗装・補修事業とするものでございます。

事業費につきましては、滝ノ沢橋1か所の橋梁補修2,400万円を加えて合計5,400万円とするものでございます。

なお、財源内訳の特定財源1,372万8,000円につきましては、国庫補助事業、道路メンテナンス事業交付金を予定しております。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長(須崎幸一君) 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第22号、議案第23号の一括上程、説明、議案調査

○議長(須崎幸一君) 日程第22、議案第22号 町道路線の廃止について、日程第23、議案第23号 町道路線の認定についての計2件を一括議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第22号 町道路線の廃止について、議案第23号 町道路線の認定について提案理由の説明を申し上げます。

廃止の議決をお願いする路線は合計で9路線でございます。三島地区及び岩下地区の上信自動車道吾妻西バイパス事業に伴う町道の廃止6路線でございます。また、松谷地区の林道吾嬭山線事業に伴う廃止2路線、見直しによる廃止1路線でございます。

認定の議決をお願いする路線は合計で21路線でございます。三島地区及び岩下地区の上信自動車道吾妻西バイパス事業に伴う町道の機能補償によるもので、認定17路線でございます。松谷地区の町道見直しによるものが4路線でございます。

今後、町道として維持管理し、町民生活の安定と向上に役立てていきたいと考えております。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長(須崎幸一君) 続いて担当課長の説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長(福原治彦君) それでは、議案第22号 町道路線の廃止並びに議案第23号 町道路線の認定について説明させていただきます。

町道路線の廃止をお願いする案件は、先ほど町長が提案いたしました9路線です。

1枚めくっていただきます。

三島地区及び岩下地区の上信自動車道吾妻西バイパス事業に伴う路線が6路線、松谷地区の林道吾嬭山線事業に係る路線が2路線、見直しによるものが1路線でございます。

廃止する内訳としまして、上信自動車道機能補償によるものが6路線、約1,872メートル、林道吾嬭山線事業に伴うものが2路線、1万2,965メートル、見直しによるものが1路線、1,072メートルでございます。

引き続きまして、議案第23号 町道路線の認定について説明させていただきます。

1枚めくっていただきます。

今回認定をお願いする路線は21路線です。三島地区及び岩下地区の上信自動車道吾妻西バイパス事業に伴う路線が17路線、松谷地区の町道見直しによるものが4路線でございます。

認定する内訳としましては、上信自動車道機能補償によるものが17路線、約3,411メートル、見直しによるものが4路線、5,363メートルです。

なお、起終点の位置及び道路延長につきましては調書に記載のとおりでございます。

認定路線の最後のページになりますが、これにつきましては、町道松谷・六合村線及び町道5363号線の起点付近の資料を添付いたしましたので、参考にしていただければと考えております。

以上ですが、よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎陳情書の処理について

○議長（須崎幸一君） 日程第24、陳情書の処理についてを議題といたします。

さきの議会運営委員会までに受け付けた陳情書は、お手元に配付した陳情文書表のとおり文教厚生常任委員会に付託しますので、その審査を9月14日までに終了するようお願いいたします。

以上で陳情書の処理についてを終わります。

◎散会の宣告

○議長（須崎幸一君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

議員各位に申し上げます。本定例会に提案されました議案につきましては、時間を有効に活用し十分調査されるようお願いいたします。

なお、次の本会議は9月15日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午前11時49分)

令和4年9月15日(木曜日)

(第 3 号)

令和4年東吾妻町議会第3回定例会

議事日程(第3号)

令和4年9月15日(木) 午前10時開議

- 第 1 認定第 1号 令和3年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 認定第 2号 令和3年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 認定第 3号 令和3年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 認定第 4号 令和3年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 認定第 5号 令和3年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認定第 6号 令和3年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 認定第 7号 令和3年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 認定第 8号 令和3年度東吾妻町水道事業未処分利益剰余金の処分及び決算認定について
- 第 9 議案第 6号 東吾妻町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第 7号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第 8号 東吾妻町職員の再任用に関する条例を廃止する条例について
- 第12 議案第 9号 東吾妻町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第10号 東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第11号 東吾妻町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第12号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される東吾妻町の職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第13号 公益的法人等への東吾妻町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第14号 東吾妻町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について

- 第18 議案第15号 東吾妻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第19 議案第16号 東吾妻町税条例等の一部を改正する条例について
- 第20 議案第17号 東吾妻町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 第21 議案第18号 東吾妻町育英条例の全部を改正する条例について
- 第22 議案第19号 東吾妻町立学校給食センターのあり方検討委員会条例について
- 第23 議案第20号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第24 議案第 1号 令和4年度東吾妻町一般会計補正予算（第2号）
- 第25 議案第 2号 令和4年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第26 議案第 3号 令和4年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 第27 議案第 4号 令和4年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第28 議案第 5号 令和4年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 第29 議案第21号 辺地に係る総合整備計画の変更について
- 第30 議案第22号 町道路線の廃止について
- 第31 議案第23号 町道路線の認定について
- 第32 陳情書の委員会審査報告
- 第33 議員派遣の件について
- 第34 委員会報告について
- 第35 閉会中の継続審査（調査）事件について
- 第36 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	須崎 幸一 君	2番	渡 一 美 君
3番	井上 日出来 君	4番	高橋 弘 君
5番	茂木 健司 君	6番	高橋 徳樹 君
7番	里見 武男 君	8番	小林 光一 君

9番	重野能之君	10番	竹渕博行君
11番	佐藤聡一君	12番	根津光儀君
13番	樹下啓示君	14番	青柳はるみ君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	渡辺三司君
教育長	山野邦明君	総務課長	水出智明君
企画課長	関和夫君	まちづくり 推進課長	酒井文彰君
保健福祉課長	加藤俊夫君	町民課長	水出悟君
税務課長	谷直樹君	農林課長	角田良信君
建設課長	福原治彦君	上下水道課長	高橋篤君
会計課長兼 会計管理者	武井幸二君	学校教育課長	堀込恒弘君
社会教育課長	丸橋昇君		

職務のため出席した者

議会事務局長	水出淳	議会事務局長 係	西巻雅子
議会事務局 主任	田中康夫		

◎開議の宣告

○議長（須崎幸一君） おはようございます。

連日お疲れさまでございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

本日は傍聴の申出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受付の際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますよう、よろしくお願いいたします。

なお、新型コロナウイルスの感染防止対策として、傍聴の皆様にもマスクの着用をお願いしておりますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくさせていただきますよう、併せてお願いを申し上げます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（須崎幸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎認定第1号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第1、認定第1号 令和3年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおり、これを認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は認定することに決定いたしました。

◎認定第2号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第2、認定第2号 令和3年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月6日文教厚生常任委員会に、その審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

12番、根津議員。

登壇願います。

(文教厚生常任委員長 根津光儀君 登壇)

○文教厚生常任委員長（根津光儀君） 認定第2号 令和3年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

会期中9月9日、町民課長に出席を求め、本件について審査いたしました。

事業勘定歳入総額16億2,964万3,017円、歳出総額15億6,731万5,474円、歳入歳出差引額及び実質収支額6,232万7,543円で、国民健康保険基金残高は7,873万1,507円であります。

審査の中で、国保税の収納率は一般現年度分95.48%、不納欠損額は401万3,844円でした。平成27年度の人口1万4,772人から、令和3年度1万2,868人と減少する中で、被保険者も4,044人から3,283人へと減少しております。事業規模も22億7,000万円から16億2,000万円

台に縮小しています。

施設勘定歳入総額は7,256万1,514円、歳出総額は6,693万8,100円、歳入歳出差引額は562万3,414円、実質収支額は562万3,414円となりました。

受診者は延べ人数で前年度より11人増の3,624人でした。

慎重審議の結果、当委員会では事業勘定、施設勘定共に、全会一致で認定すべきものと決しました。本会議においても同様にお取り計らいください。

○議長（須崎幸一君） 報告が終わりました。

根津委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第3号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第3、認定第3号 令和3年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月6日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

12番、根津議員。

(文教厚生常任委員長 根津光儀君 登壇)

○文教厚生常任委員長(根津光儀君) 令和3年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

会期中9月9日、町民課長の出席を求め、本件について審査いたしました。

歳入総額2億723万2,347円、歳出総額2億691万909円、歳入歳出差引額及び実質収支額は32万1,438円となりました。保険料収納率は99.71%でした。

慎重審議の結果、当委員会では、本件につきまして全会一致で認定すべきものと決しました。本会議においても同様にお取り計らいください。

○議長(須崎幸一君) 報告が終わりました。

根津委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第4号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長(須崎幸一君) 日程第4、認定第4号 令和3年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月6日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、

審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

12番、根津議員。

(文教厚生常任委員長 根津光儀君 登壇)

○文教厚生常任委員長(根津光儀君) 令和3年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

会期中9月8日、保健福祉課長の出席を求め、本件について審査いたしました。

歳入総額18億6,478万9,236円、歳出総額17億3,755万4,812円、歳入歳出差引額及び実質収支額1億2,723万4,424円となりました。介護保険介護給付費準備基金は9,759万3,562円です。保険料収納状況は99.2%でした。65歳以上の第1号被保険者は5,462人、人口比42.45%で、前年比0.75%の増でした。給付費の総額は16億7,129万8,942円となりました。

慎重審議の結果、当委員会では、本件につきまして全会一致で認定すべきものと決しました。本会議においても同様にお取り計らいください。

○議長(須崎幸一君) 報告が終わりました。

根津委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第5号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第5、認定第5号 令和3年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月6日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告をお願いします。

総務建設常任委員長。

9番、重野議員。

（総務建設常任委員長 重野能之君 登壇）

○総務建設常任委員長（重野能之君） それでは、報告申し上げます。

総務建設常任委員会におきましては、認定第5号から8号について、9月8日と9日に審査を行いました。

それでは、地域開発事業についてであります。

歳入総額1億2,385万938円、歳出総額1億736万2,777円でした。

委員会では、東地区情報通信関連事業への町の予算的負担が大きいことなどに関し、今後のその在り方を検討することを求める意見が出されました。

慎重審議の結果、当委員会として、全会一致で認定すべきものと決しました。本会議におきましても同様に計らいいただきますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第6号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長(須崎幸一君) 日程第6、認定第6号 令和3年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月6日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

9番、重野議員。

(総務建設常任委員長 重野能之君 登壇)

○総務建設常任委員長(重野能之君) それでは、報告申し上げます。

歳入総額5億3,658万7,703円、歳出総額5億3,408万9,481円となりました。

慎重審査の結果、全会一致で認定すべきものと決し、本会議においても同様に取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

○議長(須崎幸一君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第7号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長(須崎幸一君) 日程第7、認定第7号 令和3年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月6日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

9番、重野議員。

(総務建設常任委員長 重野能之君 登壇)

○総務建設常任委員長(重野能之君) それでは、報告申し上げます。

歳入総額8,440万4,906円、歳出総額8,335万1,368円となりました。

慎重審査の結果、全会一致で認定すべきものと決しましたので、本会議におきましても同様に取計らいいただきますようお願い申し上げます。

○議長(須崎幸一君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第8号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長(須崎幸一君) 日程第8、認定第8号 令和3年度東吾妻町水道事業未処分利益剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月6日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

9番、重野議員。

(総務建設常任委員長 重野能之君 登壇)

○総務建設常任委員長(重野能之君) それでは、報告申し上げます。

給水戸数は4,306戸、また未処分利益剰余金は2億4,022万7,675円となりました。

慎重審査の結果、当委員会として全会一致で認定すべきものと決しました。本会議におきましても同様に取引計らいいただきますようお願い申し上げます。

○議長(須崎幸一君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

令和3年度決算認定について8件全てが終了いたしました。

ここで、会計管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

会計管理者。

○会計管理者（武井幸二君） お世話になります。

ただいま、令和3年度各会計の決算をご認定いただきまして、誠にありがとうございました。

決算に際しまして、議員の皆様、監査委員の方々からいただきましたご指摘、ご意見を真摯に受け止め、今後も適正な会計事務の執行に努めてまいります。

引き続き皆様のご指導をお願い申し上げます、お礼といたします。大変ありがとうございました。

◎議案第6号～議案第14号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第9、議案第6号 東吾妻町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第10、議案第7号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第11、議案第8号 東吾妻町職員の再任用に関する条例を廃止する条例について、日程第12、議案第9号 東吾妻町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について、日程第13、議案第10号 東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第14、議案第11号 東吾妻町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について、日程第15、議案第12号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される東吾妻町の職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第16、議案第13号 公益的法人等への東吾妻町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第17、議案第14号 東吾妻町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についての計9件を一括議題といたします。

本9件については、去る9月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 討論なしと認めます。

最初に、議案第6号 東吾妻町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第7号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第8号 東吾妻町職員の再任用に関する条例を廃止する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第9号 東吾妻町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正

する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第10号 東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第11号 東吾妻町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第12号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される東吾妻町の職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第13号 公益的法人等への東吾妻町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は

起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第14号 東吾妻町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第15号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(須崎幸一君) 日程第18、議案第15号 東吾妻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第16号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第19、議案第16号 東吾妻町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第17号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第20、議案第17号 東吾妻町町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第18号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(須崎幸一君) 日程第21、議案第18号 東吾妻町育英条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

12番、根津議員。

○12番(根津光儀君) この東吾妻町育英条例の全部を改正する条例ということで伺いたいと思います。

条例を読ませていただいて、いい条例ができるんだなというふうに私は思っております。賛成する気持ちではおりますけれども、ちょっと伺いたいことがあります。

2条、3号のところに、入学準備金という制度が新しくできるということが書かれておりますけれども、この入学準備金はどういった性質で使われるもの、利用者にとってどういう使われ方がされるというふうに考えての設置なのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

できれば町長に伺いたいと思いますけれども。

○議長(須崎幸一君) 町長。

○町長(中澤恒喜君) これにつきましては、学校教育課長から詳しく説明させます。

○議長(須崎幸一君) 学校教育課長。

○学校教育課長（堀込恒弘君） お世話さまになります。お答えをさせていただきます。

根津議員のご質問にありました入学準備金制度につきましては、近年この育英資金のご活用いただく人数が減っております。実際にこの現行条例では奨学金というふうになっていますが、その奨学金に対する決定時期が遅いということもございます。また、大学あるいは高校等へ進学するご家庭において一時期まとまったお金が必要な時期があろうということで、子育て支援の拡充その部分をにらんでの入学準備金制度の拡充でございます。

県内でも数例しかなく、非常に特化した子育て支援策になろうかと思っておりますので、今後広く周知をしてご活用いただけるよう努めてまいりたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） ご説明をいただきました。

恐らく各家庭の中でこの準備金が実際に利用されるときには、それは漫然と支出されるものではなくて、まさに入学金そのものに支払われる、利用されるものと思っております。

19条に施行に対し必要な事項は規則で定められておりますけれども、こういった準備金についての支給時期もその中で定めていかれるんでしょうかと思っておりますけれども、近年、大学からすれば入学生、学生の囲い込みというようなこともあろうかと思っておりますけれども、AO入試であるとか、推薦入試であるとかというものになりますと、その入学が決定される、合格通知が来るのが非常に早まっているということでもあります。

そういう中で、この19条で実際の運用を定めていかれるんでしょうけれども、できれば各家庭が必要とする早い時期にこの入学準備金が支給されていくように、貸与されていくようになればいいなということを私は切に願います。そうしないと、進学はこの時期にこういうお金が間違いなく入るんだというのがあれば、進学の意味も固くなっていくでしょうけれども、ちょっと大変なんだよ我が家というようなことで進学を諦めてしまうようなことがないように、ぜひこの19条の規則については町長自ら指揮を執っていただいて、子育てに資するような規則を定めていただきたいと思います。

町長にご返事をいただきたいです。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 根津議員のおっしゃるとおりでございますので、この点につきましては各家庭で有効に使われるようなものにしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（須崎幸一君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

14番、青柳委員。

○14番（青柳はるみ君） 非常にいい制度だということで、非常にありがたいと思います。

4月からの学生生活において奨学金、育英資金というのが補償されて、申し込んだ方は大学生活には不自由なくできると思いますが、秋から始まる入学金を納めないと本当の合格にならないということで、それを資金が足りなく、諦めることがなく、こういうことを利用すれば学生生活ができるということで、家庭もその本人も非常に助かると思います。学びのことを諦めることなくこれを活用していただくためにも、周知していただいて新しい制度ですので十分紹介して利用していただきたいと思います。

非常に奨学金の状況をよく分析してスピーディーにやっていただいた制度だと思います。

ありがとうございました。周知徹底をよろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（堀込恒弘君） ありがとうございます。

文教厚生常任委員会の中でも委員の皆様から早く周知をして、また次年度についてはもっと早い時期の決定をすべきだということでご指導をいただいております。そういったことをまた町全体としての取組として、また調整しながら対応してまいりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（須崎幸一君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第19号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第22、議案第19号 東吾妻町立学校給食センターのあり方検討委員会条例についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第20号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第23、議案第20号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第24、議案第1号 令和4年度東吾妻町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件については、去る9月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第2号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(須崎幸一君) 日程第25、議案第2号 令和4年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件については、去る9月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第3号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(須崎幸一君) 日程第26、議案第3号 令和4年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

ここで、総務課長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

総務課長。

○総務課長（水出智明君） 貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。

9月7日の令和4年度地域開発事業特別会計補正予算の私の提案説明の中で、「特別会計ということで課税事業者となりますので、来年度以降につきましてはこの部分は一般会計に組み入れる方向で考えている」と発言をいたしました。不適切な発言でございましたので、この部分は撤回をさせていただきます。

以上ですが、よろしくお願いたします。

○議長（須崎幸一君） 本件については、去る9月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第4号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第27、議案第4号 令和4年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件については、去る9月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第5号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第28、議案第5号 令和4年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件については、去る9月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第21号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第29、議案第21号 辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第22号、議案第23号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第30、議案第22号 町道路線の廃止について、日程第31、議案第23号 町道路線の認定についての計2件を一括議題といたします。

本2件については、去る9月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

最初に、議案第22号 町道路線の廃止についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第23号 町道路線の認定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎陳情書の委員会審査報告

○議長（須崎幸一君） 日程第32、陳情書の委員会審査報告を行います。

陳情第4号 中国共産党による臓器収奪の即時停止ならびに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情を議題といたします。

本件については、去る9月7日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してあります。

文教厚生常任委員長から会議規則第75条の規定によって引き続き閉会中の継続審査（調査）の申出がありました。

お諮りいたします。本件については、委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）

とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎幸一君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は閉会中の継続審査(調査)とすることに決定いたしました。

◎議員派遣の件について

○議長(須崎幸一君) 日程第33、議員派遣の件についてを議題といたします。

11月1日開催、群馬県町村議会議長会主催の町村議会議員研修会については、会議規則第127条第1項の規定により、お手元に配付した議員派遣の件のとおり決定したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎幸一君) 異議なしと認め、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

なお、後日内容等に変更が生じた場合は議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎幸一君) 異議なしと認めます。

したがって、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任することに決定いたしました。

◎委員会報告について

○議長(須崎幸一君) 日程第34、委員会報告についてを議題といたします。

各委員会において審査調査を実施され、それについての報告がありましたらお願いをいたします。

総務建設常任委員会。

9番、重野議員。自席で結構です。

○総務建設常任委員長(重野能之君) それでは、報告申し上げます。

9月8日、9日の2日間の日程で、総務建設常任委員会が開かれました。

今回は令和3年度の決算を中心に、委員会付託されておりました認定第5号から8号の審査も実施しました。

委員会では、各委員から様々な意見や提案が出されました。さらに、町執行部担当課長からも丁寧な説明、答弁をいただき、心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

委員会の中で町からは、経済社会情勢を踏まえ、水道料金の段階的引上げを令和5年度より10%程度実施予定であることや、旧役場跡地利用計画等について今年度末までに作成を目指していくことの説明がありました。

また、委員からは町営キャンプ場の赤字と今後の在り方について質疑があり、町からは自然を生かした環境のよいキャンプ場であり、今後さらなるキャンプ場利用促進に取り組んでいく旨の前向きな答弁がありました。

また、自転車型トロッコ運行事業において、その周辺地域での地元産をはじめとしたお土産購入店舗の設置などのことについての提案もありました。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（須崎幸一君） 文教厚生常任委員会。

12番、根津議員。

○文教厚生常任委員長（根津光儀君） 文教厚生常任委員会の報告を行います。

第2回定例会以降の活動について、まず報告いたします。

7月12日に社会福祉法人東吾妻町社会福祉協議会へ視察研修のため訪問し、高橋眞会長と懇談いたしました。内容につきましては、去る7月25日第1回臨時会後に行われた議員懇談会において報告したとおりです。

本定例会中の委員会審査につきましては、町長、副町長出席の町政全般の調査において、若い世代の定住には住宅政策が重要との意見が多く出されました。また、ゼロから2歳までの保育料無償化について意見が出されました。

教育委員会関係として、議案第18号 東吾妻町育英条例の全部を改正する条例について、可決成立後の運用説明に当たって、入学準備金の貸付けを最速令和5年1月としたいとの説明がありましたが、全委員共通の考え方としてできるだけ早い時期、例として本年10月にも実施すべきとの議論がなされました。

一般会計補正予算（第2号）では、太田、岩島、坂上公民館及び町民スポーツ広場に屋外設置のAEDを配置するとのことが報告され、委員からは高い評価の発言がありました。

任期満了まで7か月余りですが、引き続き積極的に活動していくことを確認し、閉会いたしました。

○議長（須崎幸一君） 議会運営委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 行財政改革特別委員会。

3番、井上議員。

○行財政改革特別委員長（井上日出来君） それでは、行財政改革特別委員会より報告を申し上げます。

今定例会中の9月13日午前10時より、第1委員会室において町長、副町長、総務課長、企画課長にご出席をいただき、行財政改革特別委員会を開催しました。

調査事項の1、行財政改革に関することについては、町総合戦略本部行財政改革関係の会議について報告がありました。

まず、住民アンケートですが、第2次総合計画後期基本計画の策定に当たり、7月に18歳以上の町民1,800名を無作為抽出しアンケート調査を実施、その回答は881名で、回答率は48.9%でした。また、町内事業所にもアンケートを行い、50か所を無作為抽出し回答は20件、40%の回答を得ましたとのこと。アンケート結果は取りまとめ作業後に12月定例会において報告されるとのことです。

職員の人材育成に関してであります。職員15名がPPP、PFIのオンラインセミナーを受講し、このセミナー内で参考事例として当町の箱島小水力発電が紹介されたとのことあります。

また、庁舎内の文書管理システムであります。これまでは現行システムを継続使用していくという報告があったのですが、その後の調査結果で専用システムを導入したほうがより効率的であると判断し、現在は移行に向け検討をしているとの報告でした。

これらの説明に対して委員からは、職員のセミナー参加など人材育成をさらに進めること、また時代の変化が激しいので総合計画も柔軟に対応できるように配慮することなどの意見が出されました。

調査事項の2ですが、地域公共交通問題に関することあります。

委員から坂上地区のバス利用率向上の方策について質問があり、企画課長からアンケート調査など実施し、利用率の向上に努めたいとの回答がありました。

また、委員からは交通結節点の計画は今年度から始まるのかとの質問が出され、企画課長

より分科会、検討委員会など従来の組織に加え、町から企画課、保健福祉課、建設課、学校教育課などの各担当職員、さらに中之条町と高山村の担当職員を加えた組織で基本構想を練っていく考えがあるとの回答がありました。

委員からは、当町の公共交通問題は全面的な見直しが必要である、また坂上のバスについては乗車体験会の開催や料金体系の見直しを検討することなどの意見が出されました。

以上、行財政改革特別委員会の報告を終わります。

○議長（須崎幸一君） 議会広報特別委員会。

13番、樹下議員。

○議会広報特別委員長（樹下啓示君） 特にはございませんけれども、第67号の議会だよりの発行に着手しておりますので、それぞれ原稿の寄稿をいただく方々におかれましては9月26日の原稿締切りということでよろしくお願いをしたいと思います。

よろしくお願ひします。

○議長（須崎幸一君） 上信自動車道建設対策調査特別委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 以上で、各委員会からの報告を終わります。

◎閉会中の継続審査（調査）事件について

○議長（須崎幸一君） 日程第35、閉会中の継続審査（調査）事件についてを議題といたします。

次期定例会までの閉会中の継続審査（調査）事件について、お手元に配付のように各委員会から申出がありました。

お諮りいたします。各委員会から申出のように、閉会中の継続審査（調査）事件として決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

各委員会の閉会中の継続審査（調査）事件が決定いたしました。

ここで休憩を取りたいと思います。再開を11時10分といたします。

（午前11時02分）

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

（午前 11 時 10 分）

◎町政一般質問

○議長（須崎幸一君） 町政一般質問を行います。

◇ 根 津 光 儀 君

○議長（須崎幸一君） 最初に、12番、根津光儀議員。登壇願います。

12番、根津議員。登壇願います。

（12番 根津光儀君 登壇）

○12番（根津光儀君） 議長の許可をいただきまして、地域医療と町政について、中澤町長に質問いたします。

我が町では、令和2年度より原町日赤病院に対して、医師確保対策補助金を予算計上し、そのことにより同病院では救急科医師1名を配置することになりました。不採算地域の公的病院の救急病床を根拠とする特別交付税について、当町は制度創設当初より切れ目なくその制度を利用し、運営費補助を行ってきました。また、医療機器整備に対する補助も継続しています。

これらは、公的病院原町日赤が我が町にあるからということではなく、東吾妻町は町民の誰もが健やかに過ごせるよう願って政策を行っているからだと思います。町民一人一人が誇りを持って暮らすための礎として、地域の医療体制が機能することはとても大切です。町民のための町政を進めていくという観点から質問いたします。

1、原町赤十字病院に対して、医師確保対策として1,500万円を補助していますが、その効果についてどのように考えていますか。

2、医師確保対策補助は今後も続けるべきと考えますが、町長の考えはいかがですか。

3、原町赤十字病院に循環器科がないこと、脳神経外科、小児科の常勤医師がいないことについてどう考えますか。

4、箱島にある国保診療所の医業収益は減少し続けていますが、今後どのような運営をしていくべきと考えますか。

5、吾妻郡医師会立准看護学校に当町から通う生徒に対して、何らかの援助を行うべきと提案しますが、町長の考えはいかがですか。

6、東吾妻町が郡内地域医療の要として政策を立案し、他町村を牽引していくべき立場であると思いますが、町長の考えはいかがですか。

以上、質問いたしましたして自席に戻ります。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、根津議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、現在も新型コロナウイルス感染症の対応をしながら、患者の命を守るために日夜尽力をされております医療関係者の皆様に、改めて深甚なる感謝とエールを申し上げます。

1点目の原町赤十字病院に対しての医師確保対策補助として1,500万円を補助しておりますが、その効果についてでございますが、当町では令和2年度、令和3年度に医師確保対策補助を行っており、救急科の常勤医師1名が配置をされました。常勤の緊急医がいることでコロナ禍であるにもかかわらず救急患者の受入れも年々増え、救急車の受入れは令和2年度に880件、令和3年度は1,034件と大幅に増え、対応していただきました。

高齢者が多いため、近場で早期に処置、治療することができ、重症化リスクも減るなどの効果が出ているものと考えます。また、人口減少で相対的に患者数が減る中、緊急患者の受入れにより医業収益も増え、経営面でも効果が出ていると聞いております。

2点目の医師確保対策補助は今後も続けるべきと考えますが、町長の考えはでございますが、地域の中核病院としてのご尽力をいただき、効果も出ておりますので、病院の経営状況も勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

3点目の原町赤十字病院に循環器科がないこと、脳神経外科、小児科の常勤医がいないことについてどうお考えですかでございますが、現在専門医がいないことで救急受入れの対応

ができないこともあると伺っております。全国的にも地方での医師不足は大きな問題であり、専門医の確保は厳しい状況であります、町として協力できることがあれば支援してまいりたいと考えております。

4点目の国保診療所の今後の運営でございますが、現状において国民健康保険診療所は地域の重要な医療活動の拠点と認識をしているところでございます。群馬県の協力を得て常勤医師を確保するとともに、補助事業などの有利な財源を活用し、医療設備を維持しながら、地域に密着した医療サービスを引き続き提供してまいります。

5点目の吾妻郡医師会立准看護学校に当町から通う生徒に対して、何らかの援助を行うべきと考えますがについてでございますが、現在の生徒数は、1年生が15人、2年生8人で、当町の生徒は1年生の一人と聞いております。昨年9月の一般質問でも回答させていただきましたが、群馬県では、既に吾妻准看護学校生徒が利用できる看護師等修学資金貸与制度や高等職業訓練促進給付金等事業といった資格取得推進のための奨学金や給付金の制度が充実しております。

現在、町といたしましては、吾妻准看護学校生徒に限定した援助は考えておりませんが、経済的な理由等により志を諦めることのないよう、本定例会でご議決をいただきました東吾妻町育英条例で拡充していきたいと考えております。

6点目の東吾妻町が郡内地域医療の要として政策を立案し、他町村を牽引していく立場であるべきと思いますが、町長の考え方についてでございます。

現在、吾妻保健福祉事務所が主管となる吾妻地域保健医療対策協議会の委員として、吾妻郡全域となる二次保健医療圏の計画策定に参加をしております。吾妻郡の地域医療体制について、西部は西吾妻福祉病院、東部は原町赤十字病院が要と言えらると思っております。当町には原町赤十字病院が所在をしており、新型コロナウイルスが蔓延している中、吾妻郡を代表する医療機関として、入院療養やPCR検査、さらにワクチン接種などの対応をしていただいております。特に、小児のコロナウイルスワクチン接種につきましては、6月以降、常勤の小児科医の不在にもかかわらず、原町赤十字病院の調整により前橋赤十字病院や群馬大学附属病院から医師を派遣していただき、中之条町、高山村、東吾妻町で希望する全ての人に接種を完了したところでございます。

基本的には二次保健医療圏の計画にのっとり、今後も地域医療を支えていただいている郡内の病院や医院等、医療関係者の皆様、町村と連携協力を深めてまいります。ひいては地域住民のための医療の向上、コロナウイルスの収束につながるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 再質問ありますか。

12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） 丁寧なお答えありがとうございます。

この医師確保の補助金につきましては、町長が決断してこれをしていくということが令和2年にありまして、このことが本当に、一歩進んだ、十歩進んだ、百歩進んだ地域医療になっていく要だと私は思っております。そういう意味で申し上げれば、町長と同じ考えで、私は、こういう席で言っちゃいけないんでしょうけれども、感謝しております。

さて、町長は、原町日赤は経営が向上しつつあるというふうに見ておられるということですね。まずそれはいいなと思います。ちなみに、町長、その折にいろいろなデータもお話してくださいましたけれども、ドクターヘリが飛ぶ回数は最近少なくなったなと私は思っております。吾妻広域消防本部のほうへお願いして、ドクターヘリの、何というんですか、出動回数ですか、それを調べていただきました。平成30年度195件、令和2年度151件、マイナス44件ということでした。

それで、救急隊が患者搬送するわけですけども、そのときに郡外へ患者さんを移送しなければならないという状況がどのぐらいあったかと言いますと、平成30年度で1,227件、令和2年度で879件、348件の減となりました。

それから、原町日赤のほうへ伺って救急車の受入体制どうですかというふうに伺いましたところ、以前、私がこの席で町長に、実は救急隊と病院がつながっていないんだよということを言いましたけれども、現在は救急隊と、それから、病院の間のホットラインが開通し、着信があればすぐに医師のほうへ救急隊の電話を渡すというような形で、ここで手当てできるか、あるいは搬送すべきか、それから、ドクヘリを頼んだほうがいいのかというような判断もそこでしてくれるというような体勢になっておるといことです。まさにこれは、救急医が1名増えたということの効果でもありますし、町の側から言えば、1,500万円の効果がこんなにでかいのかなというふうに思います。

また、町長、コロナのワクチンの関係でお話いただきましたけれども、ワクチン接種で原町日赤から延べ700人が会場へ出向いているということ、それから、eMATというのがあるんだそうです。コロナの感染症に対して派遣される医療団、それが令和3年6月から稼働しまして、この5月まで、12施設に41人を派遣したというようなことでございます。

また、最初、私たちが、何というんですか、コロナがはやり始めた頃、原町にも来ている

んかねと心配した、心配はいらねえんだと思うんだけども心配した。その受入れですけども、4月の末までに205人を受け入れたということで、この面でも非常に大きな力を発揮してくれているのだなというふうに思います。

そういった意味で、町長のこの政策は非常によかったと私は評価しております。評価されたという、町長としてはどんな気持ちでおられますか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 根津議員から大変細かな、いいデータを教えていただきまして、大変うれしく思っております。

我が町にあります原町赤十字病院、極力、力を出して支援をしてみたい結果がこういうように医療の向上につながっているということでございますので、非常によかったなというふうに思っております。コロナ禍にあって、原町赤十字病院の皆さんは院内感染というものは出さずに、しっかりと取り組んでいただいて、患者の皆様にあたっていただいているということでもあります。本当にうれしく思っております。

感染症病床12床、今増えております。

13か。すみません。13床になったということでもありますので、非常にその効果が見えてきて、経営状況も大分よくなってきているということでございます。これからも町として、この原町赤十字病院に対しましてしっかりと支援を行ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） ありがとうございます。私と同じ認識のところにいるのだな、町長もこの政策、自ら取ったこの政策、よかったということで考えているんだなと思います。

これ、あれですか、今後もこの医師確保の政策は続けていこうというふうに考えておられますでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、毎年でございますけれども、これから原町赤十字病院のトップが何人かいらっしゃいまして、そして、新年度に向けての町の対応に対する要望をいただくわけでございます。そういったものをお聞きをいたしまして、そして、原町赤十字病院が今欲しているものは何かというものを把握した上で、対応してまいりたいと思っております。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） 町政全般をあずかる町長に細かいことを聞いてどうなるという意見もありましょうが、実は、常勤医師の数、平成16年には26名、平成29年には16名、この間に10名減ったということです。令和3年には19名に増えました。これは町の医師確保対策が功を奏したんだと思います。

ところが、本年、2名減の17名になってしまったということでございます。これにつきましては、小児科の常勤医の先生が他所へ行かれた、それから、総合診療科の先生が他所へ行かれたというようなことで、補充がつかないというようなことで、こういったところは、病院のそもそものやるべきことだとは思いますが、町長としてこういったこと、県の何というんですか、それなりの部署、あるいはそれなりの立場の方のところにアクセスしていただいて、こんな状況だいというふうをお願いするというようなことはできませんでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 県内の医師不足というものもこういったことに影響しているというふうには考えております。

今年度に入りまして、産科が吾妻郡内にないということで、吾妻郡町村会が山本知事に対しまして、郡内に産める場所を復活してほしい、産科を復活してほしいということで、要望活動を行いました。特にそのとき、私は、郡内の中心地である東吾妻町の原町日赤病院にぜひ産科を復活させてほしいというふうに要望いたしました。

そういったことで、県に対する要望、特に県知事は群馬県の赤十字のトップにあるわけでございますので、そういった面で活動を今後も続けていくことはできるというふうに思っております。

しかし、群大の医局等への行動・活動というものは、なかなかお医者様は好きではないというふうなことを伺っておりまして、現在の院長でしたか、そういったことで要望に伺ってもいいんでしょうかと言いましたら、いや、それはお医者様の中では逆効果になるというふうなコメントもいただいた経験がありますので、こういったことは、群馬県知事なり赤十字の県本部なりを通じて、しっかりと行っていくのがいいのかなというふうに思っております。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） ぜひ、町長の政治的手腕に期待したいと思います。

ちなみに、議長会でもこの医師の確保について、産婦人科の再設置について陳情を行っているということでございますので、ぜひ議長と力を合わせていただいて進めていただけたら

などと思いますが。

さて、箱島にある国保診療所の件でございます。町長も重要な医療施設、医療機関であるというふうな認識であると思えますけれども、まして町営でございますから。ただ、受診者の数は減っています。同じように心配しているのが、坂上地区の現在の戸診療所が今後どうなっていくのかなというようにことを考えますと、町の地域医療の中でどういうふうにしていったらいいのかなというふうな心配がございます。

そういった民間の医療機関とも協力し合いながら、この僻地診療について進めていくことができないのかなと、私考えるんですけども、町長はどんなふうな認識でしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 坂上の診療所につきまして、町が何らかの支援というものも、現在の診療所の状況等も十分に把握をしていきたいというふうには思っております。

やはり民間の診療所でございますので、情報等、そのデータ等もなかなか入ってこないという状況にありますけれども、今後はお互いにそういったデータを求め合って、提出をいただいて、そして、本当に地域医療を支える一つの大きな施設でありますので、よりしっかりしていただくというためには、そういった活動を通じて、そして、町としてどこまでできるのかというものも検討しながら、しっかりと医療の確保に向けて取り組んでまいりたいと思えます。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） 町長のほうから情報交換をして、そして、お互いに力を合わせていくというようなお話なんだと受け取りました。大変にいい考えだなと思えます。ぜひ進めていただきたい。

まずは、こちらからアクセスする、おい、どうだやということをやってみるということが大切なんじゃないかなと思うんです。その地域の人たちが、おらたちでやるんだと言ってやっている医療機関ですから、町としても地域を支えるという意味で非常に大切だと思います。

続きまして、吾妻郡医師会立准看護学校の生徒に対する援助ということでございますけれども、現在25名の生徒数でございます。町長、うちの町からは1名だけだというふうに先ほどおっしゃいましたけれども、我が町から3名の方が通学をしておられるということですけども、町長のほうで事前にこの答弁に当たって吾妻郡准看護学校のほうへ何らかのコンタクトを取ったでしょうか。

○町長（中澤恒喜君） 最新のデータです。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） 町長は、あるいは、この答弁に対して、この准看護学校に対してコンタクトを取ること、ということしましたでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） こういったデータにつきましては、保健福祉課のほうから学校のほうに問合せをして得たものでございます。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） 県福祉課で公表しているデータによったということでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 保健福祉課のほうで直接学校からデータをいただいたということになります。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） そうすると、ちょっとそごがあるのですが、この辺、後で担当課とちょっとお話ししたいとは思いますが、さて、ここへ入学しようと思われる方の立場というようなのが様々あります。今年の1年生のことで申しますと、職業訓練生として2名、1年生が入っている。それから、職業訓練生が入っているということを情報として聞いたから、ハローワークのほうに聞いてみたということで、そこから、ちょっとこういう人がいるんだけどもといつて学校のほうに話があって、そちら経由から2名の方が入学を紹介されて試験を受けて入ったということでございます。

ハローワークじゃなくて職業訓練生として入った方は10万円が支給されて、そして、3万円の毎月の支払いというんですか、奨学金もそこから出るというようなことでございますけれども、この何といたらいいんですか、言葉が私も見つからなくてあれなんですけれども、この教育機関は、教育機関でもあるけれども職業訓練の場所でもあるということで、対応が非常に、学校としての立場が複雑なんですな。

町長、我が町の新しい全部改正した奨学金制度に、この生徒が乗ることができるようなお話でしたけれども、これ実際、そこへ乗ることがこの条例の中で可能でしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ここで即お答えをするということは、ちょっと差し控えますけれども、当然、町としてはそういうことまで考えて、今後は対応してまいりたいというふうに思っ

おります。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） 今、町長は、一次答弁の中で、町の育英制度もありますからというふうにおっしゃいましたけれども、その件はどうなりますか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 私は、ご議決をいただきました東吾妻町育英条例で拡充していきたいというふうに答えました。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） じゃ、今後、規則等であれですか、この生徒さん達も対象になっていくことがあるということいいんですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今申し上げましたように、根津議員がおっしゃることは即ここでお答えするものがございませんので、今後、育英条例等も精査をして、また、准看護学校等の在り方も精査をいたしまして、検討してまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） 私としては、通告の中で、町としてこの生徒に、我が町から通う子供たちに対して援助することはできないかというふうに提案したんでありまして、そのところが答えられないということですね。そうすると、非常に、私とすると残念だなというふうに思います。

先へ進ませていただきます。

その前にもう一点、前にも申しましたけれども、この子供たち、初年度の納入金で45万円ぐらい、様々な苦難を抱えている中で、入学金ほかの45万円を工面するというのは非常に大変なので、ぜひ町から援助していただきたい。例えば教科書代であるとか、教科書代が7万円です。それから、被服費が1万2,000円かかります。そういったことで授業料が年間25万2,000円です。ぜひ力を貸してあげてほしいなと思いますけれども、町長、もう一回お願いします。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、吾妻准看護学校の生徒に限定をするということでもありますので、その点について、これから十分に協議や検討をしていかなければ結論が出ないというふうには思っておりますので、ここで答えはできませんので、よろしくお願

いたします。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） 残りは1分を切ってしまいました。

ちなみに、原町赤十字病院に対する運営費、医師確保、それから機器整備について、我が町では1,984万円、1,500万円、1,000万円というふうに、これまで補助してきましたが、中之条町、それから高山村では、実は令和3年度からそれらが一切支払われずに、コロナ対策関連ということで中之条町が199万円、高山村が49万円というふうに減少しております。今後、町長はリーダーシップを持って、これらの町村にお願いしていくということはできませんでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほど申しあげましたように、原町赤十字病院の今後に関する要望等もお聞きをしながら、その内容を分析して、そして、必要とするならば、中之条町、高山村と足並みをそろえて援助していくということは必要だというふうに思います。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） 下のほうに足並みそろえるんですか。それとも引っ張り上げるんですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そういうふうに答えたんじゃないなくて、原町赤十字病院が今後の支援等の要望をいただくのでございまして、その内容を見ながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） 残り少ないですけども、地域にとって医療は重要な産業の一つです。そして、医療機関は地域に働く場所を与えます。そして、医療機関に支払われる報酬は、国の制度、県の制度から入ってくるお金です。したがって、ここに勤める人は外からお金をいただいているという部分が非常に多いんです。

我が町の産業育成という意味でも、町政としてしっかり関わっていただきたいと思っております。我が町から医療従事者を輩出することは、我が町を豊かにするというところでございますので、ぜひよろしくお願いたします。お返事をいただければ。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 医療につきましても、医療従事者にいたしましても、非常に大切なも

のでございますので、町として、これからもしっかりとでき得る限りの支援をしてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 以上で、根津光儀議員の質問を終わります。

ここで休憩を取りたいと思います。

再開を午後1時30分といたします。

(午前11時48分)

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

(午後 1時30分)

◇ 佐 藤 聡 一 君

○議長（須崎幸一君） 続いて、11番、佐藤聡一議員。

11番、佐藤議員。

(11番 佐藤聡一君 登壇)

○11番（佐藤聡一君） それでは、議長の許可を得ましたので、通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

質問内容は、社会福祉協議会の今後について、町長にお尋ねいたします。

本年7月、東吾妻町社会福祉協議会理事でもある文教厚生常任委員会の根津委員長より、東吾妻町社会福祉協議会の現状の報告があり、これに基づいて、社会福祉協議会へ調査・研究にまいりました。

高橋会長より、現状の状態、特に介護保険事業の赤字の累積額等により金融機関から900万円の借入れ等、今後の運営に大変苦慮しているという重大な説明がありました。

委員会としては、今後の社会福祉協議会としての再生シミュレーションができていない、また、赤字に至った原因の具体的な数字を出してもらうなどして、町とともに社会福祉協議会の今後の対応を見守る必要性を協議いたしました。また、後日の理事会で訪問介護事業をやめるということが決定したようです。

そこで、1、町では、令和4年度予算で社会福祉協議会補助金として4,225万4000円、シルバー人材センターの551万2,000円、計4,776万6,000円を補助している立場や、東吾妻町社会福祉協議会が公私協働・半官半民で運営している状態を考えれば、町も今後の運営に、一時的に限定して積極的に関与する必要があると思われませんが、町長はどのように考えていますか。

2点目、理事の方に聞くと、今回の問題は急に出てきたようですが、今までの運営に町出身者も関係していると思いますが、責任問題も含め、町長はどのように考えておられますか。

3点目、基本的には社会福祉協議会が考えなければならないのですが、訪問介護事業をやめるとなると、利用者42人への対応、特に障害サービスの8人の受入先が問題であると思いますが、町もこのフォローを考えなければと思います。町長のお考えをお聞かせください。

4点目、私がホームページに公開されている貸借対照表等の資料を見ても、赤字がどのように発生したかよく分かりません。合併以来、介護保険事業が本所と東支所の2か所で運営していることも問題であり、また、通所介護事業の撤退も含め、この際、理事会の了解を取り、町で予算をつけて福祉関係のコンサルとか、専門的な知識を持った公認会計士に現状を分析してもらい、今後の方向性を理事会と共同で考えてはどうですか。

5点目、社会福祉協議会が本当に破綻すれば、当町の福祉の大変な後退になると思われます。東吾妻町社会福祉協議会補助金交付要綱によると、第2条、補助対象事業、(4)その他町長が必要と認めた事業には補助金を交付できるとなっており、これを根拠に、当面、補助金を出すと、庁内でやっている仕事の一部を社会福祉協議会へ移管して、体力の回復に町は手を貸す必要があると思われませんが、町長のお考えをお聞かせください。

以上、自席で続きをやりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づき設置されております。社会福祉活動を推進することを目的とした非営利の民間組織であり、様々な事業を通して地域福祉の推進を図っております。

社会福祉協議会の社会福祉事業は、公共性と公益性が極めて高く、営利を目的としていないため、運営に当たっては町から多くの補助金と委託事業費を支出しております。このこと

から半官半民とも言われておりますけれども、正式には社会福祉法人であり、民間の組織となります。民間組織としての実勢を併せ持ち、行政だけではできない福祉サービスの提供を請け負っております。

1点目についてでございますが、町でも社会福祉協議会の運営について理事会等を通じて伺っているところでございますが、説明を受けた限りでは、介護保険事業に係る部分での財政悪化ということであります。社会福祉協議会の介護保険事業は、介護保険収入が発生するもので、ここに係る事業費や人件費は、元来、その収入で賄うものであり、補助金を支出していないことから、あくまでも運営の主体は法人となります。理事会や評議員会、監事が組織をされている中で、運営をされているという認識でございます。

しかしながら、一般論として言えば、長く非営利の福祉事業を進めてきた社会福祉協議会の体制に対して、介護保険制度に要求される経営や採算性という概念の改革が伴わなかったことは事実と考えております。

2点目でございますが、平成26年から町職員としては、実質5年間にわたり事務局長を派遣してきた経緯がございます。この間、会の運営は監査を滞りなく受けた後に、理事会等を経ていたものでございまして、職責を問うものではないと認識をしております。

3点目につきましては、町としては、とにかく現状必要とされている利用者へのサービスを落とすようなことがあってはならないと考えております。その点は社会福祉協議会でも当然第一に考えていると思っておりますので、状況によっては必要な援助を講じてまいります。

4点目ですが、本所と東支所の運営は、高齢者や障害のある方の介護等、福祉サービス利用者皆様の利便性を考慮して継続していたと推察をしております。事業の整理等を含む運営については、先ほど来申し上げているとおり、法人主体で行っているところであり、社会福祉協議会から第三者機関の必要性の申立てがあれば、検討しなくてはならないと考えております。

5点目につきましては、現在、会長をはじめ社会福祉協議会内で、財政再建に向けて真摯に努力しているところと伺っております。今後、社会福祉協議会側から不採算性を勘案する中で、事業の整理による組織改革などの提案があり、その上で、社会福祉事業として必要と認める場合には、町として適切な補助をしていかななくてはならないと考えております。

社会福祉協議会には、他の民間事業所が取り組みにくい複合課題を持つ利用者の積極的受入れなどセーフティー機能をはじめ、災害時のボランティアセンターなど、特性を生かした機能が多々あります。また、高齢者や障害者、生活困窮者、子供など、全ての人が尊重され

る地域共生社会を目指すため、社会福祉協議会の果たす役割は今後ますます重要になります。

今年6月には、地域福祉計画、地域福祉活動計画を一体的に策定し、社会福祉協議会と行政の協働、協力関係を確認したところであります。計画にも示しておりますが、町ではひきこもりやヤングケアラーなど福祉制度のはざまにある複雑な地域生活課題を包括的に支援する重層的支援体制整備事業の着手を予定しております。

実施には、社会福祉協議会との協力は不可欠でございますので、今後とも協議の上、町民第一に地域福祉を推進していく所存でございます。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 11番、佐藤議員。

○11番（佐藤聡一君） 答弁いただきましてありがとうございます。

答弁の冒頭のところでちょっと1点お聞かせ願いたいんですが、やはり社会福祉法人という一般事業者であるという町長の答弁でしたけれども、その辺、私にはなかなか納得いかないものがあって、やはり補助金が入っている部分を考え、また、1戸当たり500円各戸から任意で徴収している経過も考えれば、やはり通常の民間企業ではないと認識しているのが町民の考えだと思います。その辺を改めてお伺いします。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 昭和26年に制定をされました社会福祉事業法によりまして、社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした、営利を目的としない民間組織というふうに規定をされております。

しかし、東吾妻町といたしましては、こういった前提もあるところでございますけれども、社会福祉推進のためのパートナーと捉えて補助金等も支出をして事業推進を図っているところでございます。

○議長（須崎幸一君） 11番、佐藤議員。

○11番（佐藤聡一君） 答弁の中で出ていましたが、社会福祉法第109条関係見させてもらったんですが、基本的には、独立して、各町村というか行政の人間も5分の1、役員の中では、を超えないようにして、独立性を持たせるというのが本来のこの社協の立ち位置だと思います。本来は、そういうふうになるべきで、今までもそういうふうにしてきたんだと思うんですけども、今回はやはり特別な状況になってきちゃっているんで、やはりここで町とすれば助け船を出さないと、多分社会福祉協議会がこの後存続していけるかどうかの問題も出てくるんで、緊急時だと私は認識しているんで、改めてその辺のお考えをお聞かせくださ

い。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 5点目の質問に対しまして、社会福祉協議会内で現在財政再建に向けて、しっかりと取り組んでいるということでございます。

そういうものを今後見据えながら、その上で社会福祉事業として必要と認める場合には、社会福祉協議会に対して、町として適切な補助をしていかななくてはならないと考えておりますとお答えいたしました。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 11番、佐藤議員。

○11番（佐藤聡一君） 基本的には理事会で決定する話で、町も議会もある意味では外様の立ち位置で本来はあるべきだと思うんですが、今回の状況を見ると、やはりその辺が一体となって存続に向けて話を進めていく前提をつくらないと、やはり難しいかなと私は考えます。

地域の共生という話も先ほど町長からも出ましたが、やはりこういう中山間部の町村のこの社協の立ち位置、あと福祉の関係を考えれば、やっぱり行政がある程度主導的にとは言わないけれども、後ろから腰を抱くようなことは非常に大事なことかなと。財政豊かな市部のほうのところであれば、独立して、人口も多いし、運営は何とかなる部分もあるのかもしれませんが、やはり山間部のこういう小さな町で福祉事業を続けていくというのは、やっぱり重要な話ですから、そのところはやっぱり町長のほうの考えも、今までの答弁見ていると、ちょっと突き放しているような立ち位置で発言が来ているんですけれども、もうちょっと親身を持った発言が欲しいなと思っておりますが、いかがですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今の話は、今の答弁の中でということですか。

そのようなことは答えてはおりませんが、先ほど申しあげましたように、地域の共生社会を目指すためのパートナーでございますので、今後ともしっかりと社会福祉協議会とは、お互いに状況等もキャッチボールしながら進めていかなければならないと思います。

今現在申しましたように財政再建に向けて、理事会等との協議を経て、今その検討をし、いずれは町に対して、様々な報告やら、要望やらが出てくるかもしれません。それにつきましては、しっかりと判断をして、援助すべきところは援助するというにしたいと思っております。

○議長（須崎幸一君） 11番、佐藤議員。

○11番（佐藤聡一君） ぜひ今の話で、大事なのは福祉協議会がどういうふうを考えているかという、まず自身の問題を解決してもらわないと、こっちも手は差し伸べられないのは、私も重々分かります。

先ほども言ったように、責任の問題も多少出てくるんですが、個人的に誰に責任を負わせるというのではなくて、今までの長い経過の中でこういう状況を招いてきた部分の問題をまず認識してもらって、それから、介護事業、取りあえず訪問介護やめますという理事会決定がなされていますが、個人的に考えれば、やはりデイサービス、通所介護も本来の社協で、何もない町村なら必要性も出るのかもしれませんが、当町に関しては民間もかなりやっている状況を考えると、やはりそこも考え直してもらいたいなと思っていますし、あわせて、4点目の専門家を入れるという考えの提案をさせてもらいましたけれども、やはり経営状態の中を誰もつかんでいないようなふうには私は考えました。

私も貸借対照表だ、損益計算書だ、見させてもらいましたが、やはり今までの経過のところでの赤字を生んできたところがはっきり見えなかったのも、要は、その原因をつかんで、何が悪い、何がいいか、それで、何を残し、何を切るかという部分も含めて、やはりここは一般の専門家に判断を仰ぐというのも一つの手かなと。

町のお金と言ったんですが、理事会のほうでそういう話があれば町も考えるという話ですが、そういうことを理事会のほうもどういうふうを考えてもらうか分からないんですけども、そういうまず現状を分析して、じゃ、うちの町の社協がどこの立ち位置にいるのかなと、じゃ、何が悪いのか、何がいいのかをまず分析して、そこから、じゃ、例えば通所介護残しますという方針があれば、それはそれで経営の問題を含めて頑張ってもらえばいいと思うんですが、やはりその立ち位置のところに欠陥が、今まで誰も立っていなかったんかなと。本気で経営について責任を持ってやる人がいなかったように見えるので、町もそこら辺はタッチしてもらって、続けていただければと思うんですが、いかがですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 社会福祉協議会内で現在財政再建に向けて取り組んでいるということでありまして。理事会等での協議を経て、いずれ結論なり、要望なりが出てくるというふうにご考えておりますので、その時点でしっかりと判断してまいりたいと思います。

よく半官半民というような言葉がどうも独り歩きしちゃって、社会福祉協議会内で一種のその言葉に対する何か甘えというのが蔓延していたんじゃないかなと、私は思っておるところでございます。今回この契機、赤字を出したということも契機に、しっかりと協議会の運

営に対して、協議会、理事会、取り組んでいただきたいと願っているところであります。

○議長（須崎幸一君） 11番、佐藤議員。

○11番（佐藤聡一君） ぜひ今、町長の話が本当に根本かなと私も思っております。中の職員に本気さが足りなかったのかなというのものもあるし、理事さんにもやはり酷かもしれませんけれども、そういう認識が少なかったかなと。私も理事でいたときに、自分のことも考えると、非常にそういうふうに思います。

ただ、この問題は、例えば2年、3年先まで猶予がある話じゃないと思っているんです。今年900万円借りて、今返して、その代わり町の補助金を全額突っ込んで、今運営しているようですけども、今年度は、この間見させてもらおうと、黒字だと言っている、やはり1,000万円近い金が足りない状態で今回っている状態ですから、そこは行き着くところというのは、結局12月、1月にはもうお金を使い果たしちゃう可能性も出ると思うんです。

だから、なるべく早くやっぱり再建計画も含め、金の問題も含め、福祉協議会で詰めて、町に提案するも必要ですし、町もそこには多少手を貸すぐらいの話も考えてもらって、この1年、あと半年ですよ、実質来年の3月まで。本当に究極の行動を起こしてもらって、まず単年度は赤字が出る可能性が私的には見えるんですけども、じゃ、どこかで金貸してくれるかという、簡単にはお金貸してくれるところはないのかなと。何かこの後、お金の問題と、それから、今後の運営の話が理事会に出るようですけども、その中で3,000万円の数字も見え隠れしていますが、3,000万円出すとなると、やはりその根拠が必要で、今これやったら幾ら足りない、これやったら幾らになる、黒字の部分も出ているのを見ると、やはりその辺を精査して、町も必要最低限、まず手を差し伸べると。

あとは人の問題、仕事の問題も含めて、町としてできること、今社協に結局辞める人が何人かいるようですけども、訪問介護に関して。例えばこの後、居宅介護事業もやはり問題があると思っています。要は各事業所に2人ずついるようですけども、中之条では2人で回っているのが、うちの町は4人で回っていると。じゃ、この人を首切っていいかという、なかなか難しい部分が出るのかもしれませんが、その辺も踏まえて、じゃ、それに見合うだけの町でやっている仕事をお金をつけて回すことも1つの手だと思うんで、いろいろな方法はあると思いますけれども、そのために、やっぱり専門家に分析してもらおうというところがスタートかなと思っているものですから、その辺、町長はどういうふうに考えますか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 佐藤議員のお言葉でございますが、先ほども申しましたように、現在、

社会福祉協議会内で十分検討がなされておるということでもあります。理事会等経て、その要望なり結論が出てくると。それを見て、町として何ができるかということで取り組んで、検討してまいりたいと思います。

いずれにしろ、社会福祉協議会、町になくてはならない団体でございますので、社会福祉のパートナーとして、しっかりこれから活動ができるように町としても援助すべきところは援助して、社会福祉協議会に襟を正していただくようなところは、しっかりと正していただいて、お互いに手を取り合って、社会福祉に取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 11番、佐藤議員。

○11番（佐藤聡一君） ぜひ今の町長のお話どおりにやはり進めていただきたいなど、私は思っております。そうでないと大変な事態になるなど思っていますから、それと、もう一点だけは、訪問介護やめた段階での障害者サービス、8人いられるようですけれども、この受入先がやっぱり今、吾妻郡の中でないという中でいくと、やはりその受入先の問題も、社協で考えるというよりも、町も一緒になって受皿の検討をしていただいて、要は利用者さんが放り出されるわけですから、10月でやめるというような話、今決まっているようですけれども、10月以降受入先がないというのは、非常に、特にこの障害者サービスに関しては問題が出るのかなと思いますので、その辺も含めて緊急性をもって、ぜひ進めてもらうようお願いして、一般質問を終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今、お尋ねの点につきましては、現状必要とされている利用者へのサービス、これを落とすようなことがあってはいけないと考えております。当然、社会福祉協議会でもそのことについては考えていると思いますので、お互いに協議、連携しながら、社会福祉に必要な援助が、町として必要ならば講じてまいりたいというふう思っております。

以上であります。

○議長（須崎幸一君） 以上で、佐藤聡一議員の質問を終わります。

◇ 井 上 日 出 来 君

○議長（須崎幸一君） 続いて、3番、井上日出来議員。

3番、井上議員。

(3番 井上日出来君 登壇)

○3番(井上日出来君) それでは、議長の許可を得ましたので、一般質問通告書に沿ってお尋ねをいたします。

質問の要旨であります。質問の今回のタイトルは、住民協働の町づくりを実現する事例の提案であります。

これまで町は協議会等への少数の住民参加やパブリックコメント等で住民参加を実施してきました。しかし、住民は、町事業を決定するプロセスを知る機会もまだまだ乏しく、住民協働を訴える町と住民との距離感を縮めることが現状のままでは極めて困難と考えます。

これまで以上に多種多様な住民参加の機会を創出し、より多くの住民の意見を町事業の計画段階から反映することにより、結果的に町の活性化を図るとともに、地域再生の第一歩となった他の自治体の事例も見受けられます。

今回は参考とすべきそれらの事例を紹介し、当町で、参考とすべき点や、当町に導入する際のメリット、デメリットなどについて町長の見解を伺いたいと思います。

その上で、以下の項目についてお尋ねします。

質問の項目ですが、①政策・施策・事業の各計画立案の段階で住民参加を推進するお考えはあるでしょうか。

②これまでの住民協働の取組で、さらに改善すべき点はあるでしょうか。

③今後、住民の声をより多く政策に反映させるための取組として、当町独自の新たな手法や事業は考えていらっしゃるでしょうか。

④当議会の任期当初より、町広報や町内各種情報収集などにSNSを活用する案が複数の同僚議員からも提案されてきましたが、その後の進捗状況はいかがでしょうか。

⑤住民参加による協働の町づくりを実践する事例を紹介いたします。

次ページの別紙の①をご参照ください。

ここにたくさんありますけれども、この下の2つ、山形県の遊佐町と宮崎県の小林市の事例を後ほどより詳しくご紹介をしたいと思います。

そして、このような自治体の取組について、町長はどのようなお考えをお持ちかということをお聞かせいただきたいと思います。

⑥住民協働を推し進めるためにも、行政手続のデジタル化、いわゆる自治体DXと、町の情報環境整備、SNSなどの活用です。この2点を大きく強化する必要があります。

しかし、その専門性からみれば自治体に専門的なデジタル人材が必要な状況となっており、多くの自治体で首都圏の企業から実績のある人物を外部人材や副業もしくは兼業人材として雇用するというアプローチもあります。これについては、次ページの別紙②をご参照ください。

詳しくは申しませんが、コミュニティーマネジャー、シティマネジャー、地域コーディネーターなど地域資源や行政と住民のパイプ役を担うような役職をこの外部人材、副業人材などが担っている、そういうケースが見受けられます。

また、これら地方で副業雇用された方は、(1)都市部にある自宅からリモートワークで副業するケース、(2)副業先へ一時的な滞在や往来、(3)副業先に思い切って移住をして、本業をリモートワークで行うという多様な働き方を創出しており、交流人口を具体的に増やすとともに、全国的に新発想の潮流が起きております。

このような事例について、どのようなお考えをお持ちであるか、町長の見解をお聞きいたします。

あと、カラー刷りの資料を1枚配付させていただきました。こちらになります。これについては後ほどまた説明をさせていただきます。

以降、自席にて追加質問させていただきます。

町長のご答弁をよろしく申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、井上議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の政策・施策・事業の各計画段階で、住民参加を推進する考えはあるか。2点目のこれまでの住民協働の取組で、さらに改善すべき点はあるか。3点目の当町独自の新たな手法は考えているのかの3点でございますが、関連がございますので、一括して答弁をさせていただきます。

現在、町には様々な諮問機関や審議会などの附属機関がございます。その中の1つ、ひがしあがつま創生会議は、東吾妻町まちづくり参加条例に基づき、令和元年度より設置をしております。創生会議は、産業界、行政、学会、金融界のほかに、公募委員10名を幅広く募集し、審議会として組織をしております。

町の総合計画や総合戦略の策定、評価、政策提言などの役割を担っていただいております。

事業評価や、政策提言など、いただいたご意見につきましては、翌年度の予算、事業等精査しながら反映させております。これまで創生会議から、農産物のブランド化や空き家を活用したおためし移住、結婚新生活支援金などの提言をいただき、事業化に至った事例も多くございます。今後もひがしあがつま創生会議での事業評価、政策提言などを進め、住民参加による町づくりを進めてまいりたいと考えております。

また、東吾妻町まちづくり参加条例は、制定されてから4年目となります。引き続き、周知、啓発に努めるとともに、住民の皆様が参加しやすい方法を取り入れ、制度の充実を図っていく所存でございます。

4点目の町広報や町内各種情報収集など、SNSの活用に関する進捗状況でございますが、今や個人でもスマートフォンなどを通じて気軽に情報を写真撮影し、共有できる時代でございます。

自治体によっては、情報を写真で送り、内容を公開しているところもございます。各種情報を写真で送ることは可能であると考えますが、それには、技術面や費用面での課題がございます。情報サービスアプリとも連携し、当町にも導入可能であるかどうか、検討してまいりたいと思います。

また、町内の河川に設置をされている水位計について、スマホでも見られ、災害対応が早くできることを住民に周知してほしいというご質問を受け、周知していくという回答をいたしましたけれども、7月5日発行の広報紙に「災害と向き合う 大雨・台風への備え」というタイトルの記事を掲載し、その中で町内に設置をされている水位計の位置とスマホで見られるようにQRコードを載せ、周知をいたしました。また、災害情報をスマホから入手できるように、町からの防災メールの登録方法や、避難場所がチェックできるQRコードも載せ、SNSが活用できる情報提供を行いました。この4月からは、防災行政無線の放送内容を防災メールで発信できるようにしたところでございます。

5点目の住民参加による協働のまちづくりを实践する事例についてでございますが、各自治体において、まちづくりを進めるため、様々な取組が実施をされており、先進的な事例の中には、参考となる取組も見られます。

協働のまちづくりを進めるためには、目的、目標を参加する全ての方々が共有し、協力、連携しながら、一丸となって進めることが重要であると認識をしております。

最後に、6点目の質問でございますが、行政手続のデジタル化や、情報環境の整備につきましては、自治体のDX推進に必要であるものと承知をしております。町といたしましても、

総合戦略本部の組織改革分科会におきまして、全庁的な業務におけるA I、R P Aなどの活用の検討や、文書管理システムの検討を行っております。また、情報環境の整備に関しましては、統合型G I Sの構築を今年度行っており、全庁的な地図情報の共有化と合わせて、住民向けの公開をG I Sの来年度運用に向けて準備をしております。

次に、専門的な人材や、外部人材の活用でございますが、D Xの推進はもとより、地方創生やS D G sの推進など、様々な分野で専門性が必要とされております。町といたしましても、各分野の施策を進める中で、必要に応じて先進自治体の活用事例等も参考にしながら、専門人材の活用を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上日出来君） 誠に丁寧なご回答ありがとうございました。

まず追加の質問というよりは、これも事例の紹介になるんですけども、先ほどの別紙の①の中にありました、山形県遊佐町、山形県の最北部で日本海に面した地域、人口が1万2,000人と、大体当町と同じぐらいの規模になります。

こちら、これまで20年にわたり、少年議会を開催しております。市内の中高生から立候補者を募り、中高生全員で投票をして選出、少年町長が1名、少年副町長が1名、少年議員が10名という本格的なものであります。

この議会で、大変注目すべき点はこの少年議会に対して予算45万円を預けているところにあります。実際に予算を預けることによって、これまで実施が実現したもの、これが音楽フェスティバルの開催、また、通学路の街路灯の設置、町を紹介するパンフレットの製作、そして、町の宝物探し事業というものがああります。これは残念ながらコロナで今中断をしているようではありますが、それ以外に大変注目すべきは、いずれこの少年議会に上がってくる後輩のために、小学校高学年を対象にした少年議会ガイドブックというのが、この少年議会の彼らで議決をして製作をしております。これ大変頭が柔らかいといたしますか、私はとても感心した事例であります。

その他、活動として視察活動、これはワークショップなどへの参加、リモートですね、参加をしたり、山形県議会の視察の受入れ、また、町の議会議員との意見交換会を少年議会のほうから申し入れて実施をするなど、こういったことが実際に行われております。

これらの事業結果として、昨年10月の衆議院選挙において、この遊佐町の18歳の投票率は何と63.53%であります。18歳の投票率全国平均が50.36%、18歳の山形県の平均が

59.2%で、山形県は全国1位であります。その中でもさらに遊佐町は4ポイント上回っているということで、大変目覚ましい成果を出しているわけです。

ここで町長にご質問であります。

当町でも中学生議会、高校生議会が開催されているんですけども、彼らに一定額の予算を実際に預けて、町の課題に真剣に向き合ってもらおうという実体験は中高生の彼らにとっても社会参加の大きなきっかけになると思うんですが、当町でもこのような事業を試みてはいかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 少年議会ということで、45万円の予算として、井上議員がおっしゃった中で防犯灯の増設だとかそういうものはやはり45万円の中でやっているんですか。

ああそうですか。大変おもしろい取組だというふうに思っていますね。もう20年間やっているというような、大変おもしろいことだと思います。高校生議会とか中学生議会やっておりますけれども、やはり一方通行的なところもあったり、なかなか成果もないような気がします。投票率が60%を上回っているということでもあります。それだけ行政とか政治に興味を持ってもらえるということでもありますので、いいことだというふうに思っております。

今後、こういったものの東吾妻版ができるなら、これから学校とも協議をしながら検討してまいりたいというふうには思っております。

以上であります。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上日出来君） 前向きなご回答ありがとうございます。

実は本定例会の2日目に、こちらの議場のほうに中学校の職場体験で中学生が2名来ておりました。休憩時間にたまたま彼ら時間がタイミングが合ったものですから、実は遊佐町の少年議会についてお話をして、もしこの町でこういうことが実現したらどう思いますかと直接中学生に聞いたら、いやそれはあったら本当に予算を預かせてもらえるのであれば、中途半端なふざけたことができないし、実際にそれができたら非常におもしろいという意見を実際に中学生のほうからいただきました。それお伝えしときますので、どうぞ前向きに検討いただきたいと思います。

それでは、またちょっと別の事例を紹介させていただきたいと思います。

遊佐町の下にあります宮崎県小林市の事例なんですけれども、ここでは市民参加型の事業、様々な事業を取り組んでいるんですけども、これをまとめて、てなんど小林プロジェクト

という形で総称でまとめております。その中の一つのプロジェクトとして、小林市シムシティ課というものがあります。地元の高校生と、市の職員が仮想のシムシティ課という課をつくって、この中で、仮想都市計画ゲームであるシムシティを使って理想のふるさとを作り上げるというプロジェクトであります。8つのチームがそれぞれプランを作り、最終的に市長や議員の皆さんの前でプレゼンをする、そしてその中で実現できそうなアイデアを市が実施していくという事業でした。

最終報告の中で、この事業に対して実はクラウドファンディングを行っております。高校生たちを中心にクラウドファンディングを行い、当初予想を超える175万円のファンディングに成功しております。また、最後、平成23年に霧島連山新燃岳の噴火により、観光客が減少した生駒高原というところに人間日時計展望台を設置し、観光スポットの再生を目指しております。

その場所の写真がご配りしたこのカラーの色刷りの左側の写真になります。これがシムシティ課の報告書の最後のページにこのページがありました。ここのタイトルに、心にふるさとの種をまくというふうに書かれています。大変いいキャッチフレーズだなと思いました。ぜひこの町でもこういうことができるんじゃないかというふうに思って、今回この質問を挙げさせていただいたわけですが、実は一昨日、ニュースが飛び込んでまいりまして、当町でも世界の売上げナンバーワンを記録したゲーム、マイクラフトを使って総合学習が来月から東小学校でスタートします。

上毛新聞、共愛学園前橋国際大学が全面協力とのこと。教育委員会委員である齊藤氏が1年半の準備期間を経て実施に至ったということでもあります。

この取組は、町の教育政策として、今後大変注目を浴びる可能性があり、また、この先進教育の事例を成功裏に終えるためにも、町として最大限の支援をすべきものと考えますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 小林市のシムシティですか、この中では市長や議会議員に高校生がプレゼンをするというのはなかなかいいですね。ここは非常にいいと思いました。そうやって結構な成果も挙げているということでありまして、クラウドファンディングで資金も調達をしているということでありまして、活発な活動を行っているんだなというふうに思いました。

こういった事例もありますので、こういったものを研究をしながら我が町に合った取組を取り入れて、教育と行政がお互いに協力し合いながらよき町づくりができるように取り組ん

でまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上日出来君） 当町でも来月、ちょっと形が似ているんですけども、東小学校のほうでこのような先進的な取組がなされます。それについて全面的にご支援をいただきたいと思うんですけども、いかがでしょう。

○議長（須崎幸一君） 教育長。

○教育長（山野邦明君） お世話になります。

先ほど井上議員から申し上げていただきました東小学校の件ですが、5年生が総合的な学習の時間でマイクラフトを使った授業をするということです。内容としましては、地域づくりの中で、文化財、特産物、農業、自然と、その4分野に分かれて子供たちが自分たちでマイクラフトを使ってこんな町をつくっていききたいと、そういう授業を今練習の段階で来月から本格的に入ると、そのような状況でございます。

このマイクラフトにつきましては、全国的にもたくさん好評を得ているところでもありまして、2月の町の総合教育会議でも、齊藤委員のほうからマイクラフトの話がありました。

それを受けまして、4月の校長会のところで、上毛新聞社を招きまして、いろいろな話を聞いたところでございます。それを受けて、まずは東小学校が先に立って少しトライをするという今状況でございます。

今後は、こういうものを見ながら各学校も取り入れていけるところもたくさんあるかなと思いますので、様子を見ていこうかなと思います。可能な限りの協力はさせていただきたいというふうに思っておりますが、よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上日出来君） 今回のプロジェクトを東小学校のこれもし結果非常に成果があるなという判断をされた場合、ぜひとも報告会などで、何らかの形で内容を伝えていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 教育長。

○教育長（山野邦明君） 井上議員もおっしゃった報告会ではありますが、学校も予定をしているようです。11月にプレゼンという形で保護者や地域の方を集めて報告する予定に入っているようですので、またそのときはいろいろご指導いただければありがたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上日出来君） ありがとうございます。

大変期待をしておりますので、頑張ってくださいと思います。

それでは、あともう一点、この中高生と一緒に町の事業に取り組んでいくという取組なんですけれども、実はこの町とも縁が深い杉並区でも実施をされております。杉並区の児童青少年センターゆう杉並というところがあるんですけれども、ここで、中高生運営委員会というのが、中高生を20名公募して運営をしております。この区内の社会教育施設を利用して企画立案から事業の実施まで、自分たちで全て運営と実施をやると、そういうふうな取組をやっています、これまでバンドのライブ、ダンスライブ、そしてゲーム大会、ダーツ大会、カードゲーム大会の様々な企画を実現しているということでもあります。

当町にもホールがありますので、社会教育のほうでこういった学生とともに、プログラムを作るなんていうアイデアもありかなと思うんですけれども、町長いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 友好交流の杉並区の取組でございますけれども、楽しいライブですとか、ゲーム等を企画して実施をしているということでございます。

これにつきましても、杉並区は本当に近い関係にありますので、その内容も十分にお聞かせいただいて、その取組内容を精査をいたしまして、東吾妻町で行って成果が出るのであれば、そういうものを実施していくのも可能かなというふうには思っております。

教育長のほうで社会教育関係何かございましたら、ご答弁ありましたらお願いします。

○議長（須崎幸一君） 教育長。

○教育長（山野邦明君） 一般の社会の中でも利用できたらということではありますが、今社会教育のほうで実施はできるものとすれば、公民館活動を通じて行えるかなというふうに思っております。

事業を行うにはいろいろな課題もたくさん出てくると思いますので、杉並区の様子を伺いながらも、それを基にしながら考えていきたいというふうに思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上日出来君） ありがとうございます。

ぜひ前向きにご検討いただきたいと思います。

それでは、カラー刷りの配付資料の右側の部分を少しご覧いただきたいと思います。

こちらは、社会学者シェリー・アーンスタインの市民参加のはしごという定義の図式であります。社会形成における自治に対する市民の関与レベルを8段階で提示していきまして、現状の把握と目標設定を明確にするということを可能としています。

日本の工学博士で、住民参加や合意形成などを専門としておられます、原科幸彦教授によれば、現代社会の状況を勘案して現実的に目指す段階としては、⑥のパートナーシップの形成であり、協働の関係が一番ふさわしいとされております。

この図式から当町の現状がどの段階にあるか、それは本日私の意見をここで申し上げることは控えさせていただき、この議場にいらっしゃる皆さんでそれぞれご判断をいただき、今後の行政運営及び政治活動の参考としていただけたら幸いです。

この図式なんですけれども、町長もしかして過去に見られたか、もしくは初めて見られるか分からないんですけれども、こういった学術的なものをベースにして、今現状把握をしていくという手法なんですけど、町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 井上議員から⑥が目標であるというふうなことでございました。確かに、東吾妻町は⑥まではいっていないんじゃないかなというふうには思っておりますけれども、今現在⑤から⑥に移るぐらいの状況かなというふうに思っております。これからも委員の公募等も行いながら、住民参加というものをしっかりと行いながら、この⑥に到達するように努力してまいりたいというふうに思います。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上議員。

○3番（井上日出来君） ありがとうございます。

率直なご意見を伺えてとてもよかったですと思います。

それでは、最後の質問になりますが、住民協働ということで本日お話をさせていただいているんですけれども、住民協働というのは必ずしも行政に対して住民が参加するというだけでなく、地域活動に対して役場職員が率先して参加していくこの逆のパターンですね、これも住民協働の一つであります。それを踏まえて、実は奈良県生駒市では、住民活動でありますNPO法人とか、それから、地域の子供たちのスポーツ指導など、自治体職員が地域参加を促進するために、また、公共性のある組織で副業につきやすくするために、職員が職務外に報酬を得て、地域活動に従事する際の基準を定め、平成29年8月1日より運用を開始しております。

当町では、厳格な就業規定があり、なかなかこの規定を変更するという事は難しいかと

思います。しかしながら、町長が特別に認めたものについてはその副業の権限を与えられるということでもありますので、例えば、職員の中で一定のスキルを持って町民活動のお役に立てる、そこで仮に幾らかの報酬を得るといった場合がありましても、ぜひ間口を広げていただいて、町長の許可をいただけるように、その職員のほうから地域活動に参加をしやすいようなそのような手法も取っていただきたいと思うわけですが、町長いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 役場職員のほうから住民の町づくりに参加をしていくというふうなもの、町のスポーツ協会なんかを協会の活動に役場職員が積極的に参加をして協力し合って、健康な町づくりに向けて取り組んでいるということもあります。ちょっと違いますけれども、消防団活動なんかもその一つで、役場職員がかなり大勢、33人でしたっけ、参加をして大勢に参加をして安心・安全の町づくりに取り組んでいるところでございます。

こうやって職員が我が町におきましても、各地域の活動等にも積極的に参加をしております。職員が副業的な活動ということでございますけれども、その内容もよく見極めて妥当なものであれば、町づくりに大変よいものであるならば、当然私としては許可をしてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 以上で、井上日出来議員の質問を終わります。

◎延会について

○議長（須崎幸一君） お諮りいたします。本日の会議はこれをもって延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次の本会議は明日9月16日午前10時から開きますから、ご出席をお願いいたします。

◎延会の宣告

○議長（須崎幸一君） 本日はこれをもって延会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 2時35分）

令和 4 年 9 月 16 日 (金曜日)

(第 4 号)

令和4年東吾妻町議会第3回定例会

議事日程(第4号)

令和4年9月16日(金)午前10時開議

第1 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	須崎 幸一 君	2番	渡 一美 君
3番	井上 日出来 君	4番	高橋 弘 君
5番	茂木 健司 君	6番	高橋 徳樹 君
7番	里見 武男 君	8番	小林 光一 君
9番	重野 能之 君	10番	竹 浏 博行 君
11番	佐藤 聡一 君	12番	根津 光儀 君
13番	樹下 啓示 君	14番	青柳 はるみ 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中澤 恒喜 君	副 町 長	渡 辺 三 司 君
教 育 長	山野 邦明 君	総 務 課 長	水 出 智 明 君
企 画 課 長	関 和 夫 君	まちづくり 推 進 課 長	酒 井 文 彰 君
保健福祉課長	加藤 俊夫 君	町 民 課 長	水 出 悟 君
税 務 課 長	谷 直 樹 君	農 林 課 長	角 田 良 信 君
建 設 課 長	福原 治彦 君	上 下 水 道 課 長	高 橋 篤 君
会 計 課 長 兼 会 計 管 理 者	武井 幸二 君	学 校 教 育 課 長	堀 込 恒 弘 君
社会教育課長	丸 橋 昇 君		

職務のため出席した者

議会事務局長 水 出 淳

議会事務局任
主 田 中 康 夫

議会事務局長 西 卷 雅 子
議係

◎開議の宣告

○議長（須崎幸一君） 皆様、おはようございます。連日、お疲れさまでございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

本日は傍聴の申出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受付の際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようよろしくお願いいたします。

なお、新型コロナウイルスの感染防止対策として、傍聴者の皆様にもマスクの着用をお願いしておりますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくさせていただきますよう併せてお願い申し上げます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（須崎幸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎町政一般質問

○議長（須崎幸一君） 日程第1、町政一般質問を行います。

◇ 青 柳 はるみ 君

○議長（須崎幸一君） 初めに、14番、青柳はるみ議員。

14番、青柳議員。

(14番 青柳はるみ君 登壇)

○14番(青柳はるみ君) おはようございます。

それでは、一般質問させていただきます。

初めに、議長の許可を得てタブレットに資料を入れてありますので、見ていただきたいと思います。

7月初めに、住民の男性から恥ずかしいんだけどもというお話がありました。それは、前立腺の手術をして尿漏れパッドなどを使用しているけれども、でそこにビニール袋も持ち歩いているんだけどもという話でした。男性トイレにもサンタリーボックスを置いてほしいとのことです。

我が町の設置状況はどうでしょうか。

また、トイレのドアにサンタリーボックスが設置されていることを知らせる、トイレのドアに用紙を貼ってお知らせしてもらいたいと思います。これは、すぐにできることと思いますのでよろしくお願いします。

使用済みのパッドを普通のごみ箱に入れるのを防いで、施設側にとっても衛生面でのメリットがあると思います。

次に、2点目、質問させていただきます。

地域の観光につながる団体が、岩櫃山や浅間隠山の登山道や水仙畑の維持管理、この頃は彼岸花がカメラマンに評判になるほど手入れをしていただいております。町の観光につながる住民の団体の長い年月をかけた手入れをしていただいていることに感謝です。広報や上毛新聞から活動を知る機会があり、カメラマンが訪れたりしていますが、町内外に知らせる広報に力を入れ、ホームページや群馬テレビのd放送も活用していただきたいと思います。

ここで、おらがまちづくりプロジェクトや移住推進事業でも住民が参加して盛り上げていますが、もう少し進めていただいて参加者の連携や住民への働きかけをして、住民の知恵を活用してもらいたいと思います。

次に、3点目の振興センターなどの公共施設や比較的大きな空き家で、芸術作家が創作活動ができることができれば、文化的な交流人口が生まれるのではないのでしょうか。

高崎では榛名湖の空き店舗を買い取り、月額を安く創作活動に使ってもらっています。こうした文化人が求めるものを提供することも視野に入れて、交流人口を考えていただきたいと思います。

以上、3点お伺いいたします。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

それでは、青柳議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の男性用のサンタリーボックスでございますが、議員ご指摘のとおりトイレにサンタリーボックスがあれば、使用済みのパッドを持ち帰らずに破棄できるため、安心して外出することができます。町有施設の設置状況でございますが、ほとんどの多目的トイレに設置をしておりますが、男性用の個室トイレはスペース等の問題もあり、あまり設置が進んでいない状況であります。

男性用個室トイレにつきましてもサンタリーボックスを置くことが理想と考えますが、徹底した清掃、管理が行き届かない施設においては、単なるごみ箱になってしまう懸念もございます。また、スペースが狭く、設置が困難な場合もありますので、まずは比較的管理が容易な施設から、実情に応じて設置できるよう取り組んでまいりたいと思っております。あわせて設置されている個室を利用者が、すぐに見つけることができるよう表示方法についても検討したいと思っております。

2点目の住民に大いに活躍していただくためにでございますが、地域団体の皆様が長年にわたり登山道の整備や季節ごとの花の管理をされ、町のイメージアップ、観光振興の一端を担っていただいていることに対し、大変感謝しているところでございます。スイセンや桜並木がテレビ、新聞などで紹介されますと、その日のうちに大勢の観光客が訪れるほど、メディアの情報発信力は高いものでございます。

現在、群馬テレビのデータ放送につきましては、県総合防災情報システムを介してテレビ局に情報提供をされ、市町村の各種イベント情報やワクチン接種の周知など、町からのお知らせを中心にご案内をしておりますが、文字データのための放送となっております。各課からの情報も適時発信しておりますので、引き続き町民のために必要な情報発信に活用していきたいと思っております。

この点を踏まえますと、各種団体の活動等につきましては、広報や新聞などを活用し写真なども加えながら、より目に見える形で紹介していくことが効果的ではないかと考えております。

また、最近では町民の皆様からSNSを通じて、町の情報を広く発信していただいております。

ますので、今後も連携して進めていきたいと考えております。

3点目の交流人口についてでございますが、公共施設や空き家など今後の活用方法を決めていく上で、議員が言われるような文化人の創作活動に提供していくということも視野に入れながら考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 14番、青柳議員。

○14番（青柳はるみ君） ご答弁ありがとうございます。

今、管理が大変な施設、清掃の部分がありましたけれども、男性用トイレ幾つかある中で1か所だけでいいと思っております。ここに、ドアにサンタリーボックス設置してありますとあれば、1か所だけでも必要な人はそこに入ると思っております。町民からの7月初めのお話しの方は、前立腺の手術をした方ということで、しばらく数か月はパッドが必要だというお話しでした。手術をした方でなくても高齢者もやはり同じように必要とされている方がいると思っております。

道の駅あがつま峡に行ったときに、多目的トイレには全てサンタリーボックスが設置してありました。新しく昨年できた男性トイレには一つもなかったもので、そっちだけしか入らない人はサンタリーボックスがないということなので、1箇所だけでいいと思っておりますがやっていただきたいなと思っております。

また、町の姿勢として、そういう病気があったり、高齢者になってそういうパッドが必要になってちょっと不自由な方でも、町からのメッセージとして社会でもそういう不自由があっても活躍してもらいたいというメッセージにもなると思っておりますが、町長、このような思いで設置していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 青柳議員のおっしゃるとおりでございます。大変不便に思っておられる方もいらっしゃるわけですので、極力町の施設につきましては、サンタリーボックス、男子トイレに1か所以上。設置をするという方向で考えてまいりたいと思っております。

○議長（須崎幸一君） 14番、青柳議員。

○14番（青柳はるみ君） 多目的トイレにはもう全部ついておりましたので、非常によかったなと思っております。また、そういうちょっとした不自由なことを恥ずかしいんだけどと言ってくれた住民の方の思いも酌んでいただきたいと思っております。

次に、2番目に質問させていただいたことですが、問題なのは、住民をお願いして立ち上げている団体が活動していることを、住民にお知らせしていただきたいということです。そ

して、住民の知見とかも、住民の代表がそれに関わっていることですから、ほかの関わっていない普通の住民にもこういうことをしています、情報くださいということを広報して、力を借りていただきたいという思いです。

例えば、空き家調査なんかもしていただいています、空き家というのは本当に独り暮らしの方が亡くなればもう空き家になりますし、月々空き家が増えて、1年に1回、数年に1回空き家調査というよりも、月々増えていっている現状ですので、それを住民の知見をお借りしてやるためにも、こういう活動をしていますと広報していただきたいという気持ちでいるんですが、町長、月々独り暮らしの方がいなくなって空き家が増えるとか、また、いい物件を、やはり空き家になってすぐ貸す人はいないんですけれども、そろそろ手放そうかななんて考える人もいますので、住民の知見をお借りするために広報、今町ではこういう活動しているんです、住民の力を借りてこういう活動しているんですというのを広報していただきたいんですけれども、実行可能でしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 住民の方の空き家利用に関する申出等をいただければ、町の広報等でまた発信をして、こういった物件があつてご利用できますというふうなことを広く知らせていきたいというふうに思っております。

○議長（須崎幸一君） 14番、青柳議員。

○14番（青柳はるみ君） 物件そのものの情報も非常にありがたいことですが、そのプロジェクトに参加している住民の代表の活動をお知らせすることで、その自分の近くの人に関わっているということで、近くの方に相談ができるんじゃないかと思っています。

この参加している一部の人にとどまらず、活動状況を知らせてほしいということです。今、この町のプロジェクトに関わっている人は何をして、そして町は何に向かって住民と協働しているか。住民からどんな情報をいただきたいかということ発信していただきたいと思います。事業の参加者同士の連携や住民への働きかけをして、住民の知見を大いに活用してもらいたいという気持ちなんです。このような発信の仕方をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町内には様々な活動している団体がございます。

小学生のバレーボールチームですとか、サッカーのチームですとか、少年野球のチームですとか様々あるわけございまして、ほかにも奉仕団体等もあります。こういった方々の活

動状況、町民の皆様への発信につきましては、今まで広報の最終ページのところにまとめているような状況でございますので、こういった形で続けてまいりたいと思いますし、また、ほかのよき方法がありましたら発信をしてまいりたいと思います。

また、最近はろぐびとというふうなユーチューブのところでご協力をいただいている方もおりますので、そういった皆様のお力もお借りして、町民の皆様によくお知らせをしてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 14番、青柳議員。

○14番（青柳はるみ君） ありがとうございます。

広報の最後のほうに載せていただいているとお話がありました。広報に関して、本当に月々、毎月進化しているように思います。今月号は非常に見やすく、ひと月ごとに非常に分かりやすい、また私たちが興味を持っていることを紹介していただいて、広報、本当にいいなと思っております。その中で、じゃ紹介していただきたいと思います。

次に、3番目に質問させていただいたことなんですが、町はこういう人に来てもらいたい。例えば、鳥獣被害があるので、そういう免許を持っている人に来てもらいたいとか、町からこういう人を交流人口、また移住してもらいたいという、こういう人が欲しいという発信もしてもいいんじゃないかと思います。

新巻に移住コーディネーターのお力をお借りしまして、彫刻する芸術家が入りました。朝陽堂さんに紹介しましたら、そこで展示をして今まで私たちが目にしたことがないような人たち、文学的なおしゃれな女性たちがぞろぞろ原町駅から降りてきたり、車で来たりして、今まで見たことないような人がいるなと思ったら、その作品を見に来たということで、また、いろんな見た人がまた情報を発信していただいて、今その彫刻家の方は二条城で展示をしています。二条城のすばらしい大きな空間で、今、設置をしているということで、また岩島にあるガラス工房に紹介しましたら、その方と一緒にコラボして新しい作品を作るということを打合せしていました。そういう文化的な、また芸術的な方が入ったということで、また発展して今まで来たことがない方が町を訪れているというのを目の当たりにしました。それなので、そういう方が活動できる場所があればいいなと考えています。

文化で立つ町というのは、わくわく感があって心豊かになると思います。人口増と言っても、こういう人に来てもらいたいという姿勢を示していいと思いますが、町長のご見解を伺います。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 新巻の空いた家にニューロール、まさに新巻ですね、ニュー、ロールという芸術家が入りまして、西島さんですかね。番線をくるくる巻いて、それで馬やいろんなものを表現しているわけでございます。私も何回も行って見せていただいておりますが、すばらしいものでございます。

また、朝陽堂さんも新たに内装を改修して、古本等置いて雑貨等も置いて営業をしております、またその2階が非常にすばらしい2階で、そこに絵画を展示したりニューロールを展示してくれたりしておるところでございます、これも原町の町並みの中にある文化的な拠点になっているというふうに思っておりますので、私も何回も伺って見せていただきました。

三島のガラス工房もあそこを通りますと、結構皆さんにぎやかに自分たちでガラス細工をして楽しんでいただいているというふうなことでございまして、最近はそのような芸術文化の人材がかなりこの東吾妻町に集まってきたなというふうに思っております、大変うれしく思っております。

公共的な施設等、また空き家等が非常にそういった芸術活動に、文化活動に適したものがあれば、積極的に紹介しながら文化人を受け入れていくのも非常にいいことだというふうに思っております。

○議長（須崎幸一君） 14番、青柳議員。

○14番（青柳はるみ君） 足を運んでいただいたということで、ありがとうございます。

その彫刻家とかガラス工房とかいろんな町の文化的なことを後ろに新聞記者が来ますのでお知らせしました。朝日の新聞記者が、その彫刻家の記事をこんなに大きく載せてくれたんです。スペースを割いて。

それで彫刻家が言うには、群馬に来て、また東吾妻町に来て、朝起きると玄関に野菜が置いてあるし、おかずもくるし、とても親切にいただいていると。また、本人もちゃんと人足とかも出ているんですけれども、そして東京にいるときよりも非常に声がかかると。二条城でもうそんなことはあり得なかったけれども、群馬に来てから、この町に来てから非常に声がかかる。東京にいれば東京は幾らもいるわけですから、声がかからなかったということで、この町に来てから非常にブレイクしていると。その挙句、芸術家のステータスなんだそうですけれども、銀座のポーラ美術館の会長さんの展示する場所があって、そこに飾られるのが一番の目標なんだそうですけれども、それがもう来年かなうということで、うちの町に来たことが非常に生きているという話を聞きましたので、非常にそれを聞いて、この町に

自信を持った次第です。ぜひ、そういう方が来たら盛り上げていきたいと思っています。

これで、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（須崎幸一君） 以上で、青柳はるみ議員の質問を終わります。

◇ 竹 淵 博 行 君

○議長（須崎幸一君） 続いて、10番、竹淵博行議員。

10番、竹淵議員。

（10番 竹淵博行君 登壇）

○10番（竹淵博行君） ただいま議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私は、2項目についてお願いしたいというふうに思います。

1項目めといたしまして、東吾妻町地球温暖化対策実行計画について質問させていただきます。

国では、パリ協定の採択を受け、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、2016年5月に地球温暖化対策計画を策定し、2030年度までに2013年度対比で国から排出される温室効果ガスを26%削減の目標を掲げました。同時に地方公共団体の事務事業が該当する業務その他部門は、2030年度までに2013年度対比で温室効果ガスを約40%削減をする目標を掲げました。

我が町でも例外ではなく、2014年度に第2次計画となる東吾妻町地球温暖化対策実行計画を策定し取り組んでまいりましたが、明確な温室効果ガスの削減ビジョンを全庁が共有し、達成に向け組織的かつ具体的に取り組んでいくための計画が必要となっていることから、2018年に計画を改定し、現在に至っております。

ここからが質問です。

1つ目といたしまして、温室効果ガスの排出削減中間目標である2022年度（今年度）までに、これ2013年度（4,899CO₂t）対比で約11%削減する目標の見通しが計画されております。この見通しをお伺いいたします。

2つ目といたしまして、2020年度の実績は4,213CO₂tと公表されておりますけれども、2021年度の実績数値をお示しいただきたいと思っております。

3つ目といたしまして、2023年度から2030年度までに、残り8年で目標の38%削減目標でございます。目標達成に向けた取組は、実行計画に示されてはおりますが、積極的に取り組まれる事業を具体的にお示しいただきたいと思っております。

4つ目といたしまして、実行計画の取組を推進していくための推進体制が示され、管理事務局（町民課）と各課連携が取れていると思っておりますけれども、現状、円滑に機能しているのかお尋ねいたします。

2項目めといたしまして、路線バス・坂上地区内デマンドバスについてお伺いいたします。

路線バス及び坂上デマンドバスについては、分科会での調査・研究及び東吾妻町地域公共交通活性化協議会が中心となり、様々な状況を踏まえ、スクールバス・路線バスとの連携を行うなど、国の交付金予算と運行の効率性など最善策を講じ、現在に至っていることは承知しているところでございます。

ですが、現在の路線バスは、相変わらず乗車率が低く、県の補助金対象路線も天狗の湯線1路線でございます。

過日の住民意向調査でも、路線バスを利用したい町民の方々はほとんどいない状況でございます。路線バスは、本来町民にとってなくてはならない足であることが理想であり、バス購入補助金や毎年の運行補助金等を投入し、人を運ぶどころか燃料を使い、バスという重たい車両を走らせているだけと感じるのは私だけではないはずです。

そこで、町民にご利用いただくための抜本的な改革が必要不可欠であると考えますが、町長にお伺いいたします。

2次質問については、議席にて質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、竹渕議員のご質問にお答えをいたします。

1項目め、1点目の温室効果ガスの排出削減目標の見通しでございますが、2020年度分（令和2年度分）として公表している実績値は、中間目標年度の数値を上回る約14%の削減となっておりますが、結果として、この数値はコロナ禍による住民活動の抑制や職員の行動制約などの影響により、温室効果ガスの排出量が抑えられたための数値であると思慮しているところでございます。

2点目の2021年度の実績でございますが、最新データの2021年度分（令和3年度分）につ

きましては、数値の取りまとめ作業を行っており、集計ができ次第公表してまいります。

3点目の目標達成に向けた取組の具体的な事業でございますが、2023年度（令和5年度）以降、削減の目標達成に向けては、計画の残り期間を考慮すると取組を集中していかなくてはならない状況にあるとも言えます。省エネに配慮した行動の実践や設備機器の効率的な運用などに継続して取り組んでいくほか、施設への太陽光発電システムの設置やLED照明器具の設置などを導入拡大するとともに、公用車への電気自動車や複合動力車の計画的な切り替えに取り組み、削減量を着実に積み重ねてまいりたいと思っております。

また、脱炭素社会に向けた既存の関連計画の進行管理の中から、温室効果ガスの削減に結びつく事務事業が波及していくことに期待をするものでございます。

4点目の実行計画の推進体制でございますが、町が実施する事務事業から排出される温室効果ガスを削減するための地球温暖化対策につきましては、それぞれの行政分野の各種事務事業において、実行計画に位置づけている温室効果ガスの削減目標達成に向けた取組を考慮するとともに、総合計画、公共施設等総合管理計画、国土強靱化地域計画等との整合、連携を図りながら、地道に反映してきたものと考えてところでございます。

計画推進に当たっては、横断的な取組や施策の調整を引き続き図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解くださるようお願いを申し上げます。

2項目めの路線バス・坂上地区デマンドバスについてでございますが、議員ご指摘のように公共交通に関するアンケート調査では、9割以上の方が路線バスを利用しないと回答しております。また、回答者の8割以上（82.8%）の方は、運転免許を保有しておりまして、そのうち5年以内に免許を返納すると回答した方は9.2%、免許を返納するつもりはないと答えた方は46%いらっしゃいました。そのほかの意見といたしましては、免許を返納すると不便になるので心配をしている。また、バス停が遠くて利用しづらい、バスの料金が高過ぎる、スクールバスを利用させてほしいなど、路線バスの充実を求める様々な意見を頂戴しております。

このようなご意見を踏まえ、昨年度、東吾妻町地域公共交通計画を策定し、本年度から推進をしております。計画の基本方針では、各種移動サービスを総動員した公共交通体系の構築をはじめ、公共交通機関を使いたくなるための動機づけや、誰もが使いやすい持続可能な公共交通体系の構築などを掲げております。多世代をつなぎ、地域の暮らしを支える公共交通を目指して進めてまいりたいと考えております。

坂上地区のデマンド運行につきましては、今後さらに検証を進め、利用者を増やすための

方策などを検討して、町内全地区への波及を進めてまいりたいと考えております。

公共交通の促進は、地球温暖化防止対策やSDGsにもつながるものでございまして、今年度策定を予定しております坂上拠点バス停、そして高速バスターミナルの基本構想も併せ、持続可能な地域づくりの重要な施策として、今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） 町長、ご答弁ありがとうございました。

非常に現状をよく捉え、そしてまた、これからの取組というものに力強さを感じた次第でございます。

まず、地球温暖化対策の関係でございますけれども、個別のものについては触れませんが、ある意味平たく実行計画は載っておりますけれども、やはりこれは国における2050年目標、カーボンニュートラルの実現に向けた取組であるというふうに認識しております。

現在、教育課で行われております地域レジリエンス自立分散型エネルギー設備、取組など積極的に交付金の活用をいたしまして、非常に感心しているところでございます。さらに、前進して行ってほしいと考えておりますけれども、国としても、もう1年余りで前期では交付金率が前は4分の3、それで今回は2分の1ということで、国としても交付金率が減っていると。国も大変なんだというふうに認識しておりますけれども、こういったものを可能な限り交付金の活用と有利な起債などで、今まで以上に積極的に取り組んで行ってほしいというふうに思います。その辺一言、町長お願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 地球温暖化対策として、これまでも町の施設の省エネ、再エネ等に取り組んでまいりました。これからも引き続き、この姿勢を続けてまいりたいと思っております。そのためには、町の財政というものを考えれば、国・県の交付金等も積極的に利用して、有効に活用して事業を進めることが必要だというふうに思っております。今後もそういった方針で町の省エネ、再エネに限らず、地球全体の温暖化対策ということでしっかりと東吾妻町として取り組んでまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） ありがとうございます。

それと、4番にございました。これも町長のほうから、旗振り役とすれば町民課が所管で

ございます。そういった中でも町民課としては、なかなか行政事務の中で削減を自らの課で行うというような事業がないわけでございます。そういった中、先ほど町長からの答弁にございましたけれども、横断的な連携、こういったものをやはりしっかり行っていく。このためには、この計画がもう示されていますから、実務といたしましては副町長に本当にご尽力いただいて、横断的な円滑に進むようにぜひご努力していただきたいというふうに思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 全ての事業に言えるかと思います。町内の各課の横断的な取組、非常に必要なところでございます。渡辺副町長には、その点は日々ご尽力いただいているところでございますが、今後ともよき取組を町内が連携をして進められるように努力をしてまいりますと思います。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹淵議員。

○10番（竹淵博行君） 次に、路線バス・坂上地区内デマンドバスについての2次質問をさせていただきます。

1967年、昭和四十二、三年頃でありますけれども、ドリフターズの「なにはなくとも全員集合！！」、当町の群馬原町駅が舞台となり、ストーリーとすれば町では赤字続きのローカル線とバス会社の西武バスが敵対していて、様々なコメディイが繰り広げられて、こういった映画がございました。これはドリフターズの一番最初の主演だったそうでございます。

さて、時代の背景といたしましては、当時まだまだ一家に1台の車が所有できているかどうかの時代です。現在はどうでしょう。1人1台という時代。特に群馬県では、軽車両等入れば5人家族で7台所有というものが現状でございます。

さて、当時も当然路線と料金が設定され、距離を乗れば乗るほど料金が加算していく考えでありました。乗るんだからそれなりの対価を払うのは常識であるがごとく現在に至っております。しかし、町民にとって利用しやすい、利便性という表現には、料金が安い、乗りたい時間帯に乗車できる、こういうことではないでしょうか。現在まで60年もほぼ変わらずの運行形態であり、これでは利用される方がいないのは当たり前であります。今や路線バスは、町民からは大半の方から必要とされていないのが現状であります。この辺についても町長に一言お伺いしたいというふうに思います。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 路線バスにつきましては、私が子供の頃は東武バスが走っておりまし

て、中之条駅から原町を經由して、渋川、前橋を經由して、伊勢崎まで行くような特急というふうなバスが出ておりました。その当時は、本当にバスの利用が多かったものでございますが、今は本当に自家用車でお出かけになるということでありまして、路線バスもお乗りになる方は少なくなってきたおることとあります。

しかし、町民の皆様、特にご老人の皆様からは、路線バスをぜひ存続してほしい、運行してほしいという要望がきているわけでありまして、そのような中で町といたしましても、各地域に路線バスを願った時間に乗れるようなというのはなかなか難しいんですよ。走らせて、なるべく地域の皆様の利便性をさらに継続していくように取り組んでいるところでございます。今後も、いろいろな改善点があると思いますけれども、いろんな改善を行って利用しやすいように取り組んでまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹淵議員。

○10番（竹淵博行君） ありがとうございます。

前向きな答弁だったというふうに解釈はしております。

これからは、私のほうから少し提案というか、そういったものにも関わってくるんだと思うんですが、例えば、お試し無料乗車券というものを配布して、そして町民の方に体験していただくということも一つでしょうし、また、無料で乗車した後、継続してもらうためにはどうするかということも同時に考えなくちゃいけないというふうに思っております。

現在も、一部の路線で定期券や回数券というんですかね、こういったような取組をされているというのは当然承知しているわけですが、これは、本当に必要な方がやはり乗っているということなんだと思います。

そこで、回数券だとか定期券だとか、または電子決済などこの辺どういうふうに取り組むのか。私も所管の企画課のほうにまいりましていろいろ情報もいただいて、そういった中で基本的な考え方、例えば、このぐらいの距離であればこのぐらいの料金であろうというそういったようなものがあるように聞こえました。ただし、その辺は少しちょっといじれるのではないかというような話もされておりましたが、まだ担当レベルで確認が取れていないということで、これからの課題なんだというふうに考えております。

しかしながら、例えば、どこから乗っても町民は100円だとか、本当に低料金で乗れる。そしてまた、そのバスの運行なんですけれども、全く乗っていない時間帯というのが、もしかしたらあるのかもしれないですね。そういった調査というものも担当課は承知しているんだと思います。そういったバスを、例えば朝だとか夕方というものに少しそっちのほうに持っ

ていくだとか、そういった工夫なんかもぜひ取り入れていただいて、今後考えるべきだというふうにご検討いただければ、その辺について町長にお伺いいたします。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） バスにお試しで乗っていただくと。そして、バスの乗り心地を味わっていただいて、時間がどのくらいかかるのか、その便利さを体験してもらおうということも必要なことだというふうには思っております。こういったものを、特に高齢者の方が利用する率が高いというふうに思っておりますので、高齢者対策の一つとして、そういったものを考えていくこともできるかと思っております。

また、低料金でというふうなことですね。例えば、町内どこでも100円ですよというふうなご提案だと思っておりますけれども、そういうものも結局は町の負担として捉えていくということでもありますけれども、そのようなことも今後の財政等も見据えながら検討してまいりたいと思います。

また、乗客がいないバスが走っていることもよく見えますよね。そういった時間をどうするかということをございしょうが、こういうものも運行するバス会社等とも運行方法等十分に検討、協議しながら今後の対策を練っていききたいというふうに思っております。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹淵議員。

○10番（竹淵博行君） ありがとうございます。

町長も当然数値は捉えているんだと思うんですが、現在年間通して全路線でお金をいただいている、お金というのは300万円程度なんですね。毎年毎年補助金で運営費を4,300万円程度やっているんですね。だから、基本的にはこの売上げというものが、今のその運業者にとって必要なかどうかということも、まず検討しなくちゃいけないなというふうに思いますし、様々な形でやはり検討して行ってほしいというふうに思います。

そして、この路線バス自体が、免許返納した方だとかお体の悪い方だとかそういったものに限らず、免許を持っていて自家用車も持っている。だけれども、1週間に1度ぐらいは路線バスを使いましょう。こういったような、やはり町としての目標というんですかね。こういったものがあることによって、まさしく先ほど冒頭で述べた地球温暖化対策、これは事務レベルだけではなくて、やはり町全体で捉えることも当然必要だというふうに思っておりますので、この辺もぜひお願いしたいというふうに思いますし、また悪く言うわけじゃないんですけれども、現在の東吾妻町の地域公共交通活性化協議会、これ本当にしっかりやっただけにいると思うんですけれども、やはりそこには町のやはり理念というか、考え方とい

うか、そういったものが強く感じられない。業者のために動かしているというような、ちょっと失礼な言い方しちゃうとね、そんなようにちょっと感じられてしまう。このままであればね。だから、その辺でほとんど町が運営費出しているわけですから、もっと積極的に利用ができるような手段、こういったものを今後考えていってほしいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町の公共交通活性化協議会ですね。これにつきましては、交通関係の業者の皆様、それから各県の担当課等も交えて検討を進めているところでございますけれども、これにつきましては今言ったような業者のために運行している、協議しているというふうなものではございませんので、これにつきましてはご理解をいただいております。お願いします。

こういった公共交通活性化協議会等の協議を経て、これから町内の公共交通の在り方をさらに議員がおっしゃるように使いやすいものにしていかなければならないというふうに考えております。今後とも皆様方のご意見をいただきながら路線バス等の在り方、また坂上のスクールバスと路線バスを連携して行っているこういった運行状況等もさらに検討を進めながら、改善点があるなら改善をさせながら、町全域に導入することができるものは行って、地域の公共交通をしっかりと捉えてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹淵議員。

○10番（竹淵博行君） ありがとうございます。

最後のほうになりましたけれども、町長の前向きな答弁というのは理解をさせていただきますけれども、この路線バスについては、今、当町において植栗地区におけるバスターミナル構想、これもやっぱり関わってくる。当然、これに連携していかななくちゃいけない。高速バスそのものの考え方、やはりそのパークアンドライド方式によるバスターミナルですから、自家用車をあそこのところに止めていただいて、みんなで高速バスを使おうじゃないかと、こういう考えなんですね。そうすると、その考えそのものも路線バスにある程度やっぱり置き換えなくちゃいけない。だから、自宅に自家用車を置いて、路線バスを週に1回でも月に1回でも乗ろうではないかというような考え方を結びつけておかないと、このバスターミナル構想というのもつまらないものになってしまうというふうに考えますけれども、この辺、町長いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 植栗・中之条インター付近にバスターミナル、バスタ東吾妻と仮に呼んでおりますけれども、これにつきましてはパークアンドライド方式の駐車場を造って、地区的に遠い方も車で来て、そこに車を置いて高速バスで東京に行ったりできるということがあります。

当然、これに路線バス等も関連させながら、ハブ的な施設になるように取り組んでまいらなければならないというふうに思っております。そのようなことから、やはり路線バスを身近なものとして町民の皆様に使っていただくというふうな竹淵議員のご意見もまさにそのとおりであるというふうに思います。

月に1度は使えるものなら路線バスを使いましょうというようなそういった運動ができればいいかなんて思っておりますけれども、今後そういった考えで取り組んでまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹淵議員。

○10番（竹淵博行君） ありがとうございます。

いま一つなんですが、皆さんもご存じのとおり我が町にはタクシー事業者はいませんが、中之条にはタクシー事業者がいます。そして、そのタクシー自体、我が町でも呼べるし我が町で使えるわけです。だから、我が町に事業所がなくてもそういったタクシーの事業者も今後その組織にやはり入られるものなら入れて、そして検討していくということがやはり望まれるんだというふうに考えております。そういう我が町が積極的にその辺も使うことによって、タクシー事業者が1台でも2台でも車を増やしていただいて、そして我が町の町民の方が使いやすい、そういったようなものになってくれば一番いいわけですし、また先ほど町長が述べていただきました植栗地区における仮称ですけれどもバスターミナル、これにも当然タクシーも乗り入れ等も考えなくちゃいかんというふうに当然考えていると思いますし、私も考えておりますので、その辺いかがですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 私も今コロナ禍でなかなか夜の仕事がなくタクシーを使うことも少ないんですが、以前は原町駅前まで何時に来てくださいというようなことでタクシーをお願いして、そこから乗って自宅へ帰るというふうなこともしました。そういった利用もできるわけですが、しかし、今は6時以降はもうその手も使えないというふうなことでございますので、非常に不便になってしまったなということでございます。

タクシー業界の皆様も地域公共交通活性化協議会にはメンバーとして入っておりますので、

ご意見も伺いながら、そしてタクシーの利用というものもある程度広めなければ、町内の交通について、また空洞化するものになってきますので、その点もしっかりと考えなければならぬというふうに思っております。今後もバスとタクシー、タクシーも非常に緊急の場合とかお年寄りの利用というものには必要なものでございますので、しっかりとタクシーの存続にも取り組んでまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） ありがとうございます。

ちょっと私勘違いしたところがありました。タクシー事業者も入っているということでございますので、その辺は訂正させていただきたいというふうに思いますけれども、やはり我が町でそういった取組がなされる、比較的年配の方々が利用しやすい、それにはやはり今のタクシー料金では使い切れない。ですから、あるところでは、例えば5,000円のもの500円ぐらいで乗れるとかいろんな取組があらうかと思っております。こういったものも例えば年齢制限をするだとか、そういったことも考えられるというふうに思います。

最後になります。

地球温暖化について前段で質問させていただきました。事務事業だけでなく、町の取り組む事業全般、CO₂の削減にご尽力いただき、目標が達成できることにぜひご尽力いただきたいというふうに思います。最後に町長から一言いただいて質問に代えさせていただきます。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 地球温暖化防止につきましては、本当に地球的な規模でしっかりと捉えて活動していかなければならないのでございます。本当に私たちの子孫がどのような形でこの地球で暮らし続けていけるかということに関しては、まさに地球温暖化を防止していかなければならないと思っております。各課の業務の中で連携をしながらしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

例えば、農林課の町有林の管理、森林整備を行うことによっても二酸化炭素の削減につながるわけでございますので、そういった面も考慮しながら町全体でしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 以上で、竹渕博之議員の質問を終わります。

ここで休憩を取りたいと思います。再開を11時15分といたします。

（午前11時02分）

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

（午前 11 時 15 分）

◇ 重 野 能 之 君

○議長（須崎幸一君） 続いて、9 番、重野能之議員。

9 番、重野議員。

（9 番 重野能之君 登壇）

○9 番（重野能之君） 議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

安心・安全な食の確保について質問をさせていただきます。

1 点目としまして、世界では戦争・紛争が絶えず、日本周辺も決して油断できない状況にあります。また、未知のウイルス蔓延や大規模災害など緊急事態がいつ発生してもおかしくありません。町の広報 9 月号では、緊急時に備える「家庭備蓄のすすめ」を周知する記事が掲載されました。とても大事なことであり、今後も継続して啓発していくべきと思います。

現在、町の食料備蓄の状況についてお聞かせください。

2 点目としまして、町内には緊急時の指定避難所がありますが、指定避難所を含め町が各地区公民館などに、また町施設などに備蓄食料補助や備蓄倉庫を設置するなど、さらに安心・安全対策の充実が必要と思いますが、どうお考えでしょうか。

3 点目としまして、日本の食料自給率（2021年度）は38%。依然として先進国で最低水準にあり、特に日本は穀物や飼料において輸入に大きく依存しています。食の安全保障、輸出入だけに頼らない食料自給率の向上は欠かせません。その中で農業従事者の方々の存在は大切であり、農業の安定と発展は絶対に必要と考えます。我が町で言えば、東吾妻町の農業を守ることであります。

町農業の安定と発展に関する町長の基本的小考えをお聞かせください。よろしくお願ひいたします。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) それでは、重野議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の町の食料備蓄の状況についてでございますが、非常食と飲料水を備蓄しております。アルファ米、野菜ジュース、ようかんを300食分、500ミリリットルの飲料水を1,000本ほど備蓄しております。

地域防災計画では、災害発生後2日間に必要な食料や生活必需品などの物資を備蓄することを記載しておりますが、十分な備蓄量とは言えないのが現状でございます。今後は少しずつではありますが必要なものを備蓄し、併せてその管理も必要となりますので、期限や更新が迫ったものを無駄なく、どのように処理していくかも検討してまいりたいと考えております。今後も引き続き、広報紙などにより防災意識の向上と家庭内備蓄の推進、啓発を行ってまいります。

2点目の安心・安全対策の充実でございますが、現在備蓄食料の補助は行っておりませんが、希望する各地区に補助を行うことにより、町民の防災意識のさらなる向上や分散備蓄につながりますので、今後他町村の状況も参考にしながら検討していきたいと思っております。

備蓄倉庫につきましては、現在各公民館及び本庁に設置してありますが、本年度においても2棟の購入を予定しております。毛布等の生活必需品が倉庫に備えてあり、有事の際は避難所開設に伴い職員が各避難所へ運ぶことになっております。台風や大雨の災害につきましては事前にある程度の予測ができますので、備蓄場所を確保しておけば対応が可能ですが、地震等の災害につきましてはいつ発生するか予測ができず、孤立してしまう集落が出る可能性もございます。このようなときは各地区に備蓄品が分散していたほうが有効に使えますので、それぞれの地区の状況に応じて、備蓄品のさらなる分散について検討していかなければと考えております。

現在、防災マップを更新中でございます。今年度中には完成予定ですので全戸に配布してまいります。また、蓄電池などの防災備品の整備や食料備蓄についても進めていき、より充実した安心・安全対策を図っていく予定でございます。

3点目の町農業の安定と発展に関することについてでございますが、農業の安定の1つ目が、国で行っている経営所得安定対策の取りまとめ及びサポートを行っております。認定農業者、認定新規就農者に諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金と、農業者の抛出を前提とした農業経営のセーフティーネット対策でございます。

2つ目は、野菜価格安定事業でございます。農業者が市場に出荷した野菜の販売価格が著しく低下した場合、あらかじめ国・県・市町村、全農群馬県本部、農協及び生産者が積み立てておいた資金を生産者に交付することにより、生産農家の経営安定のために行っております。

3つ目は、本年度より青色申告を行っている農業者に対し、収入保険の掛け捨て部分の補助を行い、災害や本人が病気になって収穫ができないときの収入確保を行っていく予定でございます。

次に、農業の発展についてですが、1つには担い手の確保が必要と考えております。年々少なくなっている担い手ではありますが、女性や障害者、退職者等の人材の活用も視野に、就農相談から就農、経営定着までを町としてきめ細かく支援していきたいと思っております。また、担い手への農地の集積や形の悪い田畑の土地改良を行ったり、農道及び用水路整備やスマート農業を推進し、農業の持続的な発展が図られるよう農業者の支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 再質問はありますか。

9番、重野議員。

○9番（重野能之君） ご答弁いただきまして、大変ありがとうございました。

質問の1点目、2点目に関しまして、また、3点目に関して大変分かりやすく町の現状を知ることができました。また、今後の町の考え方というのを知ることができました。大変ありがとうございました。

1点だけ3つ目の質問について、関連で質問させていただきたいと思っております。

農業の問題に関しまして数年前に一般質問をさせていただいたんですが、その後先輩でもあります高橋弘議員が、この農業に関して大変現場を踏まえて経験もされているということで質問されております。それらを今、私自身も勉強させていただいて、経験がないものから、いただく中で自分なりに思ったことを質問を今回させていただきました。

この農業ということに関して、食の確保ということに関連して日本の岸田総理が、9月9日にロシアのウクライナ侵攻で揺らぐ、いわゆる食料安全保障の強化に向けて、国の農業政策の基本となる食料・農業・農村基本法の見直しを指示したということで報道されております。この法が制定されて約20年が経過しているということで、大変その間、世界また日本を取り巻く状況が変わっているものを踏まえて、今回岸田総理がこのような基本法の見直しと

いうことを指示したというふうに思います。

町にも様々な町独自の県・国だけではなくて、町独自の農業従事者の方々に対する補助、また支援等があります。また、それに関する関係条例も制定をされております。しかし、今後こういった国の、例えば食料・農業・農村基本法のこういった改正が行われた場合、こういったことを踏まえて町独自の農業の安定と発展、さらに食育。また例えば、まずお米を主とする和食の推進や町内産の利用の促進、あるいは先ほど町長からも言われましたように、担い手不足ということがこれもずっと指摘をされていることなんですが、本当に深刻な状況だと思います。ウクライナの状況じゃありませんが、気がついたらああいう戦争が発生したと同じように、気がついたら本当に農業を担う人たちが突然どかっといなくなって削減して、日本の農業が、そして私たちが何げなく今食べているお米が食べられなくなる。

2025年の食料危機なんてことを言われて、また日本の近隣である友好国でもある中国は、最近食料備蓄をはじめとして様々な物資を備蓄していると。これは、コロナのこともあるのではないかととも言われておりますが、かなりの量の食料をはじめとした備蓄を国が推進をして、そして、その実際に各地域地域に住んでいる中国の人たちが、身近な食料備蓄などを非常に進めているというようなことも報道されております。こういった状況等もあります。

そういった中で町の農業の安定と発展、また食の確保、また食育、さらにJAをはじめとした関連機関との今後の連携、また先ほど町長から答弁をいただきましたようなことを踏まえた町独自の大局的な観点、基本的な観点に立った新たな条例というか、町の進むべき、また今後目指していくべき食、農業こういったものについての新たな条例のようなものを制定して示していくことも必要なのかなというふうに思うんですが、当然の提案なんですが、町長のそこら辺に関するお考えをお聞きして質問を終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） かつては、農本主義というふうな言葉があって、国の根本は農業であるというふうな考えであったというふうに思います。その考えはなくなってはいないんだと思います。やはり農業こそ国の基礎であるというふうなことを考えております。ウクライナ侵攻で小麦がアフリカに輸出することができなくて、危機的な状況になっているというふうな話も聞いております。こういった状況になると、やはり食料の自給率というものはある程度確保しておかないといけないのではないかとこのように思うわけでございます。国もそのようなことはしっかりと考えて、様々な施策を推進をしているということでもあります。

重野議員がおっしゃったように、町としての農業に対する考え方というものがある程度町民の皆様にお示しする条例というふうなものも、そういった面では必要になるかというふうには思っておりますので、この点についてはこれからしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

農業を支える若い担い手不足、これが非常に深刻な状況でございます。しかし、私が日々の町の活動の中で農業の担い手の若い人とお話をすることがありますが、非常にみんな立派なすがすがしい人物が多いなというふうには思っております、そういった面で非常に期待ができるのではないかなというふうに思います。これからもそういった若い担い手を増やしていくように、町としてもしっかりと取り組んで考えていかなければならないと思います。いざれにしましても、農業につきましては大変重要なものでございます。皆様のご意見もいただいて取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 以上で、重野能之議員の質問を終わります。

◇ 高橋徳樹君

○議長（須崎幸一君） 続いて、6番、高橋徳樹議員。

6番、高橋議員。

（6番 高橋徳樹君 登壇）

○6番（高橋徳樹君） それでは、議長の許可をいただきましたので、質問通告書に基づきまして質問させていただきます。

小規模事業者の支援で産業活性化をとということでございます。

全国の小規模事業者は、全企業数の約87%、従業員数の約26%を占めており、地域の経済社会、雇用を支える存在として重要な役割を果たしております。しかしながら、取り巻く情勢は人口減少、少子高齢化、地域経済の低迷、海外との競争激化や新型コロナ感染等による劇的な社会構造変化もあり、事業の持続的発展の厳しさが指摘されております。

当町もまた同様であり、今般、町の商工会が取りまとめました経営発達支援計画によれば、令和2年度の小規模事業者数は449者、全商工業者の77.8%で、平成24年度と比較して181者、28.7%の減少でございます。業種別では全業種にわたり景況感はよくない状況が続い

ているようでございます。令和2年度以降は11業者の廃業も見られ、特に小売業分野はコロナ感染以降、生産年齢人口減少、大型店舗の出店、DX推進とITを活用する町外事業者の競合拡大等で経営環境の悪化が見られるとのこと。このままの状態では事業の継続が厳しくなることから、小規模事業者へのさらなる手厚い長期的な支援が必要と考えられますので、以下、その視点からお伺いいたします。

これまでのコロナ感染の関連などから、国からの補助金で様々な支援が実施されておりますが、これまでの実績や評価、課題は何かを伺います。

コロナ感染等で疲弊している小規模事業者に対し、商工会と情報交換を図り、最新の調査を実施し、事業維持のための町独自の支援を進めていく考えはありますか。

都市計画のマスタープラン第4章、②商業エリア、③工業エリアの方針と連動させた支援計画はありますか。

団塊世代が後期高齢者となる2025年問題を控え、今後小規模事業者の廃業対策として事業承継対策が重要です。最近、他自治体では承継支援でノウハウのある日本政策金融公庫と連携した動きが見られますので、当町も推進されてはいかがでしょうか。

コロナ禍での学校教育についてお伺いします。

コロナ禍にあって、学校現場では式典、行事等が中止されるなど、児童・生徒は制限の多い学校生活を余儀なくされていると思います。学業、体力、精神面での影響はいかがですか。もし、鬱、不登校、いじめ等あれば、どのような対策を講じておりますか。

文科省から裸眼視力1.0未満の児童が増えているとの報告があります。当町での現状、予防対策はいかがでしょうか。また、児童・生徒との家族との連携はいかがでしょうか。

2022年度、小学校6年生、中学校3年生を対象にした全国学力学習調査結果が発表されました。結果から見て課題があれば今後の指導にどう生かしていけますか。

以上、次の質問については議席にて行いたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、高橋徳樹議員のご質問にお答えをいたします。

1項目め、1点目のコロナ関連補助金交付事業の実績、評価、課題についてでございますが、コロナ禍における厳しい状況が続く中、町では小規模事業者を支援するため様々な支援策を講じてまいりました。主なものといたしましては、事業継続支援補助金、小規模事業者

持続化補助金、雇用調整助成金申請費補助金など、令和2年度から3年度にかけ合計で1億2,300万円余りの支援を行っております。中でも、小規模事業者持続化補助金におきましては、これまでに118件の申請があり、多くの事業者の皆様が持続可能な手法を検討し、新たな販路開拓や設備導入に取り組まれていることが、交付実績から伺えます。今後におきましても持続的な事業展開に結びつく効果的な支援策を講じていくことが課題であると捉えております。

2点目の小規模事業者に対する調査と町独自の支援についてでございますが、経営発達支援計画の中では、商工会経営指導員が中心となり、地区内小規模事業者に対する聞き取り調査を実施し、景況感や需要動向、経営課題などについてヒアリングを行うこととされております。

町独自の支援といたしましては、令和4年度におきまして中小事業者感染症対策及びSDGs補助金交付制度を新たに創設し、事業者支援を継続していくこととしております。国・県における各種補助制度の対象外となる部分へも支援が可能な町独自の支援策を講じ、事業者支援を継続してまいります。

3点目の都市計画マスタープランと連動させた支援計画についてでございますが、マスタープランでは目指すべき将来像として、原町駅周辺及び国道145号沿線一帯を商業エリアとし、また吾妻川対岸の川戸地区を工業エリアとして位置づけております。

経営発達支援計画につきましては、このマスタープランとの連動制、整合性を反映した形で策定された計画となっております。町の支援事業といたしましては、商業者向けには空き店舗利活用支援事業や若者企業支援補助金制度、工業者向けには企業立地促進条例に基づく奨励金交付制度などがございます。これらの支援事業も推進しながら、商工業エリア一体の活性化を進めてまいります。

4点目の廃業対策としての事業承継対策についてでございますが、今年7月に群馬県商工会連合会と日本政策金融公庫が事業承継連携支援に係る覚書を締結しております。これにより、これまでの支援を一步前進させ、小規模事業者の円滑な事業承継支援の促進を図ることとしております。町商工会におきましても周知を行った上で、承継問題を抱える事業者との面談なども、今後行っていくことが計画をされております。

なお、現在も後継者不足による事業承継相談の希望があれば、県商工会連合会を通じて政策金融公庫に紹介する仕組みとなっており、事業者からの相談に対して多方面から支援できる体制を構築しているところでございます。

2項目め、コロナ禍での学校教育についての1点目、コロナ禍で児童生徒が制限の多い学校生活を余儀なくされている中、学業面等への影響はについてでございますが、新型コロナウイルス感染症対応のため、学校設置者として国の決定や県の要請に基づき、県内小・中学校令和2年3月4日から春休みを挟んで、5月31日までの間、臨時休業とする措置を取りました。その間、登校を許可したのは4月7日の入学式の日から4日間のみで、いつ学校が再開できるか不透明な日々の中、児童生徒の学びをどのように保障していくか、精神面のフォローをいかに対応していくかなど大きな問題に直面いたしました。先生方や保護者の皆様と町が一体となって、これらを乗り越えてまいりました。

全国的にコロナ禍での学力低下が懸念されておりましたが、文部科学省が令和3年度に実施をいたしました経年変化分析調査結果によりますと、平成28年度に実施した前回調査と比較して、児童生徒の視力低下は見られなかったことが発表されております。管内の児童生徒におきましても、コロナ禍を理由とした学力の低下や体力面、精神面での影響は見受けられておりません。また、コロナ禍が誘因となった精神面の不調やいじめ、不登校に該当する事例も報告されております。

2点目の裸眼視力1.0未満の児童が増えているについてでございますが、管内の裸眼視力1.0未満の小学生は全体で174名、率とすると39.1%。中学生では全体で158人。率といたしますと58.3%でございます。前年度実施の全国調査で小学生が36.9%、中学生が60.3%の結果が報告をされております。管内児童生徒の実態は、ほぼ全国平均並みでございます。

視力低下の要因として、1人1台端末を使った授業形態を挙げる有識者もおりますが、一般的にはゲームやテレビ視聴を日常的に長時間続ける生活習慣が主な要因として考えられております。各学校では長期休業期間を中心に、ゲームやテレビに費やす時間を家族の決まり事として減らしていくアウトメディア作戦に取り組んでおります。そのような生活習慣を定着させることが視力低下の抑制につながるものと考えております。

3点目の全国学力学習状況調査についてでございますが、報告書では2020年度（令和2年度）調査結果についてのご質問となっておりますが、今年度調査結果に基づいてお答えをさせていただきます。

この全国学力学習状況調査は、義務教育の機会均衡とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握し、分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その課題を図ることを目的に、全国の小学校6年生と中学校3年生を対象として実施をされている調査でございます。

本年度は、国語、算数、数学、理科について調査が行われ、管内小・中学校ともに全国や県の平均正答率を上回った教科と下回った教科がございました。この調査では、児童生徒全員の結果を各学校に報告されておりますので、平均正答率だけに着目するのではなく、教育委員会と学校が連携を図りながら現状把握と分析を行い、学校全体と個々の課題改善を焦点化した取組を引き続き進めてまいります。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） ここで休憩を取りたいと思います。

再開を午後1時といたします。

（午前 11時45分）

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

○議長（須崎幸一君） 6番、高橋議員。

○6番（高橋徳樹君） 午後にまたいで時間調整していただきましてありがとうございます。

先ほど町長のお答えで、ちょっと2次質問させていただきます。

私、今回のコロナの前とコロナの後で、企業の状態がどうなっているのかなというのが一番関心があって、そこで商工会のほうにもいろいろ足を運んだりして聞きました。具体的にどの程度の事業が損失して、金額的なものというのはなかなか得られなかったんですね。ちょっと額的な質問になってしまいますけれども、国の大きな動きとしましては、3月ぐらいから中小企業にしては借りたゼロゼロ融資みたいなのが返済が迫られてきて、非常に特にレストランとか食品関係がかなりこれから秋に向けて厳しい状況だという国の動きのようです。商工会のその話ですと、当町ではまだそこまで悪化としてはないんですけども、じわじわそういったような影響が町にもくるでしょうとそういうようなことを聞きました。

今回聞いて、町の様々な施策といいますか、実施されているということはよく分かりました。恐らくいろいろな方が、その中でいろいろまた新しい販路開拓とかいろいろやっている

と思います。改めて、この町のこの小規模の支援するということでは、平成30年3月の町の基本条例、これが非常に、私はこの精神の中で進められているというふうに思いますので、この中の施策の中で、特に今回最後のほうで質問しましたけれども、事業承継ということでちょっとお聞きします。

なかなか皆さん一国一城の主の中で、自分事としてなかなか承継という問題を考えるのはなかなか難しいと思いますし、相当時間がかかる問題だというふうに聞いていますので、ぜひ町長、この承継のところで新たな事業者が倒産しないように、廃業しないように、また新しい創業ということで、商工会との中で町の政策として承継という問題をかなりその強いテーマというんですか、そこを改めて商工会のほうと力を入れていただいて進めていただければと思いますけれども、いかがですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 事業承継につきましては、本当に重要な課題であるというふうには考えております。今後町の商工会等ともよく状況等お互いにキャッチボールしながら、町としてこの承継をスムーズに行えるようなお手伝いができるのなら行ってまいりたいというふうに思っております。

非常に商工関係の承継問題というのは、町全体の活気につながるものでございますので、今後とも商工会と手を取り合って取り組んでまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 6番、高橋議員。

○6番（高橋徳樹君） ありがとうございます。

商工会も町との連携というのもすごく期待していますので、よろしくをお願いします。

それから、次に、この様々な施策の中で承継とも絡んでくるとは思うんですけれども、私、これからは空き店舗の利用の支援事業、町の五百何万ですがやっていますけれども、これについてすごく様々な面で新しい何と言いますか、サテライトオフィスとか様々なその運用の中で、非常に今後この支援事業を続けていっていただいて、また新しい人とか、あるいは関係事業の中でこういった方が利用できるようなことで、非常にこの空き店舗の利用支援事業というのはすごく私は期待して、今後ともぜひ継続的な支援ということでこの事業を強化していただければなんて思います。と同時に、この今やっていますけれども、食と農のマッチングということで、第2、第3のハンバーガーというんですか、町のブランドみたいなものを上げるために、この小規模事業者の農家みたいなものを取り入れてということで考えていけばいいのかなというふうに私は思っていて、今、現場は実際に、かなり現場の中で事業

者と接している商工会につきましては、いろいろ様々な法律の変更を受けて、今、二人三脚と申しますか、お互いに力をささげ合ってやりましょうという法律に変えている中で、やっぱり商工会の中でもこの新しいその何と申しますか、このブランドというんですか、それを期待できる事業者とともにつくっていききたいみたいな話がきましたので、ぜひ町長、この町が独自でやっているこの事業を今後とも、商工会は持続的な経営安定ということで一応10年スパンということでやっているようですので、長期的な視点でこういった事業をまた進めていただければと思いますけれども、町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 空き店舗の活用につきましては、岩下で小屋カフェというようなことで始めまして、私もあまりあそこの通りで看板も出していないし、行ってみると結構混んでいて人気があって、料理も我々世代には結構いい料理出すななんて思って女房と行きましたけれども、何かいわゆる言っちゃ悪いけれども、掘っ建て小屋というのが前よく言われますけれどもそれに近いような店で、それだけでもあれだけの人が入って来るというので、非常に空き店舗も幾つもありますから、やっぱり入る人がいろんな工夫を凝らして商売をやっていたら、非常ににぎやかになっていいんじゃないかななんて思います。

空き店舗につきましても、これからも空き店舗を利用したいという方は、かなりまちづくり推進課のほうにも来ておるといふうに聞いておりますので、うまく空き店舗と事業者のマッチングをさせて、ぜひこの町で大いににぎやかに商売やってほしいなというふうに思っております。

また、食による町づくりによりまして、デビルズタンバーガーを町として推進をして、かなり人気が出てきたということでもあります。町内の事業者が四万温泉のほうに行って、そのデビルズタンバーガーの店を出して、非常に今取り上げられたり、にぎやかにやっているというふうなことでございますので、やっぱり東吾妻町として、その食、こういったバラエティーに富んだ食べ物やっていますよというものをこれからもやっていけば、かなり活気が出るいいものだというふうには思っておりますので、その点につきましても専門家のアドバイスを聞きながらしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

また、台湾の基隆市の交流に絡めてお菓子屋さんが今、くるみまんじゅうだったかな、そういう名前でご試作しているということでもありますので、そういうものも非常にいいことだと思っております。

これからもいろんな工夫をして、東吾妻町にはこういったバラエティーに富んだものがあ

るんだということで空き店舗、それから食による町づくり等これからも本当にしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 6番、高橋議員。

○6番（高橋徳樹君） 台湾のことは先にちょっと言われてしまいましたけれども、ありがとうございます。

基本的にどこでも言われているらしいんですけども、このやっぱり地区内で循環的にお金が回ると、外に出ないということが課題というようなところ、町の進めていることだと思うんです。その中でちょっとお聞きします。

二、三日前に何人かの方とお会いしてお話聞いてきました。お店の方とか町内の方、業者の方に。それで今年あったくらし応援の商品券等の話の中で、こういったものにつきまして地区の小さな本当の店だけに使用できるようなということも今後政策的になんて話がちょっと聞きました。いろいろその使い勝手だとかいろんなことを考えて、行政のほうは考えてきたんだと思います。中之条等につきましては、何かそういったこのこういったような同じような商品券の扱いについては、半分ぐらいは大型店でちょっと使えないような地元の本当の店だけ使うようなというようなことがされているという話もありますので、今後こういったような商品券等々をこれからもまたあろうかと思えますけれども、そういった本当に小さな店で使っていけるようなということも、また配慮していただければなというふうに感じた次第でございます。

それで、さらに昨日か何かの新聞で、群馬県内ではお金の流出を防ぐために沼田を筆頭に電子地域通貨というのがかなり拡大されているようでございます。これはいろいろなメリットがあるようでして、我が町で独自でということもありますし、あるいは吾妻郡といいますが、もうちょっと広域な範囲の中での検討ということも出てくるのかなというふうに期待しているところなんですけれども、町長はこの電子地域通貨についての何か進めていこうとかそういったお考えはありますか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 電子地域通貨でございますけれども、沼田市の「てんぐー」ですとか太田市の「オタコ」ですか、高崎の「高崎通貨」、桐生市の「桐ペイ」ですか、そのようなことで始めているようでございますけれども、これは、やっぱりある程度の規模の大きさというのが重要じゃないかなと思います。やっぱり東吾妻町で単独でこれを出してもちょっとあまり効果が薄いのではないかなというふうに思っております。

出すなら吾妻郡全体とかそういうことになろうかというふうには思っておりますけれども、これにつきましては、なかなかちょっと町として取り組むものではないかなと考えておりますので、今後研究の課題だというふうに思います。

○議長（須崎幸一君） 6番、高橋議員。

○6番（高橋徳樹君） ありがとうございます。

それでは、ちょっと話題を変えてなんですけれども、小規模ということでちょっと思いつきとか思ったんですけれども、ふと思ったことをちょっとお話ししてまいりたいと思います。

たまたま二、三か月前にちょっと榛名湖に行ってきました、榛名湖でちょっと歩いたら馬がおりまして、そこに岡崎の方がおりました。話を聞いて非常に今厳しい状況でなかなか大変なような話を聞きました。その後、また新たに上毛新聞で娘さんをファンにSNSで非常に人気があるなんてことでありましたけれども、こういった方の中でちょっと思ったんですけれども、今、アガッタンであちらのほうかなり今町も力入れています。こういった方の話に、そういう場で展開と言いますか、何かアガッタンの近くでそういった馬車を引くとか、裸馬でもいいんですけれども、そういったようなことで相乗効果と言いますか、そんなことも小さな今後事業者という支援ということではつながっていくのかなと思いますので、そういったことも含めてぜひ町長、またそういった視点で考えていただければありがたいなと思ったんですけれども、いかがですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 榛名湖畔の周りをトテ馬車を営業している人が岡崎の人で、岡崎には結構馬を飼っている家が幾つか、何軒かあるんですけれども、それを八ッ場のダム下に出したらどうかということですか。

アガッタンが今かなりにぎやかになっていますので、できればアガッタンを主で今のところ考えていますけれども、岡崎の馬を飼っている馬主ですか、いわゆる。馬主の方がぜひやりたいというならば、その後考えてみたいと思います。

町から誘ってぜひやってくれというわけにもちょっといかないかと思うんですけれども。やるとなれば、道の駅からダム下までの道路を行くんだと思いますけれども。そういうアイデアと言いますか、そういうのも一つの今後そういうことで岡崎の馬主の方が希望するならば、一つ検討してみてもいいかなと思っております。

○議長（須崎幸一君） 6番、高橋議員。

○6番（高橋徳樹君） ちょっとこれから紅葉とか何か景色とかいろんな映えるところでは、本当に事業者の方の考えでしょうけれども、そういったこともいろいろ今後アンテナを張って、何か個人事業主ですとか小規模でやっている方のそういった事業のお手伝いみたいなものを町でできればいいなというふうにちょっと思ったものですから、お話しさせていただきました。

それから、今後さらに商工会との連携の中で人的な、人的というか今聞きましたらかなりまちづくり推進課とかなり様々な交流とか連携されているという話のようですので、今後さらにそういった活動を続けていただくようよろしくお願いをしたいなというふうに思います。

それから、コロナの学校教育の点でちょっとお聞きしたいなと思っています。

大きな問題というか回答の限りでは、非常にあまりなくて本当いいというか順調に進められているなというふうに思っています。

この最後のところで、学力学習調査結果というのは父兄の皆さんにも結果がいかれるんでしょうか。ちょっと教育長、もし分かれば教えていただきたい。

○議長（須崎幸一君） 教育長。

○教育長（山野邦明君） 保護者のほうにはいっておりません。

これは各学校でデータが送られてきて、分析をして今後の指導に生かすというそんな方向で使用しております。

ここの中には学力検査と学習の状況調査と申しまして、子供たちのアンケートがありまして、そのアンケートの中から子供の勉強の様子を探って、今後どうあるべきかという方向性を見出すものとなっております。

○議長（須崎幸一君） 6番、高橋議員。

○6番（高橋徳樹君） ありがとうございます。

すみません。それで教育長、ちょっともう一、二点すみません、お聞きします。

県内の今、児童生徒が物すごく減って5,166人減っている中で、今後も本当に生徒数が少なくなる中で少数学級といいますか、複式学級というんですかね。この辺の中でこれから方向性みたいな中で何かお考えがあればお聞きしたいのと、あと中学生の国際交流についての意義みたいなのをちょっとお聞きできればと思います。

○議長（須崎幸一君） 教育長。

○教育長（山野邦明君） 一つ、まず子供が減っているということにつきましては、今各学校では授業のほう力を入れておりますので、この方向性で進めてまいりたいというふうに思っ

ております。

それと、台湾の交流につきましては、1回だけ一昨年度、中学生を派遣をしまして交流してもらいました。とても好評でいろんなことのためになったという話を伺っております。その後、昨年度はコロナで交流ができず、今年も交流がコロナのためにできないという状況ではありますが、ただ交流をストップしているわけではなく、昨年度は手紙やDVDをこちらのいろんな中学生の活動を撮ったDVDを送って紹介をしたりというような活動を行っております。今年度につきましては、お互いテレビ電話で交流を図ろうと、今、計画をしているところであります。

英語の活用につきましては、どちらかという台湾の中学生のほうが少しできているようですので、こちらにも非常に頑張っておるんですが、通訳かたがた今年度採用しました外国語教育コーディネーターのニックさんを間に入れて、いろんな中間役をしていきたいというふうに考えております。

今後もっと来年度は交流ができればいいかなというふうに思っている次第です。

○議長（須崎幸一君） 6番、高橋議員。

○6番（高橋徳樹君） ありがとうございます。

私も台湾の交流については、若い国際交流の意義というところで、改めてまた私が常日頃から思っていることなんですけれども、検証して様々なその可能性を持つことで非常に視野を広めていただくことと同時に、やっぱりこれから将来子供たち、中学生が自分の将来の選択肢を大きく広げるための一つのきっかけになってくれればいいなというふうに思って、国際交流の重要性は教育長が多分同様の考えだと思って、すごくうれしく持っています。

今、この多感な時期に2年間ちょっと交流は止まってしまいましたけれども、非常に残念なんですけれども、ただまた台湾とは時差もありませんので、またリモートか何かでいろんな交流を続けていただければありがたいなと思っています。よろしくをお願いします。

教育長、どうですか。

○議長（須崎幸一君） 教育長。

○教育長（山野邦明君） 高橋議員のおっしゃるとおり、若い頃の交流というのはその後、未来につながるものというふうに私も確信しております。

実際、私がホームステイに引率をしていったときに、アメリカだったんですが、その行った子供たちはいろんないいところを見つけて、またそれに近い国際感覚を身につけて、仕事に入っていった子も何人もいます。そういう意味でもこの国際交流というのはとても大切で

あり、意義のあるものであるというふうに思っております。今後も一生懸命子供たちには伝えていきたいというふうに思います。

○議長（須崎幸一君） 6番、高橋議員。

○6番（高橋徳樹君） 以上です。

○議長（須崎幸一君） 以上で、高橋徳樹議員の質問を終わります。

これをもって、町政一般質問を終ります。

○議長（須崎幸一君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は議長に一任することに決定しました。

○議長（須崎幸一君） お諮りいたします。本定例会に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

◎町長挨拶

○議長（須崎幸一君） 閉会の前に、町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 令和4年第3回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6日に開会をされました今期定例会におきましては、報告関係2件、決算関係8件、条例関係15件、予算関係5件、その他3件を提出させていただき、全て原案のとおりご議決をいただき、本日閉会の運びとなりました。

今回の審議結果や、一般質問などで多岐にわたるご質問や具申もありましたが、これらの状況を真摯に受け止め、今後、町政を執行する中で生かしていきたいと存じております。

また、議員各位の会期中における熱心かつ活発なご審議と町政に対する熱意に対しまして、感謝を申し上げる次第でございます。コロナウイルス感染症につきましては、感染者数は多いものの僅かずつでございますが減少傾向にあるようでございます。当町におきましては、4回目のワクチン接種を現在行っているところであり、引き続きコロナウイルス感染症対策をしっかりと継続してまいりたいと思っております。

現在、郡民スポーツ大会が行われており、議員各位におかれましては、公私ともにご多忙な日々が続くと思いますが、健康には十分にご留意の上、町政発展と町民生活の向上のため、議員活動にますますご精励くださるようお願いを申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（須崎幸一君） 閉会に際し、ご挨拶を申し上げます。

令和4年第3回定例会は、9月6日から本日まで11日間にわたり開催され、報告2件、令和3年度決算認定8件、条例関係15件、補正予算5件、その他3件の執行部提案に加え、陳情書の審査等終始熱心にご審議をいただきました。また町政一般質問には7人が立ち、ここに終了することができました。会期中格別なるご精励をいただきました議員各位、また諸般にわたりご協力をいただきました執行部の皆様に、心よりお礼を申し上げます。

会議中の発言には、町政を執行するに当たり参考になるものがあつたかと思ひます。事務執行に当たり、それらが十分生かされてくるものと期待をいたしてあります。

さて、これから秋を迎えます。いまだ新型コロナウイルス感染症は収束とまでは至っておりませんが、スポーツ行事や秋祭りなども徐々に再開されていくことと思われまふ。特に9月25日には、議員の皆さんにご参加いただく郡民スポーツ大会が草津町を主会場に予定されております。今後につきましても、感染防止のため新しい生活様式を踏まえた行動が求められると思ひますので、皆様におかれましては、健康に十分ご留意の上、諸般の活動へのご活躍をご期待申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

◎閉会の宣告

○議長（須崎幸一君） 以上をもって、令和4年第3回定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

（午後 1時29分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

令和 年 月 日

東吾妻町議会議長 須 崎 幸 一

署 名 議 員 里 見 武 男

署 名 議 員 小 林 光 一

署 名 議 員 重 野 能 之